

栗原市都市計画マスタープラン

自然と都市、人と文化が織りなす田園都市 くりはら



平成 21 年 3 月 策定
令和 4 年 2 月 改定



【目次】

第1章 計画の概要	1
1-1. 計画策定の背景と目的.....	1
1-1-1. 策定の背景.....	1
1-1-2. 策定の目的.....	1
1-1-3. 策定の見直し.....	1
1-2. 対象区域と目標年次.....	3
1-2-1. 対象区域.....	3
1-2-2. 目標年次.....	3
1-3. 計画の内容と特徴.....	4
1-4. 都市計画マスタープランの構成.....	6
1-5. 住民意見の把握.....	7
1-5-1. 市民アンケート調査.....	7
1-5-2. 地域懇話会.....	8
第2章 都市づくりの課題整理	9
2-1. 現況及び住民意見を踏まえた都市づくりの課題.....	9
2-1-1. 土地利用.....	9
2-1-2. 都市施設.....	11
2-1-3. 都市環境.....	13
2-2. 社会経済情勢の変化を踏まえた都市づくりの課題.....	15
2-2-1. 人口減少と少子高齢化の進行.....	15
2-2-2. 災害に備えた安全・安心なまちづくり.....	15
2-2-3. 地球環境問題の顕在化.....	15
2-2-4. コンパクトなまちづくりへの転換.....	16
2-2-5. 景観まちづくりへの意識の高まり.....	16
2-2-6. 住民主体の都市づくり.....	16
第3章 都市の将来像	17
3-1. 都市づくりの目標とテーマ.....	17
3-1-1. 都市づくりの基本理念.....	17
3-1-2. 都市づくりの目標.....	18
3-1-3. 都市づくりのテーマ（将来都市像）.....	21
3-2. 将来フレームの設定.....	23
3-2-1. 人口、世帯.....	23
3-2-2. 産業.....	23
3-2-3. 土地利用.....	24
3-3. 将来都市構造.....	25
3-3-1. 都市軸.....	25
3-3-2. 基本ゾーニング.....	26

3-3-3. 都市拠点	27
第4章 分野別構想.....	30
4-1. 土地利用の方針.....	30
4-1-1. 商業業務地	31
4-1-2. 住宅地	32
4-1-3. 工業地	33
4-1-4. 複合土地利用	34
4-1-5. 自然的土地利用	34
4-2. 都市施設配置の方針.....	36
4-2-1. 交通体系	37
4-2-1-1. 道路	37
4-2-1-2. 公共交通	41
4-2-2. 公園・緑地	41
4-2-3. 河川・下水道	42
4-2-4. 公益的施設	43
4-3. 都市環境形成の方針.....	45
4-3-1. 自然環境・文化財の保全・活用	46
4-3-2. 景観形成	46
4-3-3. 生活環境	47
第5章 地域別構想.....	49
5-1. 地域区分の設定.....	49
5-2. 地域別構想.....	52
5-2-1. 築館地域	52
5-2-2. 若柳地域	60
5-2-3. 中核機能地域	67
5-2-4. 栗駒地域	74
5-2-5. 金成地域	81
5-2-6. 西部地域	88
5-2-7. 南部地域	96
第6章 実現化方策の検討.....	102
6-1. 実現化の基本方針.....	102
6-1-1. 土地利用の実現化方針	102
6-1-2. 都市施設整備の実現化方針	107
6-1-3. 都市環境の実現化方針	108
6-2. 都市計画決定へ向けた考え方.....	110
6-2-1. 土地利用の規制誘導	110
6-2-2. 都市施設	111
6-2-3. 市街地開発事業	111
6-2-4. 地区計画	112

6－3．住民主体のまちづくりの実現化.....	113
6-3-1. 協働によるまちづくり	113
6-3-2. まちづくり意識の啓発	113
6-3-3. 住民のまちづくり活動への支援	113
6－4．国・県等との連携.....	113

第1章 計画の概要

1-1. 計画策定の背景と目的

1-1-1. 策定の背景

栗原市都市計画マスタープランは、これからの本市のまちづくりの指針として、目指すべき都市の将来像とその実現に向けた取り組みの方向性を全市的視点から整理したものです。

これは、平成4年の法改正によって定められた都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という）第18条の2で示されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に基づくもので、栗原市総合計画や栗原市国土利用計画などの市の上位計画に即し、将来の都市づくりの方向性を示す計画としての位置づけがされています。

都市計画法第18条の2

1. 市町村は、議会の決議を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という）を定めるものとする。
2. 市町村は、基本方針を定めようとするときは、予め、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
3. 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
4. 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

また、平成12年法改正では、法第6条の2の規定に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、「都市計画区域マスタープラン」という）について、県が策定することとなりました。この都市計画区域マスタープランは、広域的な視点から都市の将来像を描いて、土地利用のあり方や道路などの整備方針を定めるものです。

1-1-2. 策定の目的

本市は、旧栗原郡10町村が合併して誕生した都市であり、土地利用などの都市計画・まちづくりは総合計画や国土利用計画など、それぞれの上位関連計画によって指針が定められていました。したがって、これまで個別の町村で定めていたまちづくりの方針の整合を図り、合併後の新市における指針を一本化する必要があります。

本マスタープランは、個々に定めていた諸計画を踏まえ、栗原市の具体的な将来像や土地利用、都市施設の整備方針を明らかにすることを目的とします。

また、「市民と行政が望ましい栗原市の将来像を共有すること」「地域にふさわしいまちづくりの方針を策定していくこと」など、栗原市のまちづくりの総合的な指針としての役割を果たすこととなります。

1-1-3. 策定の見直し

「栗原市都市計画マスタープラン」は、平成21年3月に旧栗原郡10町村の指針を一本化する形で策定され、栗原市総合計画に即したまちづくり計画としてその役割・機能を担ってきました。

その後、人口の減少や急速に進む少子高齢化、高度情報化の進展、環境問題の深刻化、住民の価値観の多様化、国から地方への権限委譲など、本市を取り巻く社会・環境の変化の中で、

策定から 10 年あまりが経過しました。

そこで、現在の本市の特性や課題を捉えるとともに、宮城県で策定している都市計画区域マスタープランや市の上位計画に即しながら都市計画マスタープランの策定の見直しを行い、これから概ね 20 年間にわたる本市の目指すべき姿や市民にわかりやすいまちづくりの方針を示すことを目的とします。

1-2. 対象区域と目標年次

1-2-1. 対象区域

本マスタープランの対象区域は、市域の都市計画区域を基本とします。ただし、都市計画区域外を含む一体的な取り組みが必要な場合は、市域全域を計画対象区域に含めます。また、都市計画区域外に位置する地域についても、ひとつの都市の中での位置づけ、役割を明らかにするとともに、望ましい地域の将来像を示すことに配慮した構成とします。

市域の都市計画区域は下図表に示すとおりです。市域の都市計画区域は、登米市の一部を含めた都市計画区域であることから、必要に応じて、計画対象区域に含めて検討します。

表 1-1 本市の都市計画区域

都市計画区域名称	市町村名	範囲	規模 (ha)	行政区域 (ha)
栗原都市計画区域	栗原市	行政区域の一部	9,016	80,497
	登米市	〃	125	53,612
合 計			9,141	-

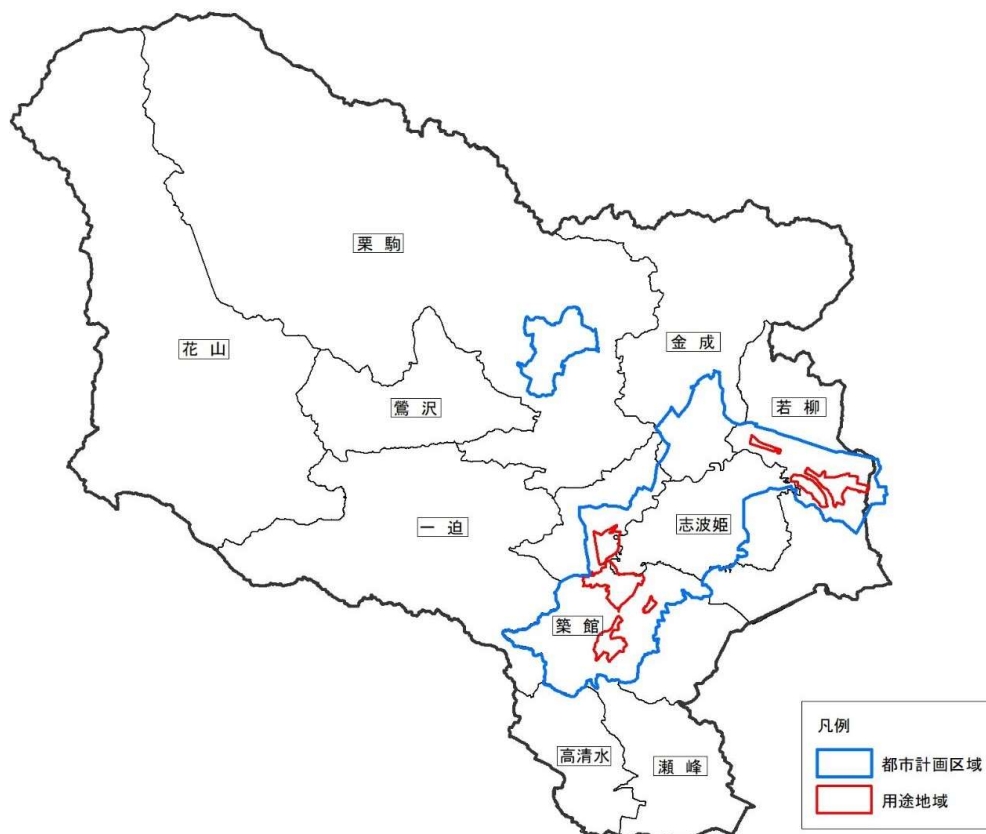


図 1-1 本市の都市計画区域

1-2-2. 目標年次

本マスタープランが目指す目標年次は、令和 4 年度より概ね 20 年後とします。ただし、各種統計データを用いる推計については、国勢調査の最新年次である平成 27 年を基準としており、令和 22 (2040) 年を将来目標年次、令和 12 (2030) 年を中間目標年次と定めて算出しています。

1-3. 計画の内容と特徴

本マスタープランに定める内容及び特徴は、次のとおりです。

★栗原市のまちづくりの理念や都市計画の目標

上位計画である第2次栗原市総合計画等に即し、概ね20年後の長期的な展望に立った「目指すべきまちの姿」を描きます。その実現に向けた都市計画の基本的な方針を示す、まちづくりを総合的、計画的に推進するための指針となります。

★地域の特性を活かした計画づくり

都市計画マスタープランは、市町村自らが策定するものであり、地域の特性を活かしていくことや固有の問題点に対応した計画づくりが求められます。反面、地方分権型社会に移行されつつある中で、都市計画制度の運用は、市町村自らの判断と責任を持って進める必要があり、そのための重要な計画となります。

★市の全体構想と地域別構想

本マスタープランの構成は、市全体の構想と地域特性を十分に踏まえた地域別構想の2つの計画で構成します。全体構想では市域を対象とした分野別の方針(土地利用・幹線道路や自然環境保全など)を明らかにします。地域別構想では市内をいくつかの地域に分けて、それぞれの地域ごとにまちの将来を考えます。

★住民参加の計画策定

策定にあたっては広く市民の意見、意向を伺った上で計画に反映させることが重要です。住民参加によって計画を策定していくことが都市計画法に定められています。

本市では計画策定の過程で、地域懇話会の開催、市民及び中学生へのアンケート調査、パブリックコメント*を実施しております。

★関連計画との整合性

本市のまちづくりに関する構想、計画には、第2次栗原市総合計画、第2次栗原市国土利用計画などがあります。本マスタープランは、これらの上位計画に即すとともに、市の関連計画等と整合を図りつつ策定されます。

マスタープラン策定後は、道路、公園・緑地などの個別の分野において、本マスタープランとの整合を図りながら、計画や事業が整理されることとなります。

また、本マスタープランは、都市づくりの基本方針を定めるものであり、個別・具体の都市計画決定の詳細(土地利用や建築物の制限の内容など)や事業計画(道路・公園・下水道の整備など)を定めるものではありません。

※パブリックコメント

行政機関が計画の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く住民等の皆さんから意見や情報を提出していただく機会を設け、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うこと

本マスタープランの位置づけや各種計画との関連、活用の考え方は次のとおりです。

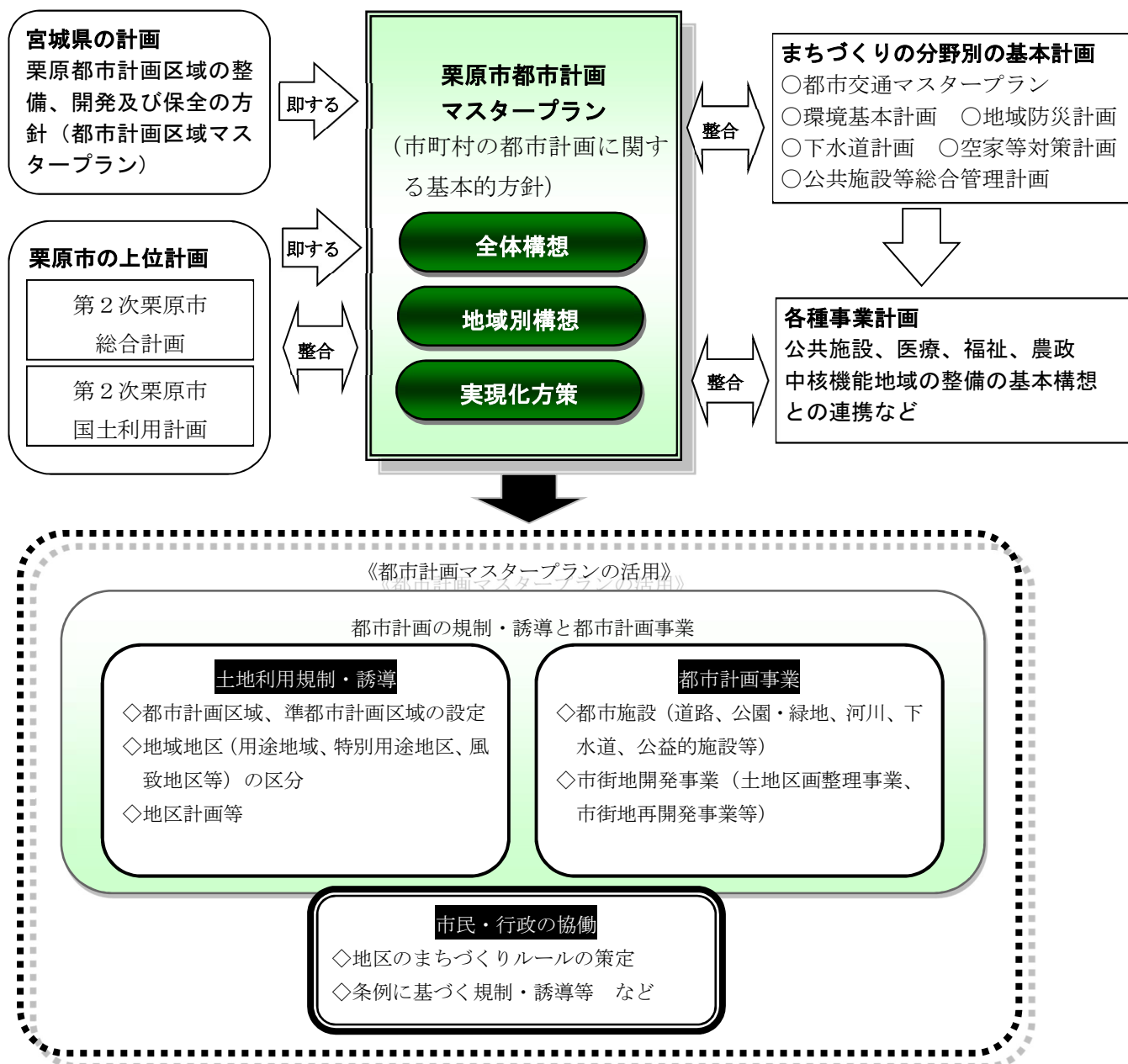


図 1 - 2 計画の位置づけ

1-4. 都市計画マスタープランの構成

本マスタープランの構成と策定の流れは、次のとおりです。

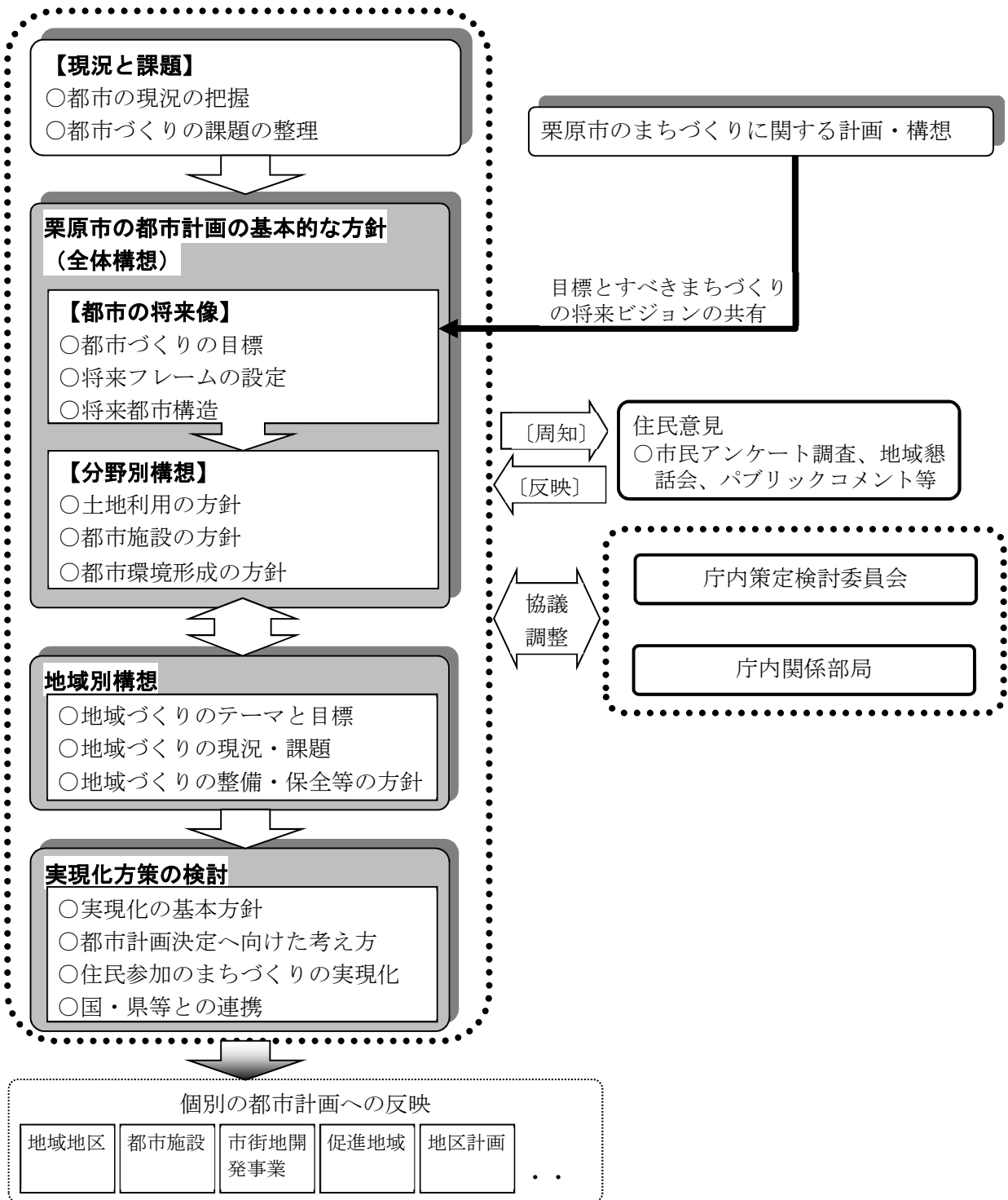


図1-3 本マスタープランの構成

1-5. 住民意見の把握

1-5-1. 市民アンケート調査

本マスタープランの策定あたり、市民アンケート調査を実施しています。その概要は次のとおりです。

目 的	○ 市民のまちづくりに関する意識を把握すること ○ 市民の意見や要望をマスタープランの計画策定に反映させること
調査期間	平成 30 年 10 月～11 月
調査対象	①②を合わせた 3,000 人 ① 18 歳以上 80 歳未満の栗原市民 2,478 人 (住民基本台帳より、地域別人口比を考慮の上、無作為に抽出) ② 市立中学校の中学 2 年生 552 人 (全生徒)
調査方法	①一般市民：郵送による配布・回収 ②中学 2 年生：教育委員会に依頼し、ホームルームなどの時間を利用して、配布・記入・回収
回収結果	○回収数 合計：1,389 人 →内訳 ①一般市民：939 人 ②中学生：450 人 ○回収率 合計：46.3% →内訳 ①一般市民：37.9% ②中学生：86.2%
設 問	問 1 回答者ご自身について 問 2 行動別の行き先 ・市民の行動範囲、地域・周辺市町村との繋がりを把握 問 3 まちづくりの状況 ・栗原市全体と地域ごとのまちづくりの現状の評価 問 4 栗原市の将来 ・栗原市全体、お住まいの地区の将来のイメージの把握 問 5 栗原市の将来のまちづくり ・将来どのようなまちづくりが求められているか把握 問 6 お住まいの地区に必要な施設 ・お住まいの地区に必要な施設の把握 問 7 その他 (自由記述)

1-5-2. 地域懇話会

本マスタープランの見直しにあたり、住民意見が反映されるよう「栗原市都市計画マスタープラン地域懇話会」を設置し、様々なご意見を伺いました。委員は、都市計画区域を有する築館、若柳、志波姫、金成、栗駒の5地域から2名ずつ選任し、10名で組織しました。

地域懇話会は、令和3年1月から令和3年5月までに、計3回開催しています。

【第1回】

日時：令和3年1月14日（木）14：00～15：30

場所：栗原市役所 講堂

意見交換内容：金成・栗駒地域の現状と将来像について

【第2回】

日時：令和3年2月16日（火）14：00～16：00

場所：栗原市役所 講堂

意見交換内容：築館・若柳・志波姫地域の現状と将来像について

【第3回】

日時：令和3年5月28日（金）13：30～15：00

場所：栗原市役所 講堂

意見交換内容：地域別構想における地域づくりのテーマと目標について

第2章 都市づくりの課題整理

2-1. 現況及び住民意見を踏まえた都市づくりの課題

本市の現況や社会経済情勢の変化、上位計画の位置づけ、市民アンケート結果等を踏まえ、土地利用、都市施設、都市環境の分野別にまちづくりの課題を整理します。

2-1-1. 土地利用

(1) 住宅地

現況・計画の位置づけ等	課題
<p>《現況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総人口の減少傾向が続き、少子高齢化が進展しています。 ・将来的には市街地内の人口も減少すると見込まれています。 <p>《社会経済情勢の変化》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢社会に対応したまちづくりが求められています。 <p>《法制度や上位計画等の位置づけ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生特別措置法の改正により、全国的に街なか居住とコンパクトな集約型まちづくりが求められています。 <p>《市民アンケート結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「閑静な住環境のあるまち」のイメージが強くなっています。 	<p>【住環境の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地、集落地の住環境の向上と安全・安心な住宅地づくりが必要です。 <p>【居住誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無秩序な市街地の拡大を抑制するとともに、市街地内や地域拠点への居住の適正な誘導が必要です。

(2) 商業地

現況・計画の位置づけ等	課題
<p>《現況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店数、従業者数は減少しています。 ・年間商品販売額は近年、増加と減少を繰り返しています。 <p>《社会経済情勢の変化》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の衰退や空き店舗の増加などのまちづくりの課題があります。 <p>《法制度や上位計画等の位置づけ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生特別措置法の改正により、市街地への機能集約化、コンパクトな集約型まちづくりが求められています。 <p>《市民アンケート結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日の買い物は主に市外で行われています。 ・各地区では、日常的な買い物をする店舗などの施設が求められています。 	<p>【都市機能の集積】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市にふさわしい、都市機能が集積する市街地づくりが必要です。 <p>【賑わいの再生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地の賑わいの再生、魅力の向上などに向けた取り組みが必要です。 <p>【適正な土地利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路沿道の土地利用の適正な誘導が必要です。

(3) 工業地

現況・計画の位置づけ等	課題
<p>《現況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期的に事業所数、従業者数が減少しています。 ・製造品出荷額は横ばい傾向にあります。 	<p>【雇用の促進、産業の活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用促進、産業の活性化を支援する基盤づくりが必要です。 <p>【企業誘致】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業振興のための適正な土地利用誘導と、企業誘致促進に向けた働きかけが必要です。
<p>《社会経済情勢の変化》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の活性化につながる地域資源・特性を活かした産業振興が求められています。 	
<p>《法制度や上位計画等の位置づけ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第2次栗原市総合計画」により、有利な交通条件を生かした産業集積拠点の形成が求められています。 	
<p>《市民アンケート結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「十分な働く場所（工場・事業所など）」の満足度が低く、雇用の場所の確保が求められています。 	

(4) 農地・自然

現況・計画の位置づけ等	課題
<p>《現況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家数及び耕地面積は減少傾向にあります。 	<p>【自然環境の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市を象徴する山、田園などの豊かな自然環境の保全が必要です。 <p>【農地、山林の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹産業である第1次産業の振興と併せ、多面的機能を有する農地、山林を維持・保全していくことが必要です。 <p>【景観形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光、交流、景観形成に向けた自然環境等の地域資源の有効活用が必要です。
<p>《社会経済情勢の変化》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に対する意識が高まっており、各種の取り組みが行われています。 	
<p>《法制度や上位計画等の位置づけ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第2次栗原市環境基本計画」により、豊かな自然環境と共存し、その恩恵を将来に継承するまちを目指す位置づけられています。 	
<p>《市民アンケート結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「山林、河川、農地など自然環境の豊かさ」の満足度が高く、維持・保全が求められています。 	

2-1-2. 都市施設

(1) 交通施設

現況・計画の位置づけ等	課題
<p>《現況》</p> <ul style="list-style-type: none">・くりこま高原駅の近年の利用者数は横ばいから、近年、微減しています。・市内のバス交通は外往来路線、地域間路線、地域内路線（乗合デマンド交通）の3種類の路線で運行されています。	<p>【道路整備・維持】</p> <ul style="list-style-type: none">・広域連携を促進する国、県道など幹線道路の整備や維持が必要です。 <p>【歩行空間の確保】</p> <ul style="list-style-type: none">・安全で快適な生活のため身近な市道の整備や歩行空間の確保が必要です。 <p>【公共交通の充実】</p> <ul style="list-style-type: none">・過度に自動車移動に依存せず、気軽に利用できるバスなどを中心とした公共交通の維持、充実が必要です。
<p>《社会経済情勢の変化》</p> <ul style="list-style-type: none">・公共施設は、既存ストックの維持・長寿命化が求められています。・少子高齢社会や環境保全の観点から、公共交通の役割が見直されています。	
<p>《法制度や上位計画等の位置づけ》</p> <ul style="list-style-type: none">・「栗原市公共施設等総合管理計画」が策定されています。・「栗原市地域公共交通網形成計画」により、市街地や地域拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの維持・再生が求められています。	
<p>《市民アンケート結果》</p> <ul style="list-style-type: none">・日常生活の交通手段は主に自家用車となっており、自動車依存が高くなっています。・「歩道の整備」の満足度が低く、歩道や道路の安全性の確保が求められています。	

(2) 公園・緑地

現況・計画の位置づけ等	課題
<p>《現況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画公園はすべて整備済みとなっています。 	<p>【公園・緑地の適正管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地の憩いの拠点となる公園・緑地は市民ニーズに沿った適正管理が必要です。 <p>【公園・緑地の適正配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ形成や防災などに配慮し、公園・緑地の適正配置が必要です。 <p>【公園・緑地の維持管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が主体となった公園・緑地の維持管理の促進が必要です。
<p>《社会経済情勢の変化》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢社会や防災意識の向上などにより、公園に求められる子育て世代・高齢者や防災面に配慮した機能や設備、需要が変化しています。 	
<p>《法制度や上位計画等の位置づけ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「栗原市公共施設等総合管理計画」が策定されています。 	
<p>《市民アンケート結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公園の整備」「日常や休暇に遊ぶことのできる場所の充実」の満足度が低く、市民の余暇の居場所が求められています。 	

(3) 河川・下水道

現況・計画の位置づけ等	課題
<p>《現況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備が行われていますが、迫川圏域内の河川管理施設が老朽化してきております。 ・下水道事業は年々進められており、普及率は増加傾向で、水洗化率は増加しています。 	<p>【治水機能の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強いまちづくりのため河川、水路などの治水機能の強化が必要です。 <p>【河川等の維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の緑豊かな河川、湖沼等の自然環境を維持していくことが必要です。 <p>【浸水被害対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地の浸水被害を防止するための雨水の排水処理施設等の充実が必要です。 <p>【下水道の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図るための下水道などの汚水処理施設の整備が必要です。
<p>《社会経済情勢の変化》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震、風水害など災害に対する住民の意識が高まっています。 ・下水道に関しては、「栗原市公共施設等総合管理計画」が策定されています。 	
<p>《法制度や上位計画等の位置づけ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災を教訓に、災害対策基本法、水防法等が強化されています。 ・下水道に関しては、「栗原市公共施設等総合管理計画」が策定されています。 	
<p>《市民アンケート結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「散策できる緑道、河川、湖沼」の満足度が比較的低くなっています。 	

(4) その他の公共施設等

現況・計画の位置づけ等	課題
<p>《現況》</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の公共公益施設には、施設の老朽化が進んでいる施設がみられます。 本市は豊富な歴史的文化的遺産、観光資源に恵まれています。 <p>《社会経済情勢の変化》</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の総合的なあり方に関する計画が策定されています。 <p>《法制度や上位計画等の位置づけ》</p> <ul style="list-style-type: none"> 「栗原市公共施設等総合管理計画」により、公共施設の維持管理等について位置づけられています。 都市再生特別措置法の改正により、市街地への機能集約化、コンパクトな集約型まちづくりが検討されています。 <p>《市民アンケート結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地区では「身近な医療を行う病院・診療所」の立地が求められています。 	<p>【適正配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地に集積されている都市施設の機能維持と適正な再配置による利便性の向上が必要です。 <p>【バリアフリー化の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者や子育て世代をはじめとする全ての人が利用しやすい施設に向けてバリアフリー化の促進が必要です。 <p>【交流施設等の維持活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道の駅等の地域の施設については、交流機能も付帯し、維持・活用が必要です。

2-1-3. 都市環境

(1) 景観

現況・計画の位置づけ等	課題
<p>《現況》</p> <ul style="list-style-type: none"> 水辺環境や田園風景、歴史的景観などの豊かな自然景観及び歴史的文化を有しています。 <p>《社会経済情勢の変化》</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地の景観づくりへの意識が高まっています。 <p>《法制度や上位計画等の位置づけ》</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国的に、景観法に基づく住民主体の景観まちづくりが進められています。 <p>《市民アンケート結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来「閑静な住環境のあるまち」のイメージが強くなっています。 「商店街のまち並みのきれいさ」の満足度が低くなっています。 	<p>【自然景観の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> 山、湖、田園などの自然景観の保全が必要です。 <p>【歴史文化の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史的・文化的景観の保全が必要です。 <p>【観光振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の地域資源を活かした観光振興が必要です。 <p>【景観づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市施設などの整備、改善による景観づくりが必要です。 <p>【景観づくりの誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民が主体となった街の景観づくりの誘導が必要です。

(2) 防災

現況・計画の位置づけ等	課題
<p>《現況》</p> <ul style="list-style-type: none">本市の市街地を含む都市計画区域内に浸水想定区域が指定されています。都市計画区域内には一部に土砂等による災害危険箇所があります。	<p>【都市防災】</p> <ul style="list-style-type: none">防災対策機能を備えた防災活動の拠点となる防災拠点施設や、安全な避難路・避難道路の確保、建築物の耐震化などの都市防災の強化による安全・安心なまちづくりが必要です。 <p>【自主防災活動等】</p> <ul style="list-style-type: none">官民協働による防災、減災意識のさらなる啓発、自主防災活動等による防災意識の向上が必要です。
<p>《社会経済情勢の変化》</p> <ul style="list-style-type: none">地震、風水害など自然災害に対する住民の意識が高まっています。	
<p>《法制度や上位計画等の位置づけ》</p> <ul style="list-style-type: none">東日本大震災等を教訓に、災害対策基本法、水防法等が強化され、「第2次栗原市総合計画」においても、災害に強いまちづくりを推進することが位置づけられています。	
<p>《市民アンケート結果》</p> <ul style="list-style-type: none">将来のまちのイメージとして「災害に強いまち」が最も高くなっています。	

2-2. 社会経済情勢の変化を踏まえた都市づくりの課題

都市計画・まちづくりの分野において、留意すべき近年の社会経済情勢の変化について次のとおり整理します。

2-2-1. 人口減少と少子高齢化の進行

- ・我が国は、人口減少の時代を迎えており、晩婚化や出生率の低下、平均寿命の伸長など、少子高齢社会が進行しています。
- ・宮城県の人口推計では、今後も人口減少が続くと予測されており、当該計画期間内における今後20年間においても人口の増加は見込めない状況です。
- ・本市においても人口減少傾向にあり、将来的にも人口減少は避けられないと予測されています。「栗原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、令和42(2060)年で35,036人を確保することを目標としています。
- ・団塊世代の大量退職の時期を迎え、生産年齢人口の減少に伴う社会経済活動の活力低下が懸念されています。
- ・高齢者や子育て世代をはじめとする全ての人に優しい、安心して暮らせる都市づくりが求められており、本市においても同様の課題を抱えていることから、その対応が必要です。
- ・地域の活性化につながる魅力ある地域づくりが求められています。

《都市づくりの課題》

- ・人口減少社会に順応したまちづくり
- ・地域コミュニティの維持
- ・子育て環境や若者の魅力ある就労の場の整備
- ・地域に定住できる環境づくりや高齢者や子育て世代をはじめとする全ての人の生活を支援する住環境づくり
- ・道路や公共公益施設のバリアフリー化
- ・地域資源・特性を活かした地域活力の増進

2-2-2. 災害に備えた安全・安心なまちづくり

- ・東日本大震災などの地震災害、各地にみられる局地的な集中豪雨によるがけ崩れや浸水被害など、都市に大きなダメージを与える災害が発生しています。
- ・災害に備え、安全に生活し安心して暮らせる住環境づくりとまちづくりが求められており、本市においても、官民が一体となった安全・安心なまちづくりを進めています。

《都市づくりの課題》

- ・災害に強い都市基盤整備の推進
- ・住民と行政が一体となった安全・安心なまちづくりの推進

2-2-3. 地球環境問題の顕在化

- ・温室効果ガスの過剰排出による地球温暖化など、地球規模での環境問題が顕在化しています。
- ・自治体や企業のみならず、住民のエコに対する意識や活動・取り組みは高揚しています。
- ・まちづくりにおいては、低炭素社会づくりへの対応が求められています。また、本市の貴

重なる資源である自然環境の保全も必要です。

《都市づくりの課題》

- ・ 循環型社会へ向けての対応、取り組み
- ・ 無秩序な市街地の拡大の抑制
- ・ 豊かな農地、水辺や緑の資源の維持・保全

2-2-4. コンパクトなまちづくりへの転換

- ・ これまでのまちづくりは、人口の増加や自動車が生活必需品として普及したことにより、住宅市街地や大型商業店舗、公共施設が郊外に立地するなど、様々な都市機能が拡散する傾向にありました。
- ・ その結果、全国的な中心市街地の衰退による空き家・空き店舗の増加や市街地整備・維持に係る財政負担の増大など、まちづくりを進める上で大きな支障となっています。
- ・ 本市においても、都市機能がコンパクトに集約した、将来にわたって持続可能な都市構造の構築、公共交通ネットワークの再構築が求められています。

《都市づくりの課題》

- ・ 人口減少、少子高齢化に対応した都市構造の構築
- ・ 既存施設の有効活用

2-2-5. 景観まちづくりへの意識の高まり

- ・ まちづくりに関する住民意識の向上や価値観の多様化、社会経済情勢の変化などに伴い、街の質やイメージを向上させるものとして、美しい、優れた「景観」に対する意識が高まっています。
- ・ 本市においても、自然景観・眺望、歴史・文化景観、街並み景観など、先人から受け継ぐとともに、新たな景観を育て、次世代への継承によって都市の豊かさを守り、創造していくことが求められています。

《都市づくりの課題》

- ・ 景観資源の維持・継承
- ・ 魅力ある景観づくりの推進

2-2-6. 住民主体の都市づくり

- ・ まちづくりやボランティア活動に対する住民の意識は高揚し、これを反映して自発的な社会活動や地域社会への参加も高まっています。
- ・ 都市計画においても住民参加の仕組みづくりや住民の発意によるまちづくりなど、住民参加型のまちづくりを推進していく必要があります。
- ・ 住民のまちづくり活動を支援する行政の体制づくりを進め、官民協働のまちづくりに取り組んでいく必要があります。

《都市づくりの課題》

- ・ 住民参加のまちづくりの推進
- ・ 住民のまちづくり活動を支援する行政の体制づくり

第3章 都市の将来像

3-1. 都市づくりの目標とテーマ

3-1-1. 都市づくりの基本理念

本市の都市づくりの基本理念は、上位計画である「第2次栗原市総合計画」において定められた市政運営の理念『市民が創るくらしたい栗原』を共有していくものとします。

古来より栗駒山を水源とする清らかな水が、複数の河川を經由して、栗原で暮らす人々の生活に繁栄をもたらせてきました。栗原の歴史は、自然環境と人々の日常生活が良好な関係を築いてきた歴史でもあります。

そして現在においても、先人から引き継いできた自然が多く残されており、都市型の生活環境に疑問を感じている現代人が抱く「自然と共生しながら自分らしく生きるための理想的な生活環境」への憧れを受け入れる可能性を残しています。

これからの栗原市において、恵まれた自然環境を生かし、国際的視野と情報を携えた、人間社会が築くべき環境と共生する理想的な生活空間を創造するために、市政運営の理念として掲げた、

「市民が創る くらしたい栗原」

を前総合計画から継承し、市民が主体的になって地域づくりに取り組むこれまでのまちづくりをさらに進めるため、次のとおり市の将来像を提示します。

(出典：第2次栗原市総合計画)



3-1-2. 都市づくりの目標

本マスタープランが目指す都市づくりの目標は、上位計画（第2次栗原市総合計画、第2次栗原市国土利用計画）や都市づくりの課題、住民意見を踏まえた将来像等を基に、次の5つの目標を設定します。

都市構造

都市づくりの課題

- 〔住宅地〕住環境の向上
- 〔商業地〕都市機能の集積、適正な土地利用
- 〔交通〕道路整備・維持、公共交通の充実
- 〔公共施設等〕適正配置

第2次栗原市総合計画 : 質の高い暮らし、小さなコミュニティ

第2次栗原市国土利用計画 : 自然環境とのバランス

都市づくりの目標

〔1〕中心地や各地域が利便性の高い公共交通で結ばれた田園都市構造の形成

各地域の中心地に都市の機能がコンパクトに集積し、これらの拠点が利便性の高い交通ネットワークにより有機的に結ばれた都市構造の形成を推進します。（コンパクトシティ・プラス・ネットワーク*）

都市を支える持続可能な交通体系の構築に向け、バスやデマンド型交通などのサービスによる地域内外及び広域への移動需要に対応した公共交通網の形成を持続します。

※栗原市が目指すコンパクトシティ・プラス・ネットワーク

市民生活の質的向上を図るため、各地域に身近な生活基盤の充実と形成を図りながら、市の中心となる地域へ医療・福祉、商業施設、公共施設などの都市機能を集積し、それぞれの地域を利便性の高い公共交通で結ぶ都市構造を目指すもの。

自然環境と文化の保全・活用

都市づくりの課題

- 〔農地・自然〕自然環境と農地、山林の保全、景観形成
- 〔公園・緑地〕公園・緑地の維持管理
- 〔河川・下水道〕河川等の維持、下水道の整備
- 〔公共施設等〕交流施設等の維持活用
- 〔景観〕自然環境と歴史文化の保全、観光振興、景観づくり

第2次栗原市総合計画 : 美しい景観、地域資源

第2次栗原市国土利用計画 : 優良な農地

都市づくりの目標

〔2〕豊かな自然環境及び歴史文化の保全と観光への活用

本市を象徴する豊かな自然環境と歴史文化を維持・保全していくことを基本とし、この貴重な田園・森林、歴史文化等の資源を後世に継承可能なまちづくりを推進します。

豊かな自然を将来に継承するために、保全と活用のバランスが取れた計画的な土地利用を推進するとともに、地域資源としての活用を推進します。

商工業の振興

都市づくりの課題

〔商業地〕賑わいの再生

〔工業地〕企業誘致、雇用の促進、産業の活性化

第2次栗原市総合計画 : 産業育成、企業誘致

第2次栗原市国土利用計画 : 商業地形成、良好な事業環境、産業集積拠点

都市づくりの目標

〔3〕商工業の振興に向けた基盤整備

住民の要望の多様化や高齢化社会に対応した地域経済の基盤を整備するため、親しみやすく魅力的な商業地形成への支援や、既存産業の良好な事業環境の整備を推進します。

市内の有利な高速交通網と築館インター工業団地及び若柳金成インター工業団地をはじめとする工業団地を最大限に活用した産業集積拠点の形成を目指し、新しい産業の立地・育成のために必要な措置を講じます。

中核機能地域の形成

都市づくりの課題

〔住宅地〕居住誘導

〔商業地〕都市機能の集積、賑わいの再生

〔交通〕道路整備、歩行空間の確保、公共交通の充実

〔公園・緑地〕公園・緑地の適正配置

〔公共施設等〕適正配置

〔景観〕景観づくりの誘導

第2次栗原市総合計画 : 安全・安心、市民参加型まちづくり

第2次栗原市国土利用計画 : 交流人口増、生活の質的向上

都市づくりの目標

〔4〕新たな中核機能地域の形成

国道4号築館バイパスや、みやぎ県北高速幹線道路など、高速交通網の結節点となる、東北新幹線くりこま高原駅周辺から築館地域宮野地区までの地域を新たに中核機能地域として位置付け、将来的な市民の要望への対応や、交流人口の増加を図るために必要な施策を展開します。

あわせて、市内各地区における市民生活の質的向上を図るため、生活基盤の整備や利便性が高い交通ネットワークの構築等を推進し、広い市域の効果的な土地利用を推進します。

防災・減災

都市づくりの課題

〔公園・緑地〕公園・緑地の適正配置

〔河川・下水道〕治水機能の強化、浸水被害対策（河川）

〔防災〕都市防災、自主防災活動等

第2次栗原市総合計画 : 安全・安心

第2次栗原市国土利用計画 : 防災基盤の強化、最小限の被害

都市づくりの目標

〔5〕災害に強いまちづくりの推進

防災基盤の強化を図り、市民が安全に安心して暮らすことができるよう、地震や風水害等の自然災害に備えた土地利用、さらには被害を最小限に抑える防災・減災を目指した土地利用を推進します。

地域ぐるみの防災体制を確立するため、自主防災組織など市民の自主的な防災活動を支援し、災害に強いまちづくりを推進します。

3-1-3. 都市づくりのテーマ（将来都市像）

本市の都市づくりのテーマは、上位計画等における都市づくりの理念、本マスタープランにおける都市づくりの目標等を踏まえて、『自然と都市、人と文化が織りなす田園都市 くりはら』と設定します。

【都市づくりの目標とテーマ（将来都市像）】

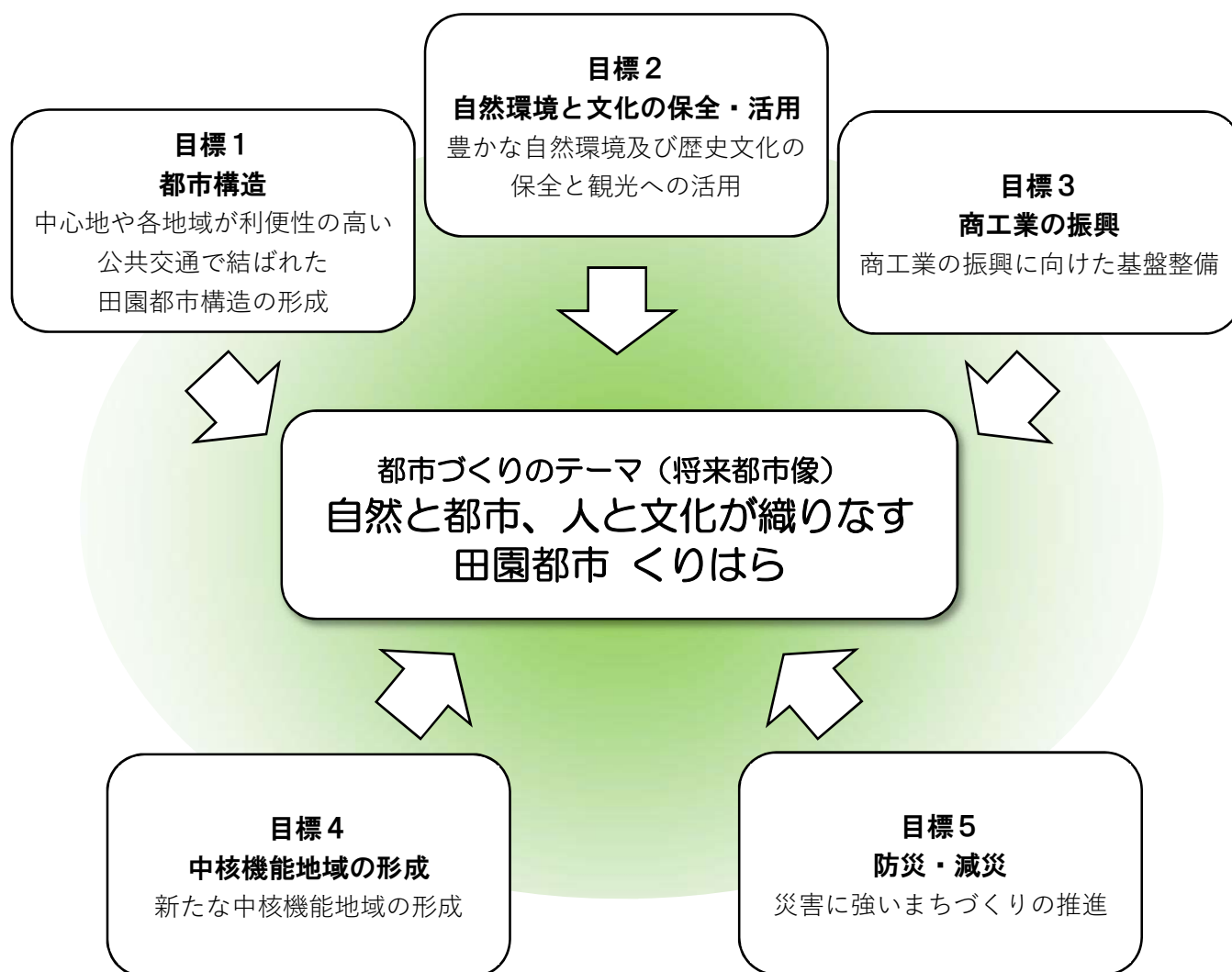


図3-1 都市づくりのテーマの概念

都市づくりの目標とテーマ（将来都市像）の流れ



3-2. 将来フレームの設定

将来フレームは、将来の都市や市街地の大きさ・枠組みを数値で表現します。本マスタープランでは、人口・世帯、産業経済、土地利用の項目について、将来のフレームを定めます。

3-2-1. 人口、世帯

将来フレーム設定に向けた考え方	将来フレーム				
	項目	基準年次	令和 12 年	令和 22 年	
<p>◆総人口は、市全体で微減傾向にあり、さらに将来、我が国の人口減少が予測される中で、今後とも減少傾向が継続されるものと想定されます。</p> <p>◆各種の定住施策を展開し、人口の減少率の低下を抑制します。</p> <p>◆核家族化の進展に伴い、世帯当たり人員は今後とも減少傾向と想定されます。</p> <p>◆都市機能が集約されている市街地や各地域の中心地への定住人口を確保していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途地域内への定住促進による世帯数の増加 ・用途地域内の現住人口の維持と減少率の抑制 	市全体	人口	(平成 27 年) ^{※1} 69,906 人	55,700 人	48,000 人
		世帯	(平成 27 年) ^{※1} 23,133 世帯	20,600 世帯	19,100 世帯
		世帯人員	(平成 27 年) ^{※1} 3.02 人/世帯	2.71 人/世帯	2.51 人/世帯
	用途地域	人口	(平成 27 年) ^{※1} 12,900 人	12,300 人	11,500 人
		世帯	(平成 27 年) ^{※1} 4,300 世帯	4,500 世帯	4,600 世帯
		世帯人員	(平成 27 年) ^{※1} 3.02 人/世帯	2.71 人/世帯	2.51 人/世帯

3-2-2. 産業

将来フレーム設定に向けた考え方	将来フレーム			
	項目	基準年次	令和 12 年	令和 22 年
<p>◆各種支援事業を展開し、市内企業の技術力・生産力向上によって受注・生産等拡大を促進するとともに、高速交通体系を活かした新たな産業基盤整備と企業誘致の推進を図ります。特に、自動車・高度電子機械・食関連のほか、製造業を支える物流産業を支援することにより製造品出荷額の増加を目指します。</p> <p>◆中心市街地や各地域の商店街の活性化支援などによる商業地の再生と、東北新幹線くりこま高原駅周辺の大型ショッピングセンターの出店や田園観光都市づくりの展開等の観光・交流振興などによって広域的な集客力の向上等に取り組み、商品販売額が微増していくことを目指します。</p>	製造品出荷額	(平成 29 年) ^{※2} 109,237 百万円	131,800 百万円	143,500 百万円
	年間商品販売額	(平成 28 年) ^{※3} 89,688 百万円	94,000 百万円	95,700 百万円

※1 国勢調査（平成 27 年）より

※2 工業統計調査（平成 29 年）より

※3 商業統計調査（平成 28 年）より

3-2-3. 土地利用

将来フレーム設定に向けた考え方	将来フレーム			
	項目	基準年次	令和 12 年	令和 22 年
<p>◆都市的土地利用を図る区域と自然環境、集落・田園環境を保全する区域を明確にし、無秩序な市街地の拡大の抑制を基本とします。</p> <p>◆用途地域内の世帯数の増加に対応する住宅地需要は、現用途地域内で確保します。用途地域内には、未利用地が多く残っている状況から、住宅系市街地の拡大は基本的に行わないものとしします。</p> <p>◆東北新幹線くりこま高原駅周辺は、移住定住を促進する住環境を創出するため住宅系市街地を規制誘導していきます。</p> <p>◆工業地は、原則として、既存の工業地の規模を維持していきます。</p> <p>◆商業地は、築館地区、若柳地区の商業系市街地を維持していきます。</p> <p>◆東北新幹線くりこま高原駅周辺や IC 周辺の都市的開発の見込みがある地域や幹線道路整備等に併せた沿道街区等、必要に応じて商業地を計画的に規制誘導していきます。</p>	住居系市街地	(令和 2 年) 479.3ha ^{※4}	479.3ha (現状維持)	479.3ha (現状維持)
	工業系市街地	(令和 2 年) 290.6ha ^{※4}	290.6ha (必要に応じて拡大)	290.6ha (必要に応じて拡大)
	商業系市街地	(令和 2 年) 56.1ha ^{※4}	56.1ha (必要に応じて拡大)	56.1ha (必要に応じて拡大)

※4 用途地域面積

3-3. 将来都市構造

将来都市構造は、将来の都市の骨格をなす姿形を概念図で表現します。本マスタープランでは、「骨格となる都市軸」「基本ゾーニング」「都市の拠点」の配置、機能の位置づけを定めます。

3-3-1. 都市軸

(1) 広域高速軸

- ・対象路線：東北縦貫自動車道、みやぎ県北高速幹線道路、東北新幹線
- ・仙台都市圏をはじめ県内外の主要都市、さらには首都圏を直接的に結ぶ高速交通ネットワーク軸を形成します。

(2) 広域骨格都市軸

- ・対象路線：国道4号及び国道4号築館バイパス
- ・国道4号及び国道4号築館バイパスは、東北縦貫自動車道や東北新幹線の広域高速軸と合わせて、東北地方の大動脈となるネットワークの一翼を担う骨格軸として位置づけます。
- ・本市においては、築館地域の市街地内の骨格を形成するとともに高清水地域、金成地域を通り、さらに隣接する大崎市や一関市の中心市街地をはじめとする主要都市間を連絡し、広域的な都市活動を支える南北方向の都市軸を形成します。

(3) 広域都市軸

- ・対象路線：国道398号、国道457号
- ・国道398号は、隣接する登米市、秋田県湯沢市などの都市間を連絡する東西方向の広域的な都市軸として位置づけます。本市においては、築館地域及び若柳地域の市街地内の骨格を形成するとともに、双方の市街地間を直接的に結び、さらに志波姫地域、一迫地域、花山地域の中心地を連携する東西方向の都市軸を形成します。
- ・国道457号は、市域の西側を南北方向に通り、市内を縦断して大崎市や一関市などの隣接都市間を連絡する南北方向の広域的な都市軸として位置づけます。本市においては、栗駒地域と鶯沢地域の中心地や花山地域を連携する南北方向の都市軸を位置づけます。

(4) 地域軸

- ・対象路線：
(主) 古川佐沼線、(主) 中田栗駒線、(主) 栗駒岩出山線、(主) 河南築館線、
(主) 築館登米線、(主) 築館栗駒公園線、(主) 古川一迫線、(一) 真山高清水線、
(一) 若柳築館線、(一) 伊豆沼くりこま高原駅線、(一) 栗駒金成線
※ (主)：主要地方道、(一)：一般県道
- ・広域骨格都市軸及び広域都市軸を補完し、市内に分布している地域やIC、東北新幹線くりこま高原駅などを機能的に結ぶことで、田園都市を構成する利便性の高い交通ネットワークを形成し、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現を図ります。

3-3-2. 基本ゾーニング

《基本的な考え方》

都市的な土地利用を促進する「都市的土地利用ゾーン」と自然や田園環境の維持・保全を基本に、無秩序な都市化を抑制する「環境保全ゾーン」の明確な区分を行います。

(1) 都市的土地利用ゾーン

①市街地ゾーン

- ・ 築館地域及び若柳地域の用途地域が指定されている地域を位置づけます。住居・商業・工業等の土地利用と地域生活及び都市活動に必要な機能が適正かつ効率的に配置された「機能集約型市街地」の実現を目指します。

②中核機能ゾーン

- ・ 国道4号築館バイパスや、みやぎ県北高速幹線道路など高速交通網の結節点となる東北新幹線くりこま高原駅周辺から築館宮野地区までの地域を位置づけます。
- ・ 市民にとって新たな中心地域として、新たな交流や賑わいを創出する都市機能が集積した中核機能ゾーンの形成を目指します。

(2) 環境保全ゾーン

①平地ゾーン

- ・ 広大で肥沃な田園地帯やラムサール条約湿地「伊豆沼・内沼」等を有していることから、良好な自然・農地の環境保全を推進します。
- ・ 高速交通の利便性の高い地域であることから、良好な交通条件を活かした工業団地の形成など、新たな土地利用展開も需要に応じて適切に誘導していきます。

②中山間ゾーン

- ・ 農業が盛んな地域であることから、農地等の保全と生産基盤の整備を促進します。農地等と共存して形成されている各地区の中心地や集落地は、道路等の交通アクセス及び地域間連携の強化を図るなど、豊かでゆとりある快適な住環境の充実を目指します。

③森林保全ゾーン

- ・ 栗駒山麓を中心とした豊かな自然に囲まれた森林地帯については、将来にわたって市の自然財産として保全、継承に努めます。
- ・ 自然環境の保全を図りながら、自然とふれあう観光・レクリエーション空間の形成を目指します。

3-3-3. 都市拠点

(1) 市街地都市拠点

- ・用途地域をもつ築館地域並びに若柳地域の中心地を位置づけます。各地域の中心市街地を形成し、商店街や業務施設・行政施設等の都市機能が集積する都市拠点を形成します。
- ・既存の都市機能を維持・活用するとともに、公共交通等で利用可能な市民生活に必要な都市機能の適正な誘導を図ります。

(2) 中核生活拠点

- ・中核機能ゾーンに位置する栗原中央病院周辺、みやぎ県北高速幹線道路と国道4号築館バイパス交差点周辺及び東北新幹線くりこま高原駅周辺を位置づけます。

①生活創造拠点（栗原中央病院周辺）

- ・既設の都市機能を補完し、市民の暮らしの安全の維持向上と、暮らしの質の向上に寄与する広場・公園機能、多世代多地域交流機能、子育て支援機能、防災機能等が充実した拠点の形成を図ります。

②商業観光拠点（みやぎ県北高速幹線道路と国道4号築館バイパス交差点周辺）

- ・周辺の良い交通環境など将来的なポテンシャルを活かし、本市の雇用の創出に寄与する産業振興機能、休憩施設機能、情報発信機能、交通アクセス機能等が充実した拠点の形成を図ります。

③移住・交流拠点（東北新幹線くりこま高原駅周辺）

- ・市の玄関口としてふさわしい宿泊機能や飲食機能を高め、来訪者が少しでも長く滞在したくなる魅力ある交流の場や、交流を契機とした移住を促進する住環境が充実した拠点の形成を図ります。

(3) 都市生活拠点

- ・平地ゾーン、中山間ゾーンに位置し都市計画区域を有する栗駒地域、金成地域の中心地を位置づけます。
- ・生活に密着した商業・業務・総合支所等の施設のほか、地域医療の中心となる市立病院、市民の雇用の場となる工業団地など、豊かな都市生活に必要な機能が確保された生活拠点の形成を図ります。

(4) 地域生活拠点

- ・平地ゾーン、中山間ゾーンに位置する高清水地域、一迫地域、瀬峰地域、鶯沢地域、花山地域の中心地を位置づけます。
- ・それぞれの地域における生活に密着した商業・業務・総合支所等の施設の集積と各地域がこれまで育んできた地域個性を活かした交流、コミュニティの活性化を図る場となる生活拠点を形成します。
- ・拠点の中心集落においては、地域住民が行政や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、日常生活に必要な機能の集約等を行うことにより、地域課題の解決や地域生活の利便性の維持・向上を図り、住み慣れた地域に住み続けられる地域づくりを推進します。

(5) 広域交通拠点

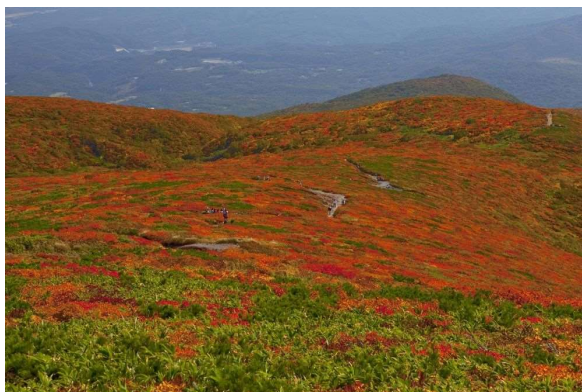
- ・本市への広域交通の玄関口となる東北新幹線くりこま高原駅、東北縦貫自動車道築館 IC 及び若柳金成 IC の各周辺を位置づけます。
- ・各種交通機関の結節機能の充実を図るとともに、市の玄関口にふさわしい駅前・沿道景観づくりを誘導します。

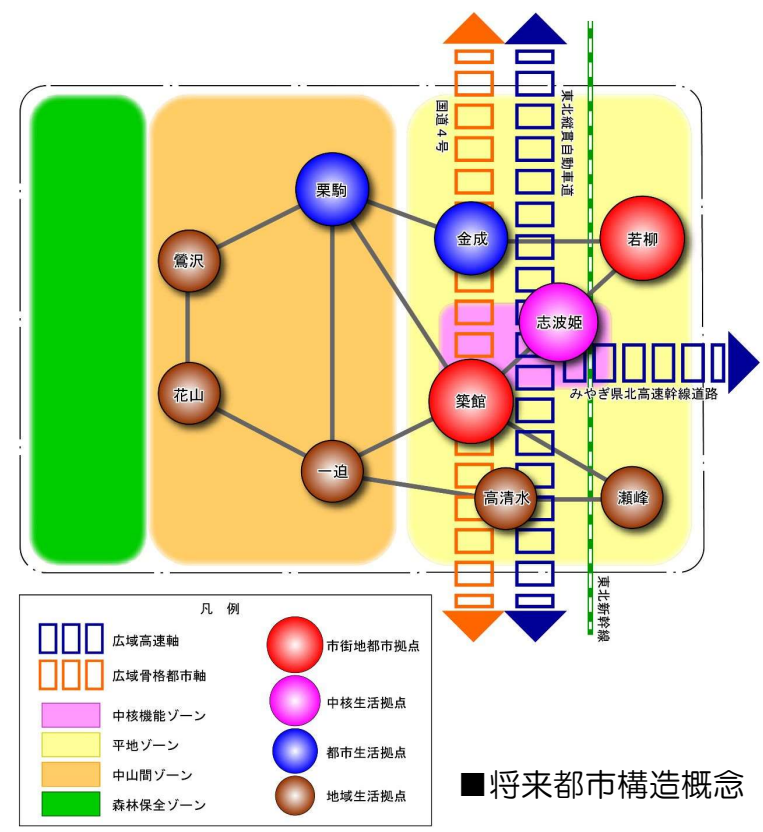
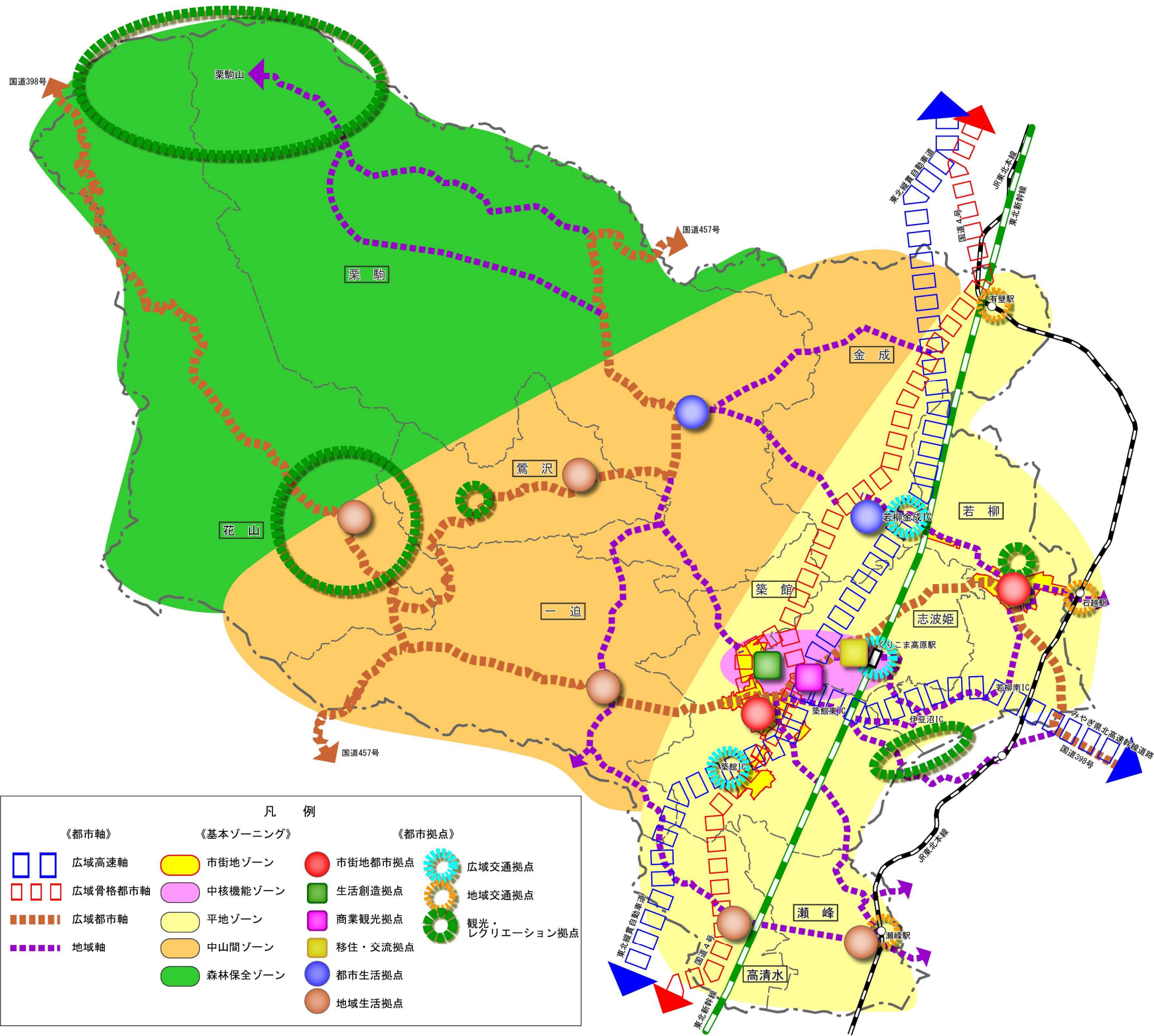
(6) 地域交通拠点

- ・JR 東北本線瀬峰駅、石越駅(登米市)、有壁駅の周辺地域を位置づけます。市民の生活の足となる公共交通等の利用促進を図るよう、鉄道とバスの結節機能が充実した拠点を形成します。

(7) 観光・レクリエーション拠点

- ・広域的な集客のある栗駒山、伊豆沼・内沼、花山湖の各周辺、細倉マインパーク及びくりはら田園鉄道公園を位置づけ、水辺・緑の環境や歴史文化資源を活かした拠点の形成を図ります。





凡例		
《都市軸》	《基本ゾーニング》	《都市拠点》
□□□□ (Blue)	市街地ゾーン	● (Red)
□□□□ (Red)	中核機能ゾーン	● (Green)
□□□□ (Orange)	平地ゾーン	● (Pink)
□□□□ (Pink)	中山間ゾーン	● (Blue)
□□□□ (Green)	森林保全ゾーン	● (Brown)
□□□□ (Dashed Blue)		● (Light Blue)
□□□□ (Dashed Red)		● (Light Orange)
□□□□ (Dashed Orange)		● (Light Green)
□□□□ (Dashed Purple)		● (Light Blue)

図3-2 将来都市構造図

第4章 分野別構想

4-1. 土地利用の方針

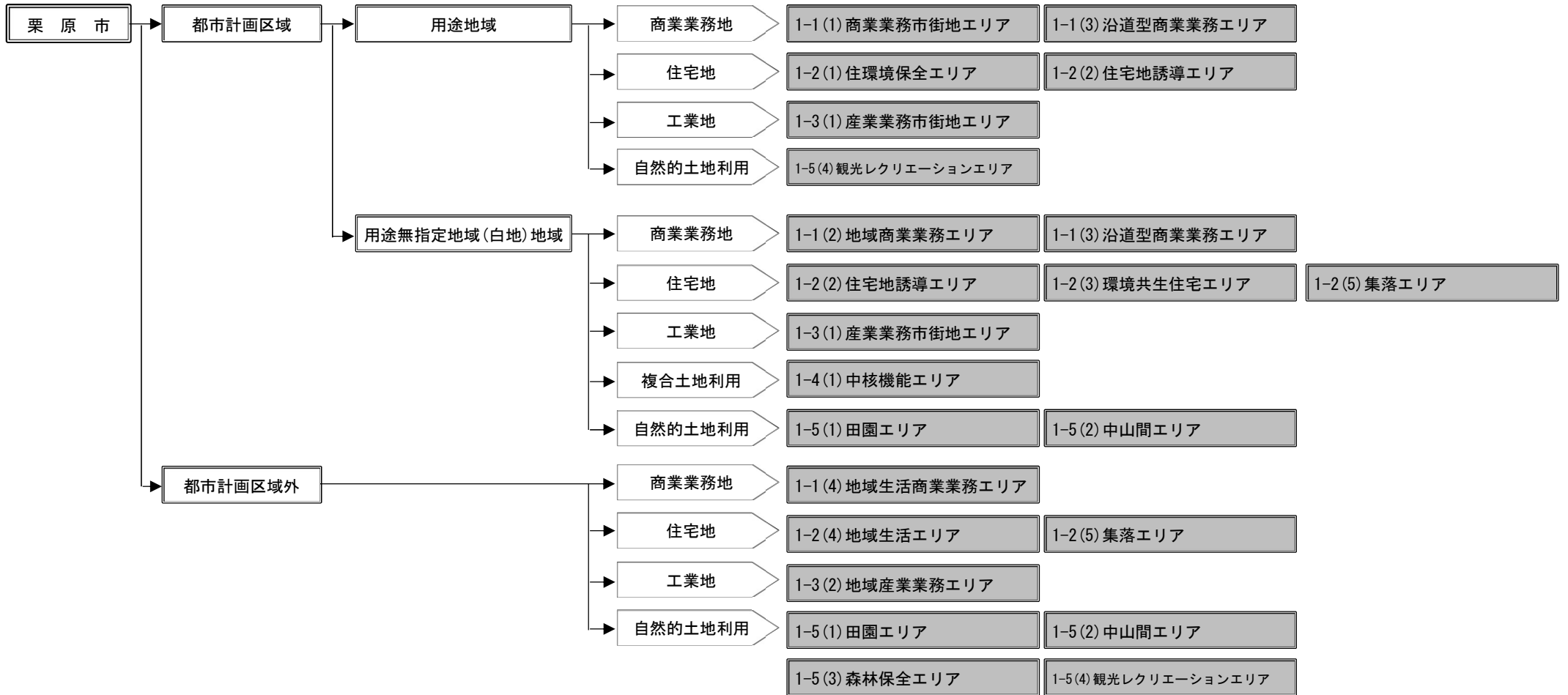


図4-1 土地利用の体系

4-1-1. 商業業務地

(1) 商業業務市街地エリア（用途地域内）

- ・ 築館地域及び若柳地域の既存の中心市街地を位置づけます。
- ・ 市内各地域からの来街者のニーズに対応した店舗や業務機能の適正な誘導を図るとともに、それらの都市機能が集積した歩いて暮らせる商業業務地の再生を目指します。
- ・ 商業地の新たな景観づくりを誘導し、既存の街並み景観を適正に維持しながら、魅力と賑わいのある商業地の景観の形成を図ります。
- ・ 市内各地域から市街地への来街者のアクセス性の向上に努めます。

(2) 地域商業業務エリア（用途無指定地域）

- ・ 栗駒地域岩ヶ崎地区、金成地域沢辺地区及び上町地区の既存の商業集積地を位置づけます。
- ・ 両地域の生活の中心となる店舗や事業所等の集積を図り、既存の商業業務機能を維持します。
- ・ 栗駒地域岩ヶ崎地区は、栗駒山麓の観光商業地としての機能を併せ持つ商業業務地として、「山の駅くりこま」の活用や市民の交流促進等により、地域の賑わいづくりと活性化を図ります。また、観光商業地にふさわしい街並み景観づくりの誘導を図ります。

(3) 沿道型商業業務エリア（用途地域内）

- ・ 築館地域の国道4号及び国道4号築館バイパスの沿道地区の一部を位置づけます。
- ・ 若柳地域の若柳川南地区土地区画整理区域内を通る（一）若柳築館線の沿道街区及び、若柳地域東側、（主）中田栗駒線の沿道街区の一部を位置づけます。
- ・ 周辺環境や沿道景観に配慮し、沿道型の商業・業務施設の立地を各地域の商業業務地とのバランスを考慮しながら誘導を図ります。
- ・ 国道4号築館バイパスの沿道地区は、道路整備と並行して、沿道街区の整備を推進します。

(4) 地域生活商業業務エリア（都市計画区域外）

- ・ 既存の店舗や生活サービス施設が立地する高清水地域、一迫地域、瀬峰地域、鶯沢地域、花山地域の各地域の中心地を位置づけます。
- ・ 地域特性を活かした、個性のある商業業務の空間形成を目指します。
- ・ 高齢者や子育て世代をはじめとする全ての人に安全で安心して買い物などができるよう、誰もが利用しやすい環境づくりを推進します。

4-1-2. 住宅地

(1) 住環境保全エリア（用途地域、土地区画整理地内）

- ・ 築館地域宮野地区、若柳地域川南地区及び新堤下地区の土地区画整理事業が行われた住宅市街地を位置づけます。
- ・ 都市基盤が整備された良好な住環境の維持を図るとともに、住宅市街地の景観づくり等を誘導し、住環境のさらなる向上を目指します。

(2) 住宅地誘導エリア（用途地域、用途無指定地域）

- ・ 築館地域及び若柳地域の商業業務エリアを囲む周辺地区（現用途地域内）、志波姫地域の東北新幹線くりこま高原駅周辺を位置づけます。
- ・ 戸建てを中心とした低密度の住宅市街地の形成を基本とします。
- ・ 木造住宅密集地や道路・公園などの都市基盤が不足している地区においては、生活道路の幅員確保や行き止まり道路の解消、生活に身近な公園整備などを進め、住環境の改善に努めます。
- ・ 高齢社会に向けた高齢者向け住宅の供給、防災・防犯や子育て世代にも優しい誰もが安全で安心して暮らせる住宅地づくりなど、需要に応じた多様な住宅地づくりの展開を図ります。
- ・ 都市部のスポンジ化を抑制するため住宅地内の空き家・空き地の有効活用により、良好な住環境の形成と定住の促進を図ります。
- ・ 東北新幹線くりこま高原駅周辺は、玄関口としてふさわしい商業機能や交通結節機能を維持するとともに、来訪者の交流の場の創出、移住を促進する住環境の創出を図ります。

(3) 環境共生住宅エリア（用途無指定地域）

- ・ 栗駒地域及び金成地域における地域商業業務エリアの周辺の住宅地を位置づけ、既存の住宅地を維持していくことを基本とします。
- ・ 地域商業業務エリアとの調和を図り、無秩序な住宅地の拡大の抑制を図るとともに、住宅地の周辺に広がる広大な農地や森林などの自然環境と共生する住宅地づくりを目指します。
- ・ また、生活道路や身近に利用できる公園などの生活基盤が不足している地域では、生活の安全と利便性の向上を図るための整備改善に努めます。

(4) 地域生活エリア（都市計画区域外）

- ・高清水地域、一迫地域、瀬峰地域、鶯沢地域、花山地域の各地域の中心となる集落居住地を位置づけます。
- ・地域特性を活かした、個性のある居住の空間形成を目指します。
- ・集落地の住環境の向上を図るため、生活道路や排水施設等の生活基盤の整備改善を適正に推進します。また、高齢者や子育て世代をはじめとする全ての人が安全で安心して生活ができるよう、誰もが利用しやすい環境づくりを推進します。
- ・隣接する地域生活商業業務エリアと連続する、歩いて暮らせるコンパクトな地域の中心地づくりを展開し、住み慣れた地域に住み続けられる地域づくりを推進します。

(5) 集落エリア（用途無指定地域・都市計画区域外）

- ・田園エリア及び山林エリアに散在している田園・農村集落地を位置づけます。
- ・長い歴史の中で、これまで培われてきた集落コミュニティや農村・山村の景観を維持していくことを基本とします。
- ・集落地の住環境の向上を図るため、生活道路や排水施設等の生活基盤の整備改善を適正に推進します。

4-1-3. 工業地

(1) 産業業務市街地エリア（用途地域内、用途無指定地域）

- ・東北縦貫自動車道築館 IC に隣接する築館工業団地、築館インター工業団地、若柳金成 IC に隣接する若柳金成インター工業団地をはじめ、金成工業団地など、市街地に隣接するまとまった規模の工業団地及びその周辺を位置づけます。
- ・既存の工業施設を維持するとともに、新たな企業の誘致に努め、産業の振興と雇用機会の拡大を図ります。
- ・無秩序な工業地の拡大や他の用途との混在などによる環境悪化を未然に防止するための規制・誘導を図ります。

(2) 地域産業業務エリア（都市計画区域外）

- ・瀬峰地域の新田沢工業団地など、ある程度まとまりのある工業施設の集積地を位置づけます。
- ・鶯沢地域の細倉マインパーク周辺は、鉾山跡や鉾山技術を活用した環境と調和したまちづくりを地域住民、事業者、行政が協働で推進します。
- ・既存の工業施設を維持し、地域における雇用機会の拡大を図ります。
- ・各施設は、周辺の田園や森林などの自然環境への負荷に配慮します。

4-1-4. 複合土地利用

(1) 中核機能エリア

- ・国道4号築館バイパスや、みやぎ県北高速幹線道路など高速交通網の結節点となる東北新幹線くりこま高原駅周辺から築館地域宮野地区までの地域を位置づけます。
- ・本市の都市活動の拠点となるよう、エリア内には医療、生活、商業業務機能や公共公益的な機能の適正な配置を図るとともに、市民の都市活動や市内外における観光・交流活動の中心となる土地利用の展開を図ります。
- ・駅周辺は、大規模な街区での土地利用を展開していくのに必要な宅地や道路等の基盤整備を検討します。
- ・住宅地は、民間等による市街地の整備を適正に誘導し、計画的な自然環境を保全することや街並み景観づくりにも配慮した質の高いゆとりある住宅地づくりを検討します。

4-1-5. 自然的土地利用

(1) 田園エリア

- ・市域の東部、主に平地部を位置づけます。
- ・広大で肥沃な田園地帯であり、これら優良農地を保全していきます。
- ・東北縦貫自動車道若柳金成 IC、みやぎ県北高速幹線道路伊豆沼 IC、若柳南 IC が整備され、高速交通の利便性の高いエリアであることから、田園環境の保全を図りつつ、良好な交通条件を活かした土地利用の展開も将来的な需要に応じて誘導していくことを検討していきます。

(2) 中山間エリア

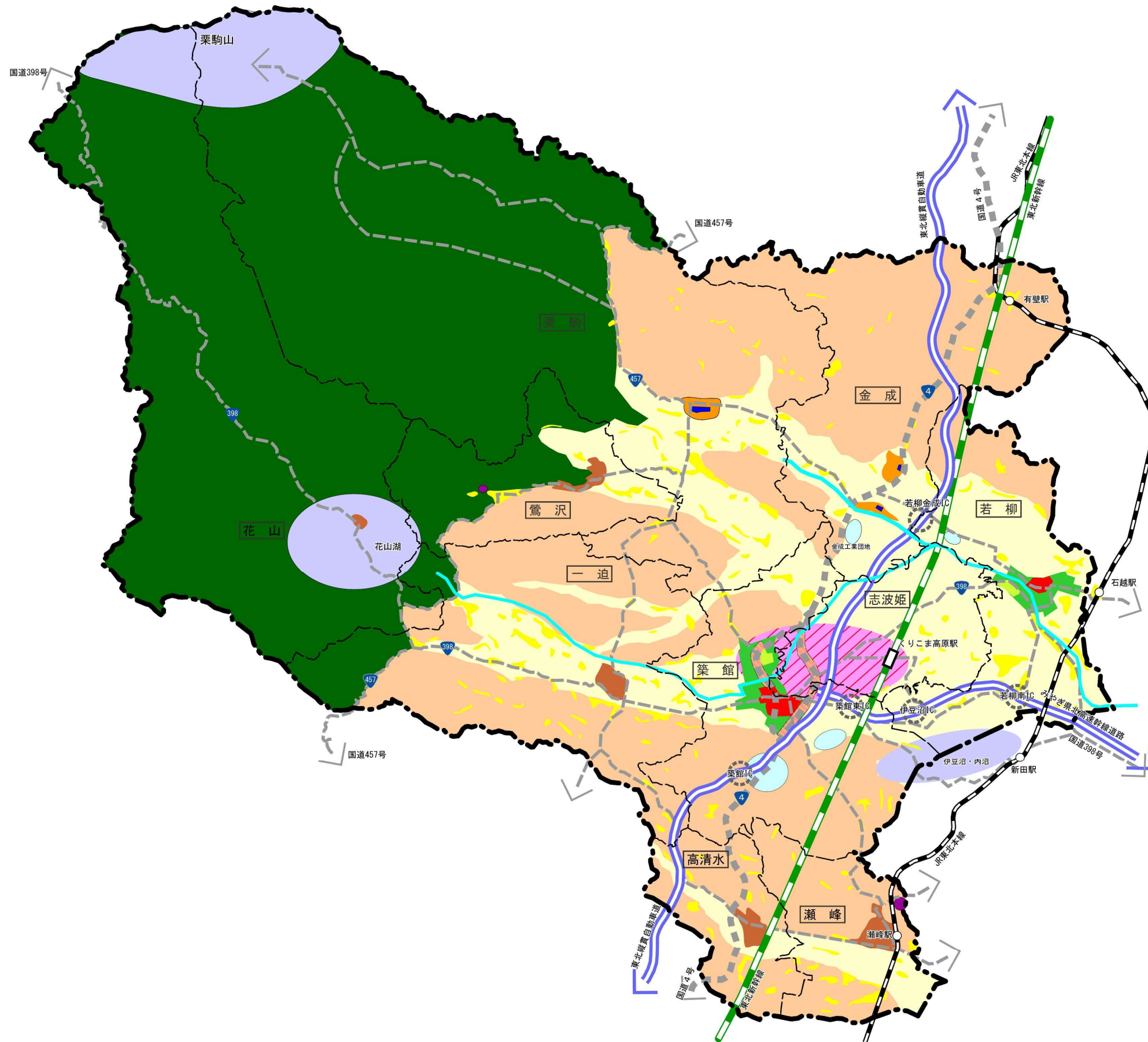
- ・市域の中央部、南端及び北端の中山間部を位置づけます。
- ・本市の基幹産業である農業が盛んな地域であり、今後も農地の保全とともに、農業生産基盤の整備を推進します。

(3) 森林保全エリア

- ・市域の西部、栗駒山麓を中心とした森林地帯を位置づけます。
- ・豊かな自然に包まれた森林地帯は、将来にわたって市の自然財産として保全、継承します。

(4) 観光レクリエーションエリア

- ・栗駒山、花山湖周辺、伊豆沼・内沼周辺、細倉マインパーク周辺、くりはら田園鉄道公園周辺を位置づけます。
- ・栗駒山や伊豆沼・内沼などの豊かな自然、地域特有の歴史文化などの地域資源を活用し、人々と自然、文化等がふれあう観光・レクリエーション空間を形成します。
- ・観光・レクリエーション空間を形成する施設、環境の整備に際しては、自然環境に対する負荷を最小限に抑制するよう配慮に努めます。



凡例	
	商業業務市街地エリア
	地域商業業務エリア
	沿道型商業業務エリア
	地域生活商業業務エリア 地域生活エリア
	住環境保全エリア
	住宅地誘導エリア
	環境共生住宅エリア
	集落エリア
	産業業務市街地エリア
	地域産業業務エリア
	中核機能エリア
	田園エリア
	中山間エリア
	森林保全エリア
	観光レクリエーションエリア

図4-2 土地利用方針図

4-2. 都市施設配置の方針

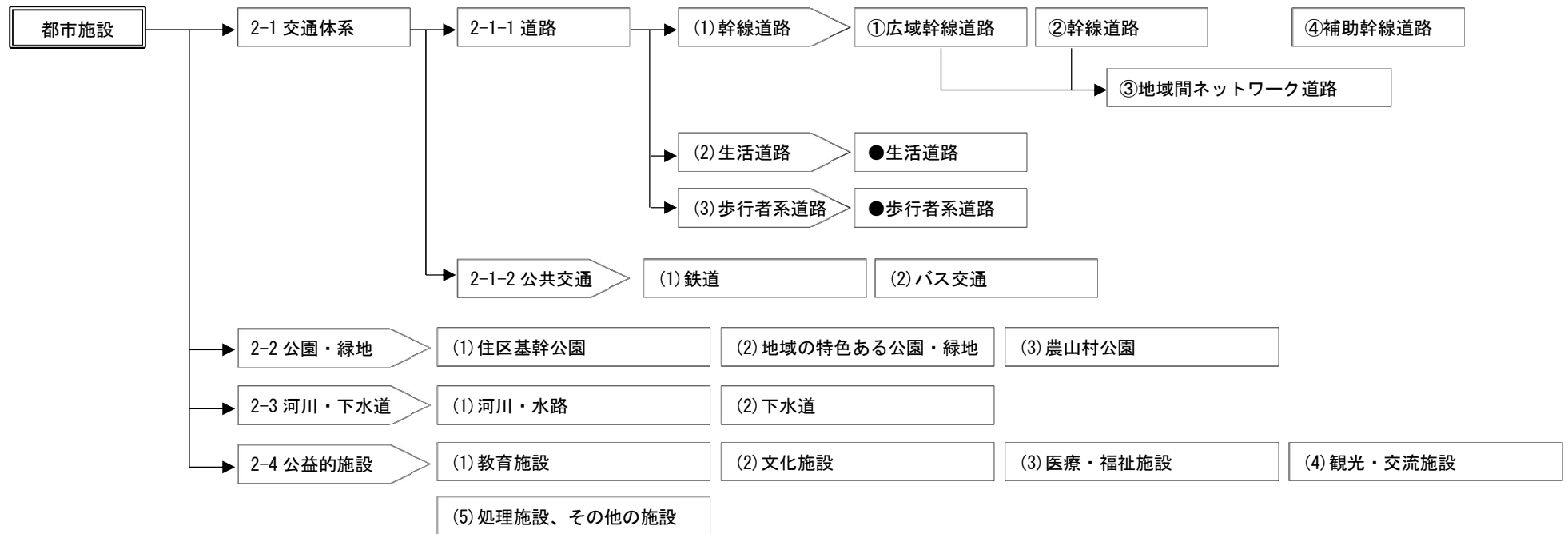


図 4-3 都市施設配置の体系図

4-2-1. 交通体系

4-2-1-1. 道路

(1) 幹線道路

① 広域幹線道路

■ 対象路線

- ・ 東北縦貫自動車道、みやぎ県北高速幹線道路
- ・ 東西方向：国道 398 号
- ・ 南北方向：国道 4 号及び国道 4 号築館バイパス、国道 457 号

■ 機能・役割

- ・ 本市の骨格を形成するとともに、周辺市町村ならびに仙台市や一関市、盛岡市など、広域な都市間を直接的に結びつける広域の交通流動を担う道路とします。

■ 整備方針

- ・ 東北縦貫自動車道、みやぎ県北高速幹線道路は、既存の道路機能の充実を図ります。
- ・ 市内の広域幹線道路の利便性に寄与する新たな東北縦貫自動車道（仮称）栗原 IC の整備事業を促進します。
- ・ 国道 4 号は、終点付近の史跡入の沢遺跡の保全活用計画と調整を図りつつ築館バイパス全線の整備促進を図るとともに、築館地域の市街地内の渋滞解消に努めます。
- ・ 国道 398 号と国道 457 号は、危険箇所や幅員狭小区間などについて必要に応じて道路を改良し、既存の道路機能の充実を図ります。

② 幹線道路

■ 対象路線

- ・ 東西方向：（主）築館登米線、（主）中田栗駒線、（主）古川佐沼線、（一）若柳築館線、市道馬場駒の湯線、（一）真山高清水線 他
- ・ 南北方向：（主）築館栗駒公園線、（主）河南築館線、（主）栗駒岩出山線、（主）古川一迫線 他

■ 機能・役割

- ・ 本市の市街地及び主要集落の骨格を形成するとともに各地域間や近隣市町村と連絡する幹線道路とします。

■ 整備方針

- ・ 危険箇所や幅員狭小区間などについて必要に応じて道路改良等を施し、既存の道路機能を維持することを推進します。
- ・ 都市計画道路は、都市計画決定の内容に沿った道路機能の維持及び整備を進めることを基本とし、長期未着手となっている都市計画道路については、関係機関と協議しながら、計画的な整備を検討します。
- ・ くりこま高原駅と築館地域の市街地間の連絡強化に努めます。

③地域間ネットワーク道路

■対象路線

- ・国道4号、国道398号、国道457号、(主)中田栗駒線、(主)栗駒岩出山線、(主)築館栗駒公園線、(主)河南築館線、(主)古川佐沼線、(主)古川一迫線、(一)真山高清水線

■機能・役割

- ・中心地や各地域が機能的に結ばれた田園都市構造を形成する広域幹線道路及び幹線道路を位置づけます。

■整備方針

- ・中心地や各地域を結ぶ地域間ネットワークを、築館地域の市街地を中心として、「市域中央部」「市域東部」「市域南部」に形成します。
- ・コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考え方にに基づき、地域間の円滑な移動と連携の強化を促進するよう道路機能の充実に努めます。

④補助幹線道路

■対象路線

- ・その他の主要な道路

■機能・役割

- ・幹線道路を補完し、本市の市街地及び主要集落の骨格を形成するとともに各地域間を連絡する役割を担う、生活・産業・交流・レクリエーションなどの本市内の交通流動を支える機能を有する幹線道路を位置づけます。

■整備方針

- ・既存の幹線道路を活用していくことを基本とします。
- ・都市計画道路は、都市計画決定の内容に沿った道路機能の維持及び整備を進めることを基本とし、長期未着手となっている都市計画道路については、関係機関と協議しながら、計画的な整備を検討します。

(2)生活道路

■対象路線

- ・一般の市道、地先道路

■機能・役割

- ・沿道の生活者等のサービス道路であり、主に日常生活の交通の円滑な処理、災害時の避難路となる最も身近な公共空間としての役割を担う道路とします。

■整備方針

- ・円滑な生活の交通処理機能の向上、消防活動の困難区域の解消など、生活環境の向上を図るため、狭隘道路の拡幅、すみ切りの確保、行き止まり道路の解消などを推進します。
- ・通学者や高齢者、子育て世代をはじめとする全ての人にとって安全で安心な道路空間となるよう、自動車の速度を抑制する工夫や街路灯の適正な配置などを推進します。

(3) 歩行者系道路

■対象路線

- ・幹線道路の歩道、市街地内及び河川沿いの遊歩道等

■機能・役割

- ・歩行者・自転車交通の安全性の確保と快適性を市街地に提供する役割を担うとともに、災害時には避難路及び火災延焼を防止する緩衝帯となる空間としての役割を担う歩行者・自転車専用の道路とします。

■整備方針

- ・幹線道路の整備や改良に伴って歩道を確保していきます。
- ・市街地内を流れる河川沿いや商業地内への遊歩道の設置に努めます。
- ・幹線道路の歩道、河川沿い及び商業地等の遊歩道による歩行者・自転車道ネットワーク形成を図ります。

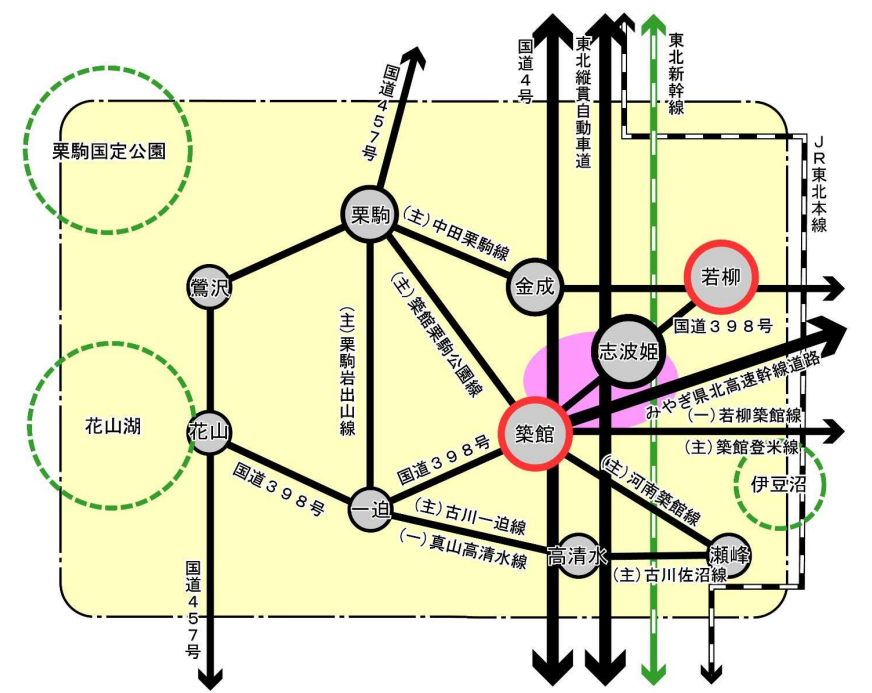
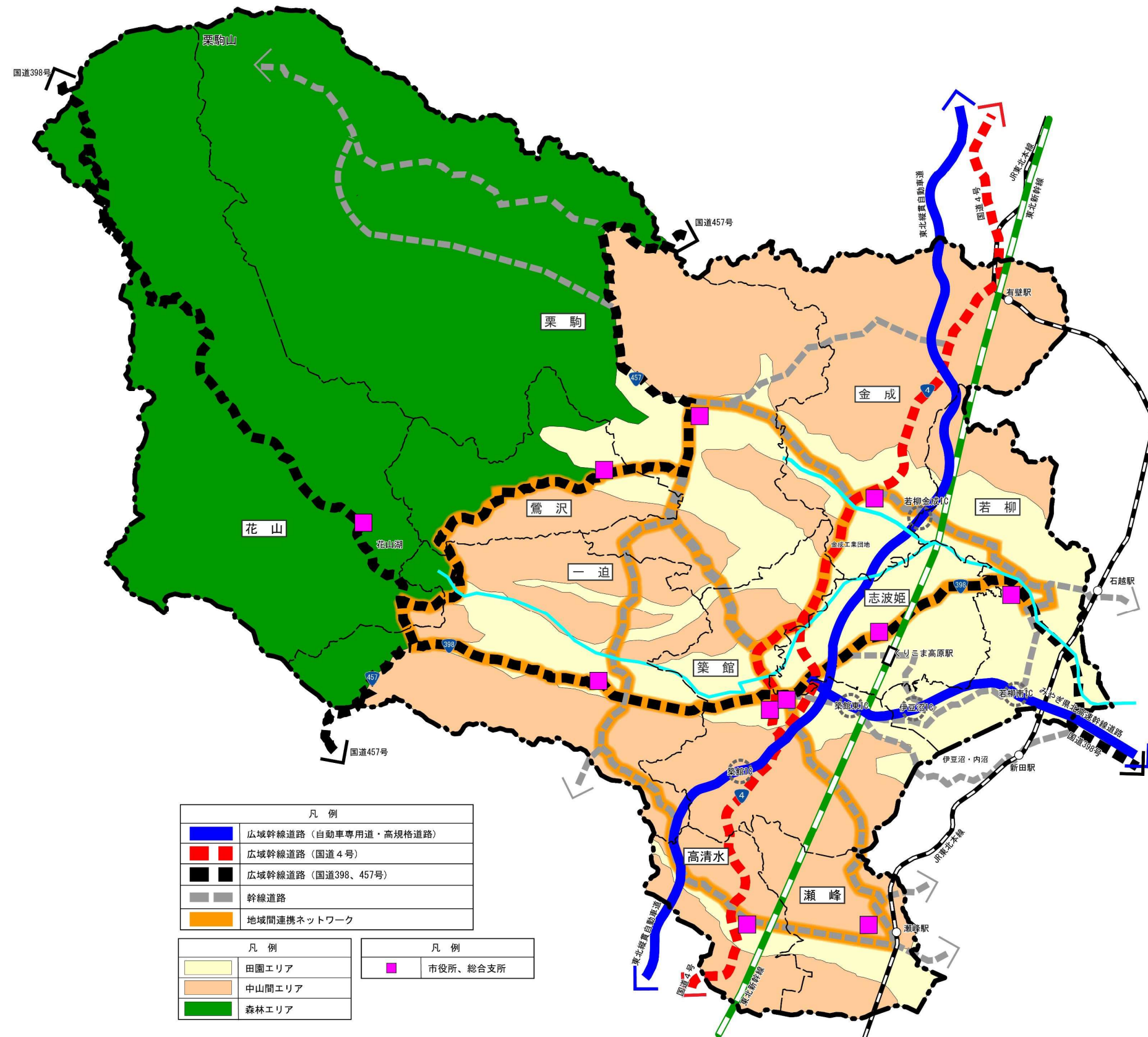


図4-4 幹線道路ネットワーク

4-2-1-2. 公共交通

(1) 鉄道

- ・JR 東北新幹線は、広域的な都市活動と交流を促進する公共交通の軸として位置づけます。くりこま高原駅周辺には、新幹線利用の利便性・アクセス性、他の交通機関との結節機能の向上を図るための駐車場等の確保や駅周辺の道路整備、各種都市施設の充実を図ります。
- ・JR 東北本線は、周辺都市への通勤通学、買い物などの生活を支える公共交通の軸として位置づけます。瀬峰駅、石越駅（登米市）、有壁駅は、鉄道とバス、タクシーなどとの乗り換えがスムーズに行えるよう駅前広場などの各種施設の充実に努めます。

(2) バス交通等

- ・市民の日常生活を支える持続可能な交通体系の構築に向け、地域内外及び広域への移動需要に対応したバス路線網を形成するとともに、拠点間を公共交通で結ぶ公共交通網の形成を図ります。
- ・広域、市内連携、地域内の路線が有機的に連携した路線を形成するため、ダイヤの調整等を随時行うとともに、乗合デマンド交通についても、ダイヤの調整等により利便性の向上を図ります。
- ・バス交通は市民に最も身近な公共交通であることから、その利便性の維持向上を図ります。

4-2-2. 公園・緑地

(1) 住区基幹公園（主に都市公園）

- ・住宅系の市街地（住環境保全エリア、住宅地誘導エリア、環境共生住宅エリア）においては、生活に身近な公園（街区公園、近隣公園、地区公園）を居住者が容易に利用できるよう、適正な配置に努めます。
- ・築館地域、若柳地域などの既設公園は適正に維持するとともに、必要に応じて園内施設の改善などに努めます。公園が不足している地区においては、居住人口や徒歩圏などの生活範囲を勘案の上、新規の公園整備を推進します。
- ・築館地域の築館総合運動公園、若柳地域の川北・川南河川公園、栗駒地域の三迫川河川公園、館山公園及び鶯沢地域の金田森公園、金成地域のけやき公園は、本市のレクリエーションの中心的な役割を担う公園であることから、これらの公園を維持・活用し、レクリエーション機能の充実を図ります。
- ・これらの公園の維持管理について、今後は、地域住民が主体となった運用の方向性を検討します。

(2) 地域の特色ある主な公園・緑地

- ・各地域において、自然、文化、歴史などの地域の特色を活かした公園・緑地を配置します。
- ・これらの公園は、地域における憩いやレクリエーション活動への活用、地域の歴史・文化の保全、及び観光資源として、維持・活用を図ります。

- ・築館・若柳地域：伊豆沼・内沼周辺・サンクチュアリセンター
- ・若柳地域：くりはら田園鉄道公園
- ・栗駒・花山地域：栗駒国定公園
- ・栗駒地域：鳥矢ヶ崎史跡公園
- ・高清水地域：外濠公園・桂葉清水公園
- ・一迫地域：山王史跡公園・牛淵公園
- ・瀬峰地域：五輪堂山公園
- ・鶯沢地域：千刈田公園
- ・金成地域：三迫川河川公園
- ・志波姫地域：カリヨン公園
- ・花山地域：ミズバショウ公園 など

(3) 農山村公園

- ・地域生活エリア、集落エリアにおいては、各集落における交流・レクリエーション及びコミュニティ形成の中心となる公園・広場の適正配置に努めます。

4-2-3. 河川・下水道

(1) 河川・水路

- ・河川、水路及びダムを持つ既存の治水機能の維持を図ります。また、河川の未改修箇所においては整備を進め、治水機能の強化に努めます。
- ・市街地内を流れる河川・水路は、総合的な治水対策に配慮しながら、改修時においては親水機能を有した緑地を配置するなど、市街地に潤いを与える空間、景観の創出に努めます。
- ・本市の豊かな水資源を未来に継承していくため、水質浄化を図るなど、河川の自然的環境の再生を検討していきます。

(2) 下水道

- ・汚水処理は、「公共下水道事業」「合併処理浄化槽事業」による整備を進め、生活環境の向上に努めます。

4-2-4. 公益的施設

(1) 教育施設

- ・教育の質の維持向上を目指し、小中学校等の適正な規模の確保と配置を行うとともに、学校施設等の長寿命化計画に基づき、良好な教育環境の整備に努めます。
- ・通学の安全を確保するため、通学路の歩道、歩行者専用道の整備や防犯灯の設置などを推進します。

(2) 文化施設

- ・各地域の中心地には、地域住民の文化芸術活動・コミュニティ形成の中心となる施設が配置されており、その機能維持に努めます。また、公民館・コミュニティセンターや総合支所の一部を利用するなど、既存施設の有効活用や複合的な利用を図ることを基本とします。
- ・本市の歴史や文化を発信する中心的施設について、文化芸術活動、文化財の保存、伝統文化の継承を推進する拠点として有効活用を図ります。また、老朽化に対応した施設の改修等を計画的に推進します。

地域	文化施設
築館地域	栗原文化会館、築館出土文化財センター、市立図書館
若柳地域	若柳総合文化センター、くりでんミュージアム
栗駒地域	みちのく伝創館、みちのく風土館
高清水地域	高清水生涯学習館
一迫地域	ふれあいホール、一迫埋蔵文化財センター(山王ろまん館)
瀬峰地域	テアリホール
鶯沢地域	細倉マインパーク
金成地域	けやき会館、金成歴史民俗資料館(旧金成小学校校舎)
志波姫地域	エポカ21、この花さくや姫プラザ
花山地域	仙台藩花山村寒湯番所跡、千葉周作ゆかりの家(孤雲屋敷)

(3) 医療・福祉施設

- ・栗原中央病院等の市立病院及び民間医療機関の役割を見直し、医療サービスの向上を図るため、地域医療体制の充実を目指します。
- ・各地域の中心地には、高齢者、子育て支援等の福祉施設を配置します。施設は既存施設の活用と総合支所の一部や各種の福祉施設を複合利用するなど、効率的な施設利用に努めます。
- ・市内で不足している医療・福祉分野については、高速道路を活用した本市外との広域的な医療福祉の連携強化を図ります。

(4) 観光・交流施設

- ・本市には、栗駒山や栗駒国定公園、ラムサール条約湿地の伊豆沼・内沼をはじめとする観光スポット、由緒ある歴史や伝承されてきた伝統文化、特産品などさまざまな観光資源があります。これらの観光資源を市民と行政が協働で保存、市内外に広く発信し、観光産業の振興と個性的で活力のある「田園観光都市」づくりを目指します。
- ・各観光スポットの連携を図り、本市で一体となった観光ネットワークの構築を、市民と行政が協働して推進します。また、これらの観光ネットワークを支援する観光ルートのハード（道路、歩行者・自転車道、広場、案内標識、景観誘導等）の整備に努めます。
- ・道の駅や直売所などの沿道サービス施設は、自動車利用者の利便に供する休憩機能や地域・広域の交流の場などとしての利活用に努めます。

(5) 処理施設、その他の施設

- ・下水終末処理施設（瀬峰地域・登米市石越地域）、ゴミ処理施設（一迫地域・金成地域）、衛生処理施設（若柳地域）、斎場（築館地域）など、清潔で豊かな生活のために必要な施設は、それぞれの施設が有する機能・処理能力の維持向上を図ります。また、老朽化に対応した施設の更新を計画的に推進します。

4-3. 都市環境形成の方針

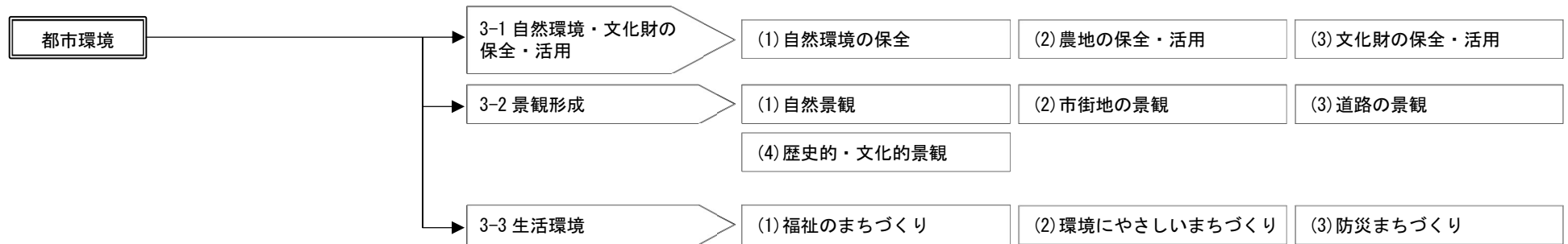


図4-5 都市環境形成の体系図

4-3-1. 自然環境・文化財の保全・活用

(1) 自然環境の保全

- ・森林地帯は、国定公園や保安林等による山林・緑地、丘陵地の保全と適正な維持管理に努めます。河川、水路、及びダムを持つ既存の治水機能の維持に努めます。また、河川の未改修箇所においては整備を進め、治水機能の強化に努めます。
- ・伊豆沼・内沼は、ラムサール条約湿地及び国の天然記念物指定区域として、自然植生や渡り鳥が飛来する生態系の保全を図ります。
- ・迫川、二迫川、三迫川などの主要な河川は、総合的な治水機能に配慮しつつ多自然型整備や親水空間としての活用を図ります。

(2) 農地の保全・活用

- ・平地部に広がる広大で肥沃な田園地帯、中山間部の農地は、農業生産の基盤として、また、防災上の保水機能を有する地帯として、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、適正な保全を図ります。
- ・遊休農地、耕作放棄地などは、農地の多面的機能が発揮されるよう発生防止又は解消に努め、地域の実情を踏まえた土地の保全と有効利用に努めます。

(3) 文化財の保全・活用

- ・仙台藩花山村寒湯番所跡、旧有壁宿本陣、山王団遺跡、伊治城跡、入の沢遺跡、沢辺ゲンジボタル発生地、伊豆沼・内沼の鳥類およびその生息地、花山のアズマシャクナゲ自生北限地帯などの史跡や天然記念物の保存と活用を図ります。

4-3-2. 景観形成

(1) 自然景観

- ・平地部に広がる田園地帯、及び農地内に散在する農村集落で構成される田園景観は、田園都市くりはらを象徴する自然景観であることから、その保全に努めます。このため、無秩序な農地転換や宅地化の抑制に努めます。
- ・山林、里山、栗駒山をはじめとする山々の稜線並びに背景となる大空は、市街地や主要な集落地からの自然眺望景観を維持します。そのため、自然眺望景観を阻害しないよう建築物等の高さに対する秩序を保っていきます。
- ・主要な河川及び河川沿いの緑道は、山間部から平地部を連続する、遊歩道など親水空間を有した水辺景観のネットワークの形成に努めます。
- ・伊豆沼・内沼及び花山湖は、湖沼の水辺景観を維持するとともに、水辺を眺望できる広場・緑地等の適切な維持管理に努めます。

(2) 市街地の景観

- ・既存の住宅市街地においては、各住宅地において地域住民が主体となり、地域の個性・特徴を活かした景観づくりの基本理念を定め、これに基づいた統一感のある街並み景観

の創出を目指します。このため、建築物等の建て替えに合わせて、適切な土地利用や建築の規制・誘導を図ります。

- ・中核機能ゾーンなど、今後、新たに整備される市街地は、面的な整備や道路等の公共施設の整備に伴った公共空間の景観整備と、これに併せて統一感のある市街地の街並み景観の創出を誘導します。
- ・住宅市街地の宅地の境界は、植栽や生け垣などの設置を促進し、市街地の緑化景観の形成と災害時の安全性の確保に努めます。
- ・街並み景観形成が図られている若柳地域の中心商業地は、既存の街並み景観を維持します。
- ・築館地域、金成地域及び栗駒地域の中心商業地においても、それぞれの地域にふさわしい落ち着いたある商業地の街並み景観の向上を目指していきます。このため、電線類の地中化などを関係機関に要望していきます。
- ・商業地の景観を阻害している空き地・空き店舗については、商業者等との協働によって景観形成の場となるよう、緑化やアートの場とするなどの工夫を施し、活用を促進します。
- ・東北新幹線くりこま高原駅の周辺は、本市の観光・交流の玄関口にふさわしい景観づくりを誘導します。

(3) 道路の景観

- ・歩道部への植栽、舗装やサイン・案内板などにおいては工夫を凝らし、良好な街路の景観ネットワークを形成します。

(4) 歴史的・文化的景観

- ・市内に点在する社寺等は、歴史的に価値がある建築物であり、その周辺部も含めて歴史的な景観として保全されるよう働きかけを行います。
- ・有壁宿をはじめとした宿場町に残る歴史的な建築物は、歴史を伝える貴重な景観資源であり、河川や背景の山々、田畑などと一体にまちなみ景観が保全されるよう働きかけを行います。
- ・近代化産業遺産が集積している旧細倉鉾山周辺は、近代化産業の発展の歴史を伝える貴重な景観資源として保全についての働きかけを行います。

4-3-3. 生活環境

(1) 福祉のまちづくり

- ・道路等交通施設や公共公益施設のユニバーサルデザイン化を推進します。
- ・バス交通の充実、鉄道と他の交通機関との交通結節機能の充実を図るなど、スムーズに移動できる公共交通機関の利便性の向上に努めます。
- ・各地域の中心地には、高齢者と子育て支援施設等の福祉施設を配置し、地域での福祉の充実を図ります。

(2) 環境にやさしいまちづくり

- ・各地域の中心地には、日常生活に必要な機能の集約化を図るとともに、安全安心な道路や公共交通機関を配置し、「歩いて暮らせるまちづくり」を総合的に展開していきます。これにより過度な自動車依存を抑制します。
- ・各鉄道駅の鉄道利用者のための駐車場・駐輪場を活用し、パークアンドライド（自家用車→鉄道）による公共交通機関の利用促進に努めます。
- ・各地域間の交通を担うとともに、市街地内の交通渋滞の緩和に寄与する国道4号築館バイパスの整備を推進します。
- ・廃棄物の減量と処理機能・体制の充実を図り、循環型社会の構築を目指します。
- ・河川・湖沼の水質、植生・生態系の維持に努めます。
- ・森林・田園・農地の保全と適正な維持管理に努めます。

(3) 防災まちづくり

- ・平成23年に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、被害の軽減や市民の安全・安心確保に必要な地域防災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを促進します。
- ・栗原市本庁舎及び消防庁舎を災害時における総合的な防災拠点として位置づけ、災害時における救急救助、消防活動及び情報収集の中心となる機能を維持していきます。
- ・各地域の総合支所を災害時における準防災拠点として位置づけ、防災拠点間の連携ネットワークを形成します。
- ・自然災害による被害を軽減するため、公共施設、道路、橋梁、斜面などの防災点検や耐震改修を促進します。
- ・身近な公園や広場、集会所等は、災害時の一時的な避難場所としての機能を兼ね備えるものとしします。
- ・災害時における住民の基本的な生活を確保するため、市は食料・飲料水のほかマスク、消毒液等の生活必需品等について、備蓄が必要な品目及び数量について検討し、計画的に備蓄するよう努めます。
- ・幹線道路などの広幅員道路を防災軸として位置づけ、災害時の延焼防止帯としての役割を有するとともに、防災拠点とサブ防災拠点、避難場所を結ぶ避難路・緊急輸送路となる防災ネットワーク機能を確立します。
- ・東北縦貫自動車道及びみやぎ県北高速幹線道路は、広域的な防災ネットワークの軸として位置づけ、広域的な避難や輸送・搬送が必要な場合において活用できるよう、関係機関との調整を図ります。
- ・各地域には災害時のヘリポートを配置し、地域の孤立化防止や緊急輸送・搬送の手段の確保に努めます。

第5章 地域別構想

5-1. 地域区分の設定

(1) 地域区分の前提条件の整理

【地域区分の一般的な考え方】

地域の区分は、地形の条件、土地利用の状況、幹線道路等の交通軸、日常生活上の交流の範囲、用途地域の地域区分等を考慮し、施策を位置づける上でまとまりある区分となるよう設定します。

●地域区分に配慮すべき範囲の考え方

- ・上位関連計画との整合や長期を見据えた都市計画への反映を図る上での適切な単位
- ・住民の参加と合意形成、周知、理解等、マスタープランの策定から具体化までの段階でのコミュニケーションが容易になる単位
- ・土地利用の方針や都市施設の整備方針を掲げるため、土地利用等の状況に同質性が見られ、また取り組むべき課題に共通性がある単位



【栗原市における地域区分の要件】

●地形・地物の条件

- ・高速道路、高規格道路、国道、主要地方道などの主要な幹線道路の位置による区分
- ・迫川、二迫川、三迫川などの主要な河川、鉄道などの地形・地物による区分

●土地利用の条件

- ・都市計画区域、用途地域の区分
- ・既成市街地、田園地帯、山林地域などの現況土地利用による区分

●日常生活上の交流・コミュニティの範囲

- ・字界、町界での区分
- ・町内会、行政区の単位での区分
- ・学校区単位での区分

(2) 地域区分の考え方

以上の地域区分の要件を踏まえ、本都市計画マスタープランは、都市計画区域・用途地域の指定の有無、各地域の地形やコミュニティのつながりや中心地の位置等を勘案して、次のとおり区分します。

a. 都市計画区域ごとの地域別構想

- 1) 築館地域の都市計画区域内で、現在用途地域が指定されている地域の将来地域づくりの方針を定めます。
- 2) 若柳地域の都市計画区域内で、現在用途地域が指定されている地域の将来地域づくりの方針を定めます。
- 3) 中核機能地域（志波姫地域の東北新幹線くりこま高原駅周辺から築館地域宮野地区の栗原中央病院周辺までの地域）の将来地域づくりの方針を定めます。

- 4) 栗駒地域の岩ヶ崎地区を中心地とする都市計画区域の将来地域づくりの方針を定めます。
- 5) 金成地域の金成地区・沢辺地区を中心地とする都市計画区域の将来地域づくりの方針を定めます。

b. 都市計画区域外の地域における中心地周辺の構想

- 1) 一迫地域、鶯沢地域及び花山地域の中心地を含む、本市の西部地域の将来地域づくりの方針を定めます。
- 2) 高清水地域と瀬峰地域の中心地を含む、本市の南部地域の将来地域づくりの方針を定めます。

表5-1 地域区分

区分	地域名称	対象範囲
a. 栗原都市計画区域	1. 築館地域	・用途地域
	2. 若柳地域	・用途地域
	3. 中核機能地域 (築館地域・志波姫地域)	・東北新幹線くりこま高原駅周辺から栗原中央病院周辺までの地域
	4. 栗駒地域	・都市計画区域内の中心地
	5. 金成地域	・都市計画区域内の中心地
b. 都市計画区域外	1. 西部地域	・一迫地域の中心地周辺 ・鶯沢地域の中心地周辺 ・花山地域の中心地周辺
	2. 南部地域	・高清水地域の中心地周辺 ・瀬峰地域の中心地周辺

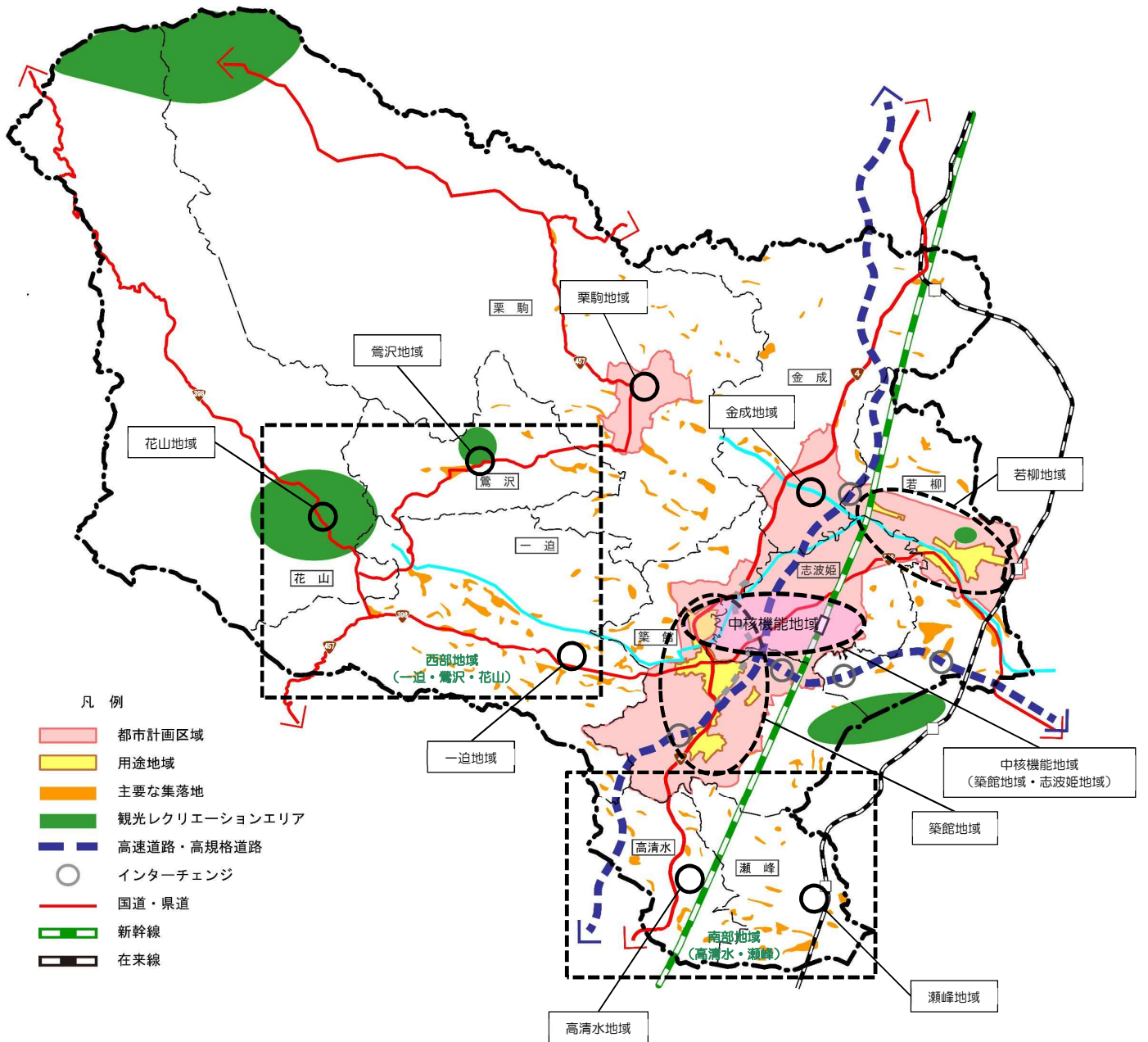


図5-1 地域区分

5-2. 地域別構想

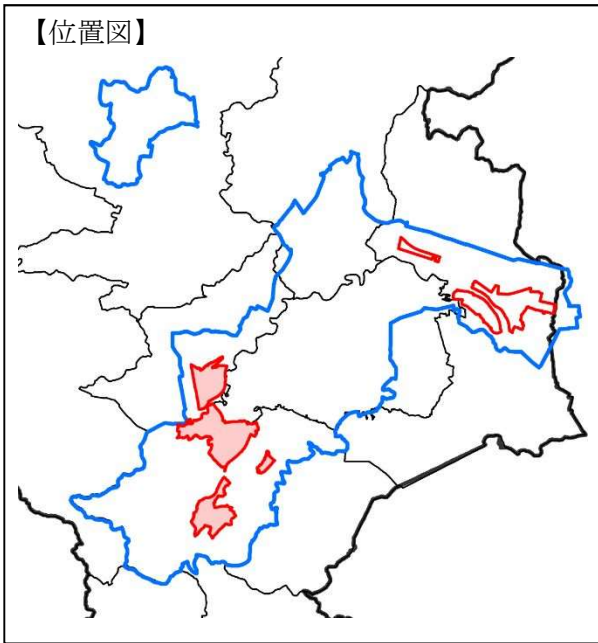
5-2-1. 築館地域

《対象範囲》 都市計画区域の用途地域内

(1) 地域の現況

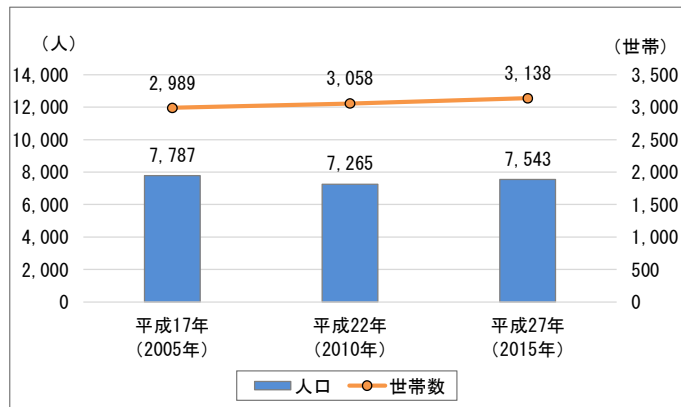
《位置、地勢・交通条件》

- 本市の東側平坦地のほぼ中央部に位置し、市街地を形成しています。
- 本地域は、本市の中心市街地を有しています。
- 市街地の中央を南北方向に国道4号が通り、市街地の骨格を形成しています。また、地域の東側に国道4号築館バイパスの整備が進められ、一部、供用が開始されています。
- 東北縦貫自動車道が市街地の南側を通り、南西側に隣接して築館ICが設置されています。また、東側にはみやぎ県北高速幹線道路が国道4号築館バイパスに接続されています。
- 東西方向に迫川が流れ、河川を境に南北に市街地が分かれています。



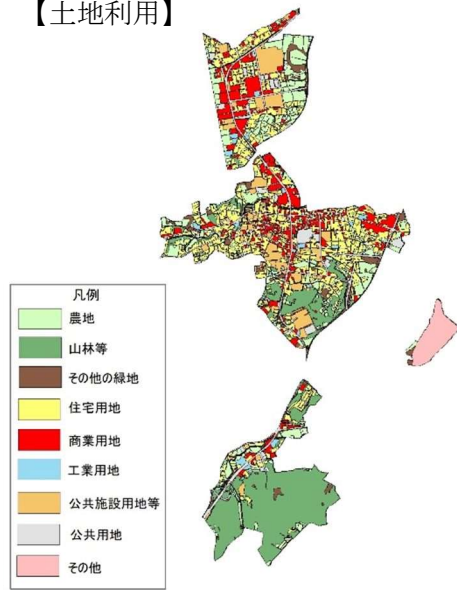
《人口増減の推移》

- 本地域の用途地域内の人口は減少から増加に転じており、平成27年では約7,500人となっています。
- 世帯数は増加傾向にあり、平成17年の約3,000世帯から平成27年では約3,100世帯となっています。



※令和2年度県北地区都市計画基礎調査(宮城県)より

【土地利用】



《土地利用現況》

- 用途別の土地利用現況は、農地、山林等、その他の緑地を合わせた自然的な土地利用で約43%を占めております。
- 山林等は、主に地域の南側の築館 IC 以南にまとまって存在しています。また、農地は2つの都市計画区域の中間や北側にあり、ほ場整備などが行われた優良な農地もあります。
- 都市的な土地利用では住宅用地が最も多く、地域の約20%を占めています。次いで、公共施設用地、商業用地の順となっています。

分類	農地	山林等	その他の緑地	住宅用地	商業用地	工業用地	公共施設用地等	公共用地	その他	全体
面積 (ha)	75.3	121.0	34.3	110.7	57.3	7.9	43.6	75.2	17.1	542.5
構成比	13.9%	22.3%	6.3%	20.4%	10.6%	1.5%	8.0%	13.9%	3.2%	100.0%

※令和2年度県北地区都市計画基礎調査(宮城県)より

《開発・農地転用の状況》

- 最近の5か年で114件の新築が行われています。そのうち約87% (99件) が住宅、約9% (10件) が商業施設となっています。
- 5年間の農地転用の届出は57件となっています。

分類	住宅	商業	工業	公共	その他	総数
農地転用件数 (件)	27	0	0	1	29	57
新築着工件数 (件)	99	10	5	0	0	114

※令和2年度県北地区都市計画基礎調査(宮城県)より

《主要な施設》

- 行政施設は栗原市役所、築館総合支所、宮城県栗原合同庁舎が地域の中心部に立地しています。
- 教育施設・文化施設は、築館幼稚園、築館小学校、栗原文化会館、市立図書館が地域の中心部に、築館中学校が地域の中心部の南端に、築館高校が宮野地区に、宮野小学校が宮野地区の用途地域の東側に、東北職業能力開発大学校が築館 IC 付近萩沢土橋地区に、それぞれ立地しています。
- 地域の北側の宮野地区で施行された区画整理区域内に栗原中央病院が立地しています。また、区画整理区域の隣接地に築館高校が立地しています。
- 国道4号の沿道には、築館警察署、栗原市消防本部が立地しています。
- 地域の中心部に築館総合運動公園、宮野地区に築館宮野中央1号公園などの都市計画公園が整備されています。
- 地域北側の国道4号の沿道には、史跡入の沢遺跡と史跡伊治城跡が所在しています。

《住民意見》

地域のまちづくりの状況についての満足度は、「新幹線や高速道路を利用することによる遠出への利便性」「山林、河川、農地など自然環境の豊かさ」が高く、「日常や休暇に遊ぶことのできる場所の充実」「公園の整備」が低くなっています。

地域の将来のイメージとしては、一般市民では「公園や緑地が充実したまち」、中学生では「閑静な住環境のあるまち」「通勤通学に便利な公共交通が充実したまち」のイメージが強くなっています。

(2) 地域づくりのテーマと目標

【地域づくりのテーマ】

栗原市の産業・経済と市民生活を支える機能が集積する賑わいの地域

地域づくり の目標①

機能が集約する賑わいと利便性の高い市街地づくり

- ・ 中心市街地（築館地区）の魅力の向上と活性化
- ・ 宮野地区への新たな拠点の形成
- ・ 公益的施設の機能の維持と充実

地域づくり の目標②

交通利便性を活かした市街地づくり

- ・ 周辺地域間を連絡する幹線道路の整備促進
- ・ 築館 IC 周辺等への企業誘致の促進

地域づくり の目標③

誰もが暮らしやすい生活・居住の基盤づくり

- ・ 市街地内における居住環境の向上
- ・ 新たな住宅地づくりの計画的誘導
- ・ 安全で安心な歩行者ネットワークの確保

(3) 地域づくりの現況課題と整備・保全の方針

①土地利用

現況特性及び課題	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・本地域の中心部に、本市の中心となる商業地が形成されています。 ・中心商業地は、空き店舗が増加するなど、空洞化が進んでいます。 ・本市及び地域の中心地としての機能を維持する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆広域圏の中心地として繁栄してきた中心商業地の賑わいの再生と活性化に向けて、ハード・ソフトの施策を展開します。 ◆新たな住宅などの供給を促進するとともに、適正な都市機能の誘導を図り、歩いて暮らせる街なか居住を進めていきます。 ◆空き店舗等を有効活用した地域の独自性のある中心商業地づくりを図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・宮野地区では土地区画整理事業が施行され、良好な市街地となる都市基盤が整備されており、栗原中央病院をはじめ、豊かな市民生活に寄与する機能が集積する地区となっています。 ・都市計画道路桜町線の沿道街区などに沿道利用型の商業業務施設の立地が進んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆宮野地区では、中核機能地域の拠点エリアとして、良好な住環境の市街地づくりを促進します。 ◆都市計画道路桜町線沿道には、自動車社会に対応する沿道型土地利用の誘導を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・築館 IC 周辺には大規模な事業用地があります。未利用地の有効活用と促進を図る必要があります。 ・働く場となる工場、事業所の確保が急務となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆築館 IC に隣接する築館インター工業団地（三峰地区）の操業環境を維持するとともに、築館工業団地（照越八ツ沢地区）の良好な交通条件を活かした企業誘致を推進します。
<ul style="list-style-type: none"> ・国道 4 号築館バイパスが一部供用を開始しており、今後の沿道土地利用のあり方を検討する必要があります。 ・みやぎ県北高速幹線道路の国道 4 号築館バイパスとの接続や、東北縦貫自動車道（仮称）栗原 IC の整備も予定されており、交通や流通の新たな拠点が形成される可能性を有しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域住民及び商業者・事業者等との協働のもと、国道 4 号築館バイパスの沿道土地利用を検討していきます。 ◆高規格道路の整備による良好な交通環境を活かし、産業振興機能、休憩施設機能、情報発信機能、交通アクセス機能等の誘導による地域の産業振興を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の周辺に優良な農地が広がっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆無秩序な市街地の拡大を抑制し、農地や自然環境を保全する土地利用の規制・誘導の強化を図ります。

②都市施設

現況特性及び課題	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の都市計画道路は一部未整備となっている路線、区間があります。 ・国道4号などの幹線道路では著しい渋滞がみられます。これに対処するため、国道4号築館バイパスの整備が進められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆都市計画道路は、計画決定に基づいた計画的な整備を促進します。 ◆市街地内の渋滞解消に対処する国道4号築館バイパスの早期整備を関係機関と連携して進めます。 ◆地域の公共の移動手段となるバス交通の運行を維持するとともに、地域公共交通（乗合デマンド交通）の利便性の向上を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・生活道路や歩道の充実が望まれています。 ・都市基盤が未整備のまま形成された中心地内の住宅地には、生活道路の幅員やネットワークが不足している地区が一部にみられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全で安心な歩行空間を確保するため、主要な幹線道路への歩道設置とバリアフリーに配慮した改良を進めます。 ◆狭小幅員や行き止まりの解消など、身近な生活道路の改善を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・築館総合運動公園をはじめ、地域内の都市計画公園はすべて整備済みとなっています。 ・地区内の公園、緑地の整備や充実が望まれています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市街地における既存の公園の適正な維持・活用を図ります。 ◆既成市街地においては、人口密度や居住者の徒歩圏による生活範囲等に配慮し、生活の憩いの場、災害時の一時的な避難場所となる公園の確保に努めます。 ◆新たに整備される住宅市街地においては、面的な整備等によって、必要な公園を整備します。 ◆築館総合運動公園は、スポーツ・レクリエーション活動の拠点として適正な維持・管理を図るとともに、災害時の防災拠点機能の強化を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水の汚水処理は、公共下水道及び合併処理浄化槽による整備を進めています。 ・迫川の河川敷は、自動車教習所などに利用されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共下水道または合併処理浄化槽の整備を継続して推進していきます。 ◆迫川の治水機能の維持・強化と、市街地に潤いを楽しむ親水空間の創出を河川管理者と連携して進めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活に必要な都市機能である各種の公益的施設が本地域に集積しています。 ・公益的施設の集約を図り、機能集約型の生活利便性の高い市街地づくりを進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種の公益的施設のより一層の機能維持と、利便性の向上を目指した適正な機能誘導を検討します。 ◆道路整備と併せて、施設間の連携とネットワークの強化、利用促進に努めます。

③都市環境

現況特性及び課題	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の東側には、ラムサール条約湿地及び国の天然記念物指定区域である伊豆沼・内沼が位置しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆伊豆沼・内沼周辺は湖沼の水辺景観を維持するとともに、水辺環境の保全に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・商店街の街並みに対して、地域住民の関心が高くなっています。 ・中心部は、市の中心市街地にふさわしい景観を形成していく必要があります。 ・宮野地区では、地区計画によるまちづくりの誘導が図られています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆中心市街地は、市の中心となる商業地にふさわしい活力と魅力ある街並み景観づくりを誘導します。 ◆築館 IC 周辺は、“本市の顔”となる沿道の景観づくりを誘導します。 ◆既存住宅地においては、境界の生け垣化等を進め、景観・防災・環境に配慮した住宅市街地づくりを誘導します。
<ul style="list-style-type: none"> ・宮野地区は迫川に近接しており、浸水想定区域内に位置しています。 ・住民の自然災害等による防災意識が高まっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市街地における自然災害に対応した防災対策の強化を図り、市民生活の安全の確保に努めます。 ◆自主防災組織の育成を進め、地域の防災力向上を図ります。

(4) 築館中心地域の整備方針図

- ◆新たな住宅の供給促進、適正な都市機能の誘導
- ◆無秩序な市街地の拡大の抑制、土地利用の規制・誘導の強化
- ◆都市計画道路の計画的な整備促進
- ◆バス交通の運行維持、地域公共交通の利便性の向上
- ◆主要な幹線道路への歩道設置とバリアフリーに配慮した改良
- ◆狭小幅員や行き止まりの解消など、身近な生活道路の改善
- ◆市街地における既存の公園の適正な維持・活用
- ◆生活の憩いの場、災害時の一時的な避難場所となる公園の確保
- ◆新たに整備される住宅市街地への必要な公園の整備
- ◆築館総合運動公園の適正な維持・管理、災害時の防災拠点機能の強化
- ◆公共下水道または合併処理浄化槽の整備の継続的な推進
- ◆各種の公益的施設の一層の機能維持、適正な機能誘導
- ◆道路整備と併せた施設間の連携とネットワークの強化、利用促進
- ◆伊豆沼・内沼周辺の水辺景観の維持、水辺環境の保全
- ◆境界の生け垣化、景観・防災・環境に配慮した住宅市街地づくり
- ◆自然災害に対応した防災対策の強化、市民生活の安全の確保
- ◆自主防災組織の育成、地域の防災力向上

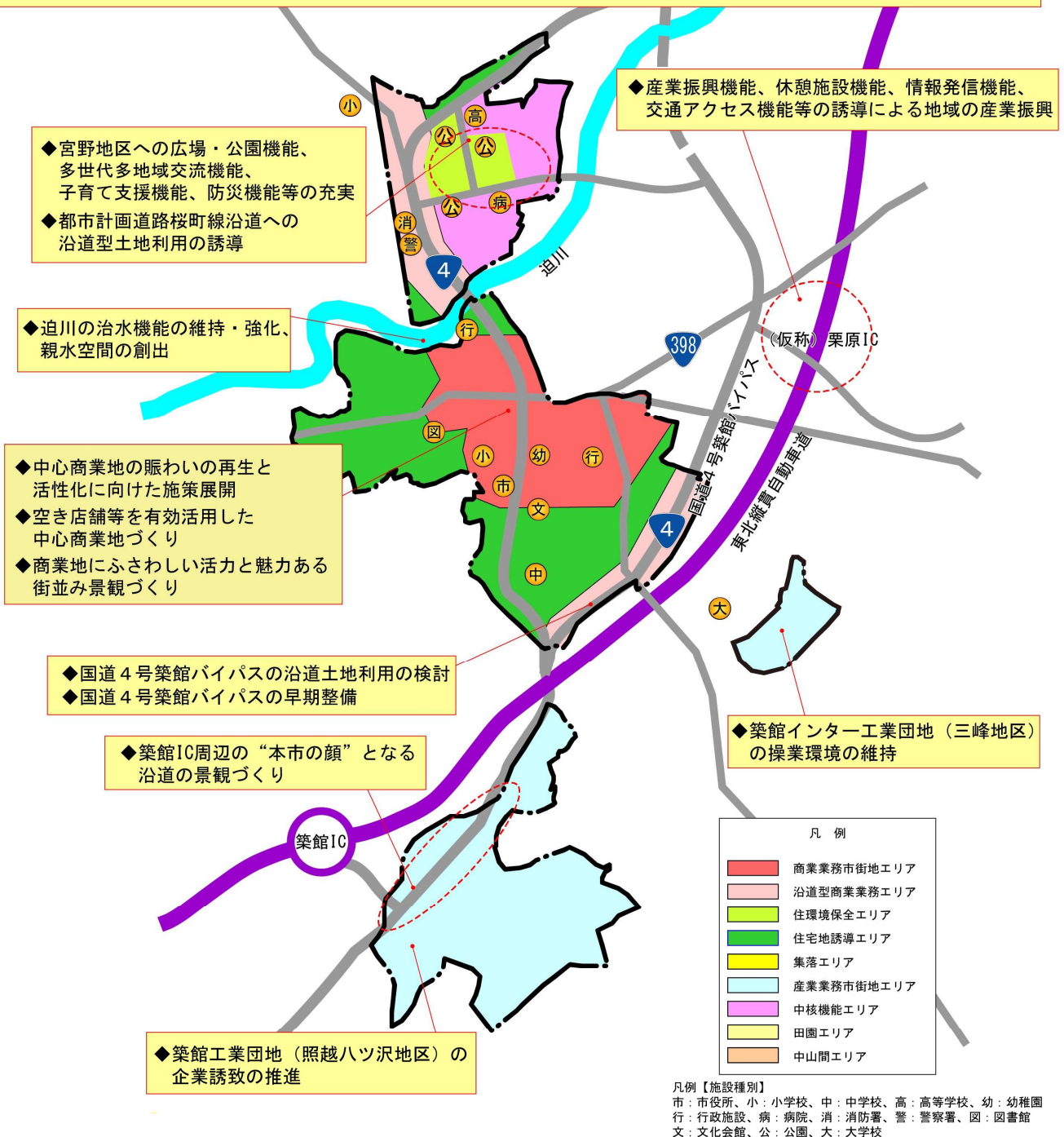


図5-2 整備方針図（築館地域）

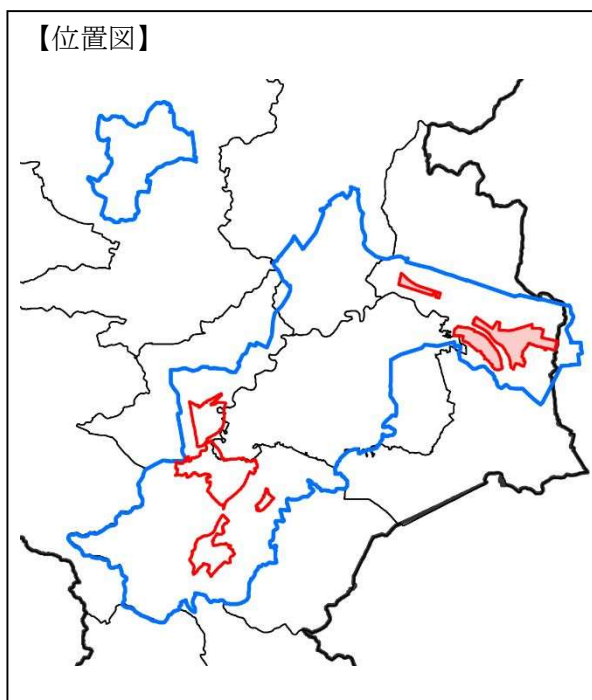
5-2-2. 若柳地域

《対象範囲》 都市計画区域内の用途地域

(1) 地域の現況

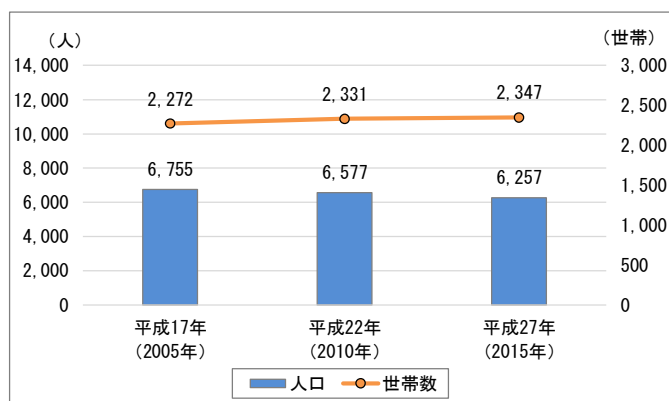
《位置、地勢・交通条件》

- 本市の北東端に位置し、地域内を東西方向に流れる迫川流域の平坦地に市街地を形成しています。
- 本地域は、隣接する石越地域(登米市)を含めた地域の中心市街地を形成しています。
- 迫川に並行して市街地の中央部を東西方向に国道 398 号、(主)中田栗駒線が通り、築館地域・栗駒地域及び隣接する登米市の市街地を結んでいます。
- 地域の東側に隣接して JR 石越駅(登米市)があり、(主)中田栗駒線及び(一)石越停車場白崖線によって、本地域と連絡しています。



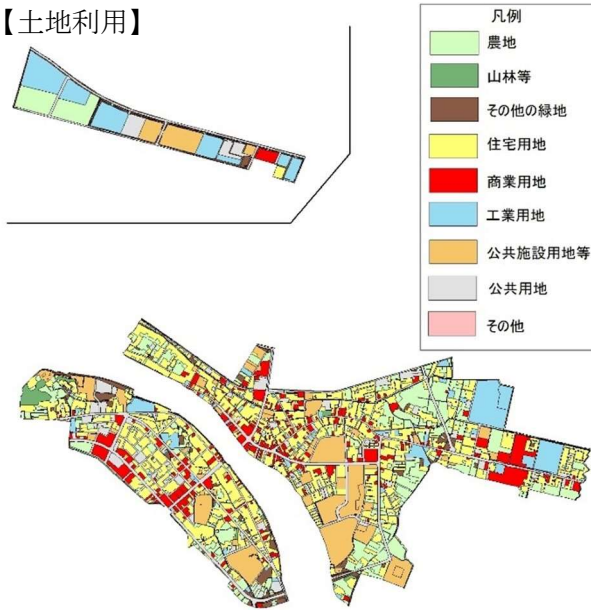
《人口増減の推移》

- 本地域の用途地域内の人口は減少傾向にあり、平成 17 年の約 6,800 人から平成 27 年では約 6,300 人となっています。
- 世帯数は平成 7 年から平成 27 年で約 2,300 世帯と近年では微増の状況となっています。



※令和 2 年度県北地区都市計画基礎調査(宮城県)より

【土地利用】



《土地利用現況》

- 用途別の土地利用現況は、住宅用地が最も多く、地域の約 28%を占めています。
- 住宅用地以外の都市的土地利用では、公共用地が 20%を占めています。商業用地、工業用地はともに約 9%となっています。
- 農地、山林等、その他の緑地を合わせた自然的な土地利用は約 22%を占めています。農地は、主に地域の東側及び南側の外縁部に位置しています。

分類	農地	山林等	その他の緑地	住宅用地	商業用地	工業用地	公共施設用地等	公共用地	その他	全体
面積 (ha)	46.0	3.2	13.5	79.5	24.3	26.8	36.1	57.3	0.01	286.7
構成比	16.0%	1.1%	4.7%	27.7%	8.5%	9.3%	12.6%	20.0%	0.003%	100.0%

※令和 2 年度県北地区都市計画基礎調査(宮城県)より

《開発・農地転用の状況》

- 最近の 5 か年で 93 件の新築が行われています。そのうち約 85% (79 件) が住宅となっています。
- 5 年間の農地転用の届出は 51 件となっています。

分類	住宅	商業	工業	公共	その他	総数
農地転用件数 (件)	26	0	0	9	16	51
新築着工件数 (件)	79	6	7	0	1	93

※令和 2 年度県北地区都市計画基礎調査(宮城県)より

《主要な施設》

- 行政施設は、若柳総合支所が用途地域の南西側に隣接しています。
- 教育施設・文化施設は、若柳小学校、栗原市若柳認定こども園が地域の南東側に、若柳総合文化センターがほぼ中央部に、それぞれ立地しています。また、地域の南西側に隣接して若柳中学校、迫桜高校が立地しています。
- 若柳小学校、栗原市若柳認定こども園に隣接して、市立若柳病院が立地しています。
- 迫川の右左岸の河川敷を活用して、河川公園が整備されています。
- 若柳警察署が地域のほぼ中央部に立地しています。
- 商業地と上記の公益的施設がまとまって集積している、コンパクトに集約された市街地を形成しています。
- 旧くりでんの軌道敷跡が地域の北端を通り、旧若柳駅を活用したくりはら田園鉄道公園（くりでんミュージアムを含む）が中央部北側にあります。
- 地域の南東端の川南地区では土地区画整理事業が施行されています。

《住民意見》

地域のまちづくりの状況についての満足度は、「山林、河川、農地など自然環境の豊かさ」「新幹線や高速道路を利用することによる遠出への利便性」が高く、「日常や休暇に遊ぶことのできる場所の充実」「商店街のまち並みのきれいさ」が低くなっています。

地域の将来のイメージとしては、一般市民では「道路や歩道が充実したまち」、中学生では「閑静な住環境のあるまち」のイメージが強くなっています。

(2) 地域づくりのテーマと目標

【地域づくりのテーマ】

「職」と「住」が近接した、暮らしやすい住環境の地域

地域づくり の目標①

市の東部の中心地づくり

- ・ 中心市街地（若柳地区）の中心性の維持
- ・ 景観に配慮した商業地の環境維持と魅力の向上
- ・ 金成地域、石越地域（登米市）との連携強化と交流の拠点づくり

地域づくり の目標②

地域に密着した雇用の場づくり

- ・ 雇用の場となる既存の工業施設の維持と共存
- ・ 若柳金成インター工業団地への企業誘致

地域づくり の目標③

歩いて生活ができる住環境づくり

- ・ 川南地区の住環境の維持と向上
- ・ 地域住民の気軽な移動手段となる公共交通機関の充実
- ・ 安全で安心な歩行者空間、自転車ネットワークの確保
- ・ 市街地内を流れる迫川の水辺の有効活用

(3) 地域づくりの現況・課題と整備・保全の方針

①土地利用

現況特性及び課題	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・本地域の中心部に、若柳都市計画区域の中心となる商業地が形成されています。また、商業地は、旧くりでん若柳駅から迫川を渡って若柳総合支所付近まで連続しています。 ・中心商業地の商店街は、空き店舗が増加するなど、空洞化が進んでいます。本市及び地域の中心地としての機能を維持する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の中心地として、中心商業地の賑わいの再生と活性化、並びに地域間の交流促進に向けて、ハード・ソフトの施策を展開します。また、若い世代が地域に定住し、活躍できる環境づくりを進めます。 ◆中心地内の空地の活用や集合住宅の供給などを促進するとともに、適正な都市機能の誘導を図り、歩いて暮らせる街なか居住を進めていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・川南地区では土地区画整理事業が施行され、良好な市街地となる都市基盤が整備されています。 ・川南地区土地区画整理区域内を通る（一）若柳築館線の沿道街区などに沿道利用型の商業業務施設の立地が進んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆川南地区の良好な住環境の維持と質の向上に努めます。 ◆（一）若柳築館線沿道は、住環境に配慮した沿道型土地利用の誘導を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の東側には工業施設の集積がみられ、（主）中田栗駒線の沿道街区は、住・商・工の土地利用が混在している状況にあります。 ・市民の働く場となる工場、事業所の確保が求められています。 ・若柳金成 IC 隣接地に高速交通網へのアクセスに優れた若柳金成インター工業団地が整備されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の東側に位置する下袋地区、新中谷内地区の工業地の機能を維持します。 ◆（主）中田栗駒線の沿道街区の工業地は、周辺の農地、住宅地、商業地等との調和に配慮した環境共存の対策に努めます。 ◆若柳金成インター工業団地（大林地区）のアクセス強化を図り、良好な交通条件を活かした企業誘致を推進します。

※（主）：主要地方道、（一）：一般県道

②都市施設

現況特性及び課題	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の都市計画道路には、未整備路線があります。 ・本地域の最寄り駅となる JR 石越駅（登米市）には、（主）中田栗駒線及び（一）石越停車場白崖線により連絡しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆都市計画道路は、計画決定に基づいた整備を促進します。 ◆地域の公共の移動手段となるバス交通の運行を維持するとともに、地域公共交通（乗合デマンド交通）の利便性の向上を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・都市基盤が未整備のまま形成された中心地内の住宅地には、生活道路の幅員やネットワークが不足している地区が一部にみられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆子どもや高齢者、障害者等にもやさしい、歩いて暮らせる市街地づくりを目指し、中心部の歩道等のバリアフリーに配慮した改良を進めます。 ◆住宅市街地において、狭小幅員や行き止まりの解消など、身近な生活道路の改善を図ります。

現況特性及び課題	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> 市街地内の公園の充実が必要です。 若柳川南1号公園をはじめ、地域内の都市計画公園はすべて整備済みとなっています。 日常や休暇に遊ぶことのできる場所の充実が望まれています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆既成市街地においては、人口密度や居住者の徒歩圏による生活範囲等に配慮し、生活の憩いの場、災害時の一時的な避難場所となる公園の確保に努めます。 ◆新たに整備される住宅市街地においては、面的な整備等によって、必要な公園を整備します。
<ul style="list-style-type: none"> 生活排水の汚水処理は、公共下水道及び合併処理浄化槽による整備を進めています。 迫川の河川敷には、両岸に若柳川北河川公園、若柳川南河川公園が整備されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共下水道または合併処理浄化槽の整備を継続して推進していきます。 ◆迫川の治水機能の維持・強化と、河川公園の適切な管理による親水空間の維持を河川管理者と連携して進めます。
<ul style="list-style-type: none"> 各種の公益的施設が中心部及びその周辺に集約され、機能集約型の生活利便性の高い市街地が形成されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機能集約型の市街地を構成する各種の公益的施設の維持に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> くりでんミュージアムが整備されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「くりでんミュージアム」を中心としたくりはら田園鉄道公園の観光・レクリエーション利用の促進を図ります。

③都市環境

現況特性及び課題	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> 地域の南側には、ラムサール条約湿地及び国の天然記念物指定区域である伊豆沼・内沼が位置しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆伊豆沼・内沼周辺は湖沼の水辺景観を維持するとともに、水辺環境の保全に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> 住民の商店街の街並み景観に対する関心が高まっています。 区画整理事業によって整備され、良好な住環境を有する川南地区の住環境を維持する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆周辺地域の中心となる商業地にふさわしい良好な街並み景観の維持・向上と沿道建築物の景観づくりを誘導します。 ◆川南地区などの既存住宅地においては、境界の生け垣化等を進め、景観・防災・環境に配慮した住宅市街地づくりを誘導します。
<ul style="list-style-type: none"> 本地域の中央には迫川が流れています。 市街地のほぼ全域が浸水想定区域内に位置しています。 住民の自然災害等による防災意識が高まっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市街地における自然災害に対応した防災対策の強化を図り、市民生活の安全の確保に努めます。 ◆自主防災組織の育成を進め、地域の防災力向上を図ります。

(4) 若柳地域の整備方針図

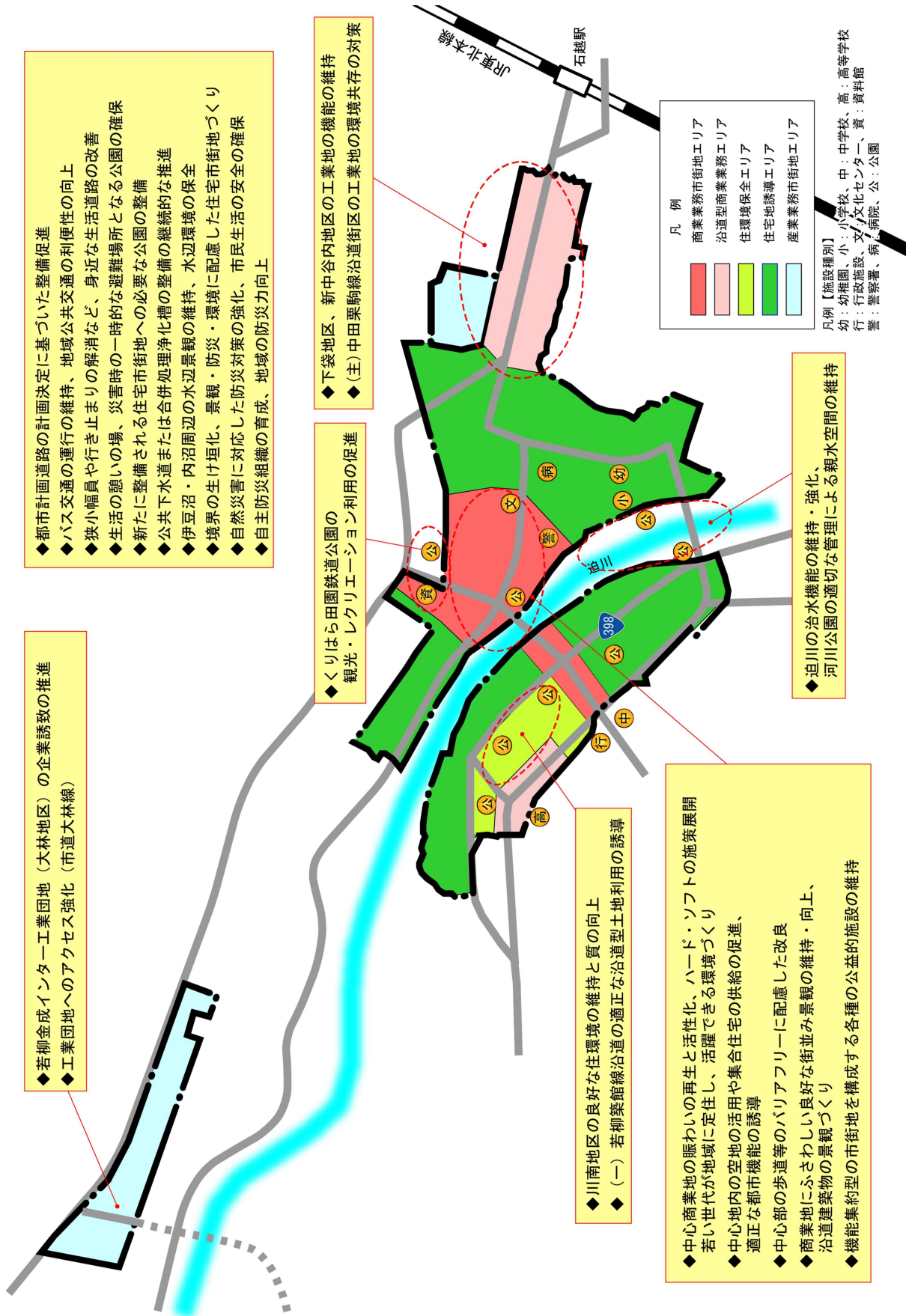


図5-3 整備方針図（若柳地域）

5-2-3. 中核機能地域

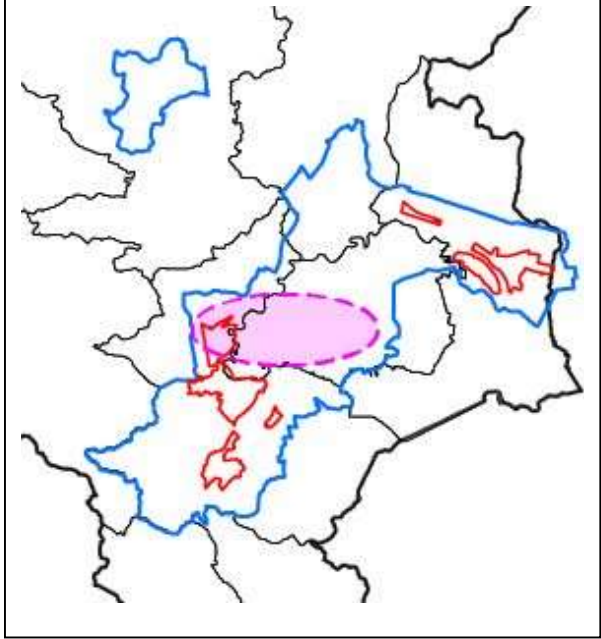
《対象範囲》 東北新幹線くりこま高原駅周辺から栗原中央病院周辺までの間

(1) 地域の現況

《位置、地勢・交通条件》

- 中核機能地域は、本市の東側平坦地のほぼ中央部に位置しています。
- 東北新幹線、東北縦貫自動車道及び国道4号が南北方向に通り、東西方向にはみやぎ県北高速幹線道路が整備されています。
- 東北新幹線くりこま高原駅が設置され、築館IC・若柳金成ICからのアクセスも良好で、登米圏域との往来も向上し、広域的な交通条件に優れており、将来的に東北縦貫自動車道（仮称）栗原ICの整備が予定されています。
- 市街地は栗原中央病院が立地している築館地域宮野地区と東北新幹線くりこま高原駅西側を中心に形成されており、本市の中核的な役割を担う地域となっています。

【位置図】



《土地利用現況》

- 栗原中央病院周辺はエリアの西部に位置し、商業用地や住宅用地、公共施設用地などの都市的な土地利用が中心となっています。
- みやぎ県北高速幹線道路と国道4号バイパスの交差点周辺はエリアの中央部に位置し、農地が広がる中に住宅用地が点在しています。
- 東北新幹線くりこま高原駅周辺はエリアの東部に位置し、くりこま高原駅の東側と西側には商業用地、その周辺には農地が広がっています。

《主要な施設》

- 行政施設は、中核機能エリア西部に築館警察署、栗原消防署が立地し、東部には志波姫総合支所が立地しています。
- 教育施設は、中核機能エリア西部に築館高校、東部に志波姫幼稚園、志波姫小学校、志波姫中学校が立地しています。
- 文化施設は、中核機能エリア東部の東北新幹線くりこま高原駅東側にエポカ21、この花さくや姫プラザが志波姫総合支所に併設されています。
- 中核機能エリアの栗原中央病院周辺及び東北新幹線くりこま高原駅周辺には、大型商業施設、小売店、飲食店などが立地しています。
- 中核機能エリアの中央部は、国道4号バイパス（一部開通）、国道398号、みやぎ県北高速幹線道路が整備され、本市の主要交通軸となっています。

(2) 地域づくりのテーマと目標

【地域づくりのテーマ】

栗原市の新たな交流や賑わいを創出する拠点づくり

地域づくり の目標①	【生活創造拠点】 （栗原中央病院周辺） 市民の自由な発想により創り上げる、10地区すべての市民が集える拠点
<ul style="list-style-type: none">・栗原中央病院周辺へ生活施設、公的施設などの都市機能を集約・既設の都市機能を補完し、暮らしの安全の維持向上・多世代多地域の交流をテーマにした拠点整備	
地域づくり の目標②	【商業観光拠点】 （みやぎ県北高速幹線道路と国道4号築館バイパス交差点周辺） 地元の素材を活かし、全ての来訪者が楽しめる商業観光拠点
<ul style="list-style-type: none">・交通の要衝であることを活かした、商業や観光の活性化・主要幹線道路が交わる交通軸としての沿道利用と機能誘導	
地域づくり の目標③	【移住・交流拠点】 （東北新幹線くりこま高原駅周辺） 市民と来訪者がともに滞在し、交流を楽しむ拠点
<ul style="list-style-type: none">・本市の玄関口である東北新幹線くりこま高原駅周辺での、移住の促進や来訪者との交流・豊かな景観を活かした住環境を創出し、移住交流促進のための拠点整備	

※地域づくりのテーマと目標に関する出典：栗原市中核機能地域の整備の基本構想（平成31年3月）

(3) 地域づくりの現況・課題と整備・保全の方針

①土地利用

現況特性及び課題	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・本市は古くから陸路を中心とした交通が発達し、現在も本市の核となる広域交通軸が形成されています。 ・市全域の市民が集まりやすい拠点に欠けています。 ・都市のコンパクト化・公共交通のネットワーク化が求められています。 	<p>【全拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆広域圏の中心地として繁栄してきた中心商業地の賑わいの再生と活性化に向けて、ハード・ソフトの施策を展開します。 ◆市民が集まれる拠点づくりを推進します。 ◆都市のコンパクト化と公共交通のネットワーク化（コンパクトシティ・プラス・ネットワーク）の都市づくりを推進します。
<ul style="list-style-type: none"> ・栗原中央病院周辺では土地区画整理事業が施行され、良好な市街地となる都市基盤が整備されています。 ・栗原中央病院周辺の大規模事業が可能な土地の有効活用と促進を図るため、土地利用用途の見直しを検討する必要があります。 	<p>【生活創造拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆広場・公園機能、多世代多地域交流機能、子育て支援機能、防災機能等の充実を図り、良好な住環境の市街地づくりを促進します。 ◆栗原中央病院周辺は、地域の現状や周辺土地利用との整合を踏まえ、土地の有効利用を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・国道4号築館バイパスの全線開通と東北縦貫自動車道（仮称）栗原ICを活かした、沿道土地利用のあり方を検討する必要があります。 	<p>【商業観光拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域住民及び商業者・事業者等との協働のもと、国道4号築館バイパスの沿道土地利用を検討していきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・みやぎ県北高速幹線道路と国道4号築館バイパスとの接続や、東北縦貫自動車道（仮称）栗原ICの整備も予定されています。 ・市外とつながる交通や交流の新たな拠点となる可能性を有しています。 	<p>【商業観光拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆広域幹線軸の整備による良好な交通環境を活かし、産業振興機能、休憩施設機能、情報発信機能、交通アクセス機能等の誘導による地域の産業振興を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・東北新幹線くりこま高原駅は、本市の広域交流・観光の玄関口にふさわしい景観を形成していく必要があります。 ・東北新幹線くりこま高原駅は、仙台圏、首都圏からのアクセスが良好です。 	<p>【移住・交流拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆無秩序な市街地の拡大を抑制し、農地や自然環境を保全する土地利用の規制・誘導の強化を図ります。 ◆東北新幹線くりこま高原駅から栗駒山の眺望景観を維持するため、駅周辺地域の建築物、工作物等の高さの抑制を検討します。 ◆宿泊機能や飲食機能を高め、魅力ある交流の場と移住を促進する住環境を創出します。

②都市施設

現況特性及び課題	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・国道4号築館バイパスは、一部未整備となっている路線、区間があります。 ・東北縦貫自動車道（仮称）栗原 IC の整備が予定されています。 ・国道4号などの幹線道路では著しい渋滞がみられます。これに対処するため、国道4号築館バイパスの整備が進められています。 	<p>【全拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市街地内の渋滞解消に対処する国道4号築館バイパスの早期整備を関係機関と連携して進めます。 ◆幹線道路沿道を有効活用するための都市機能誘導を図ります。 ◆地域の公共の移動手段となるバス交通の運行を維持するとともに、地域公共交通（乗合デマンド交通）の利便性の向上を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・生活道路や歩道の充実が望まれています。 ・都市基盤が未整備のまま形成された中心地内の住宅地には、生活道路の幅員やネットワークが不足している地区が一部にみられます。 	<p>【全拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆安全で安心な歩行空間を確保するため、主要な幹線道路への歩道設置とバリアフリーに配慮した改良を進めます。 ◆狭小幅員や行き止まりの解消など、身近な生活道路の改善を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・中核機能地域内の都市計画公園は小規模なものになっています。 ・市内での公園、緑地の整備や充実が望まれています。 	<p>【全拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市街地における既存の公園の適正な維持・活用を図ります。 ◆新たに整備される住宅市街地においては、面的な整備等によって、必要な公園、緑地を整備します。市民が多目的・活動的に利用できる公園の確保に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水の汚水処理は、公共下水道及び合併処理浄化槽による整備を進めています。 ・中核機能地域の西部から北部にかけて、一級河川の迫川が流れています。 	<p>【全拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆公共下水道または合併処理浄化槽の整備を継続して推進していきます。 ◆迫川の治水機能の維持・強化など河川管理者と連携して進めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・公益的施設の集約を図り、機能集約型の生活利便性の高い市街地づくりを進める必要があります。 	<p>【全拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆各拠点の既存公益的施設の機能維持と、利便性の向上を目指すとともに、道路整備と併せた施設間ネットワークの強化、利用促進に努めます。

③都市環境

現況特性及び課題	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・優良な田園地帯を次世代へ受け継ぐよう、保全を図る必要があります。 ・自然環境の保全を図るまちづくりが望まれています。 	<p>【移住・交流拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆田園地域において、「都市化を図る区域」と「保全を図る区域」の明確化とともに、「保全を図る区域」の保全の徹底に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・本市の中核機能地域にふさわしい景観を形成していく必要があります。 ・栗原中央病院を含む築館地域宮野地区では、地区計画によるまちづくりの誘導が図られています。 	<p>【生活創造拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆中核機能地域は、市の中心となる住環境の創出と、豊かな地域資源を活かした商業、観光の創出を図ります。 ◆宮野地区などの既存住宅地においては、境界の生け垣化等を進め、景観・防災・環境に配慮した住宅市街地づくりを誘導します。
<ul style="list-style-type: none"> ・宮野地区は迫川に近接しており、浸水想定区域内に位置しています。 ・住民の自然災害等による防災意識が高まっています。 	<p>【全拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市街地における自然災害に対応した防災対策の強化を図り、市民生活の安全の確保に努めます。 ◆自主防災組織の育成を進め、地域の防災力向上を図ります。

(4) 中核機能地域の整備方針図

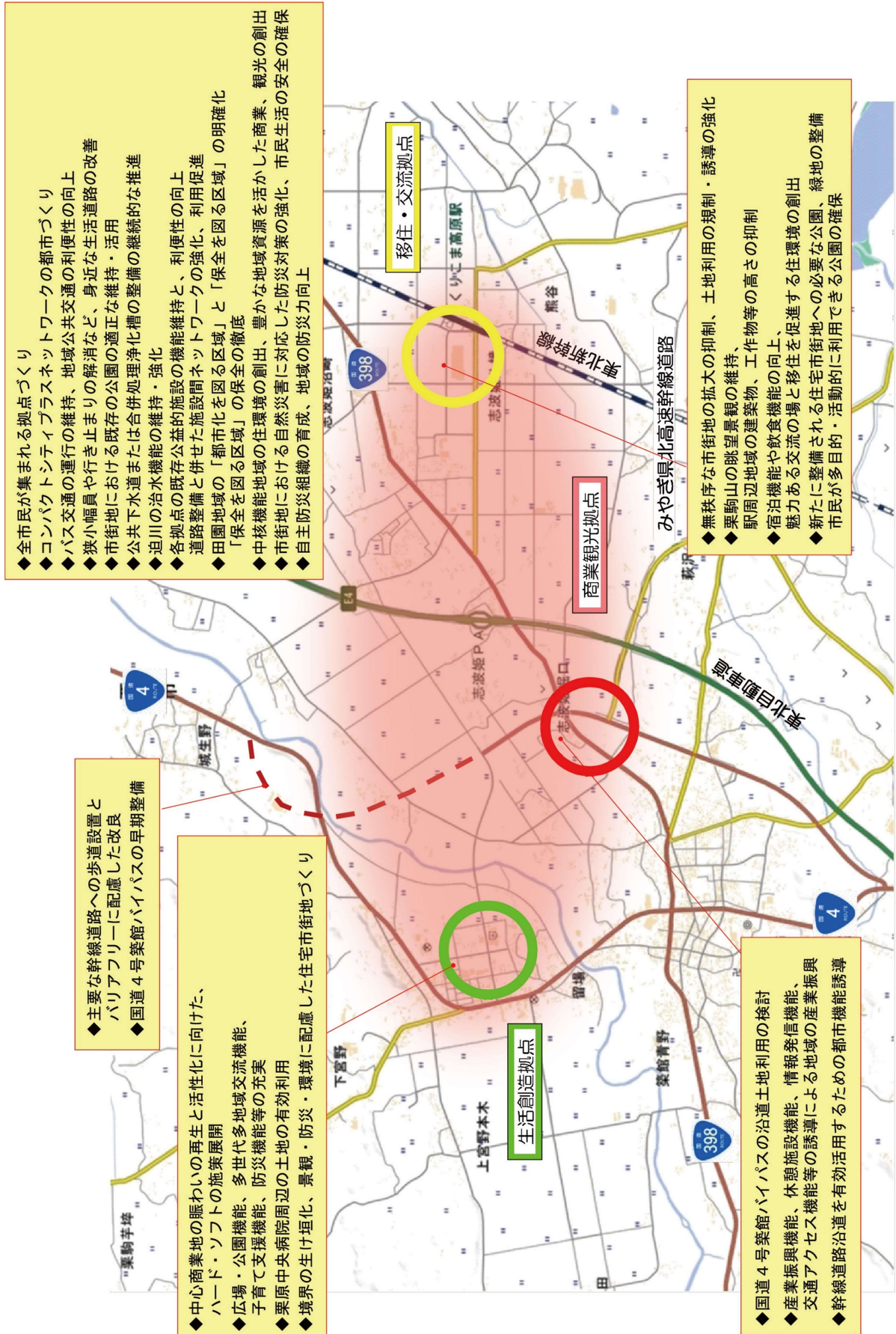


図5-4 整備方針図（中核機能地域）

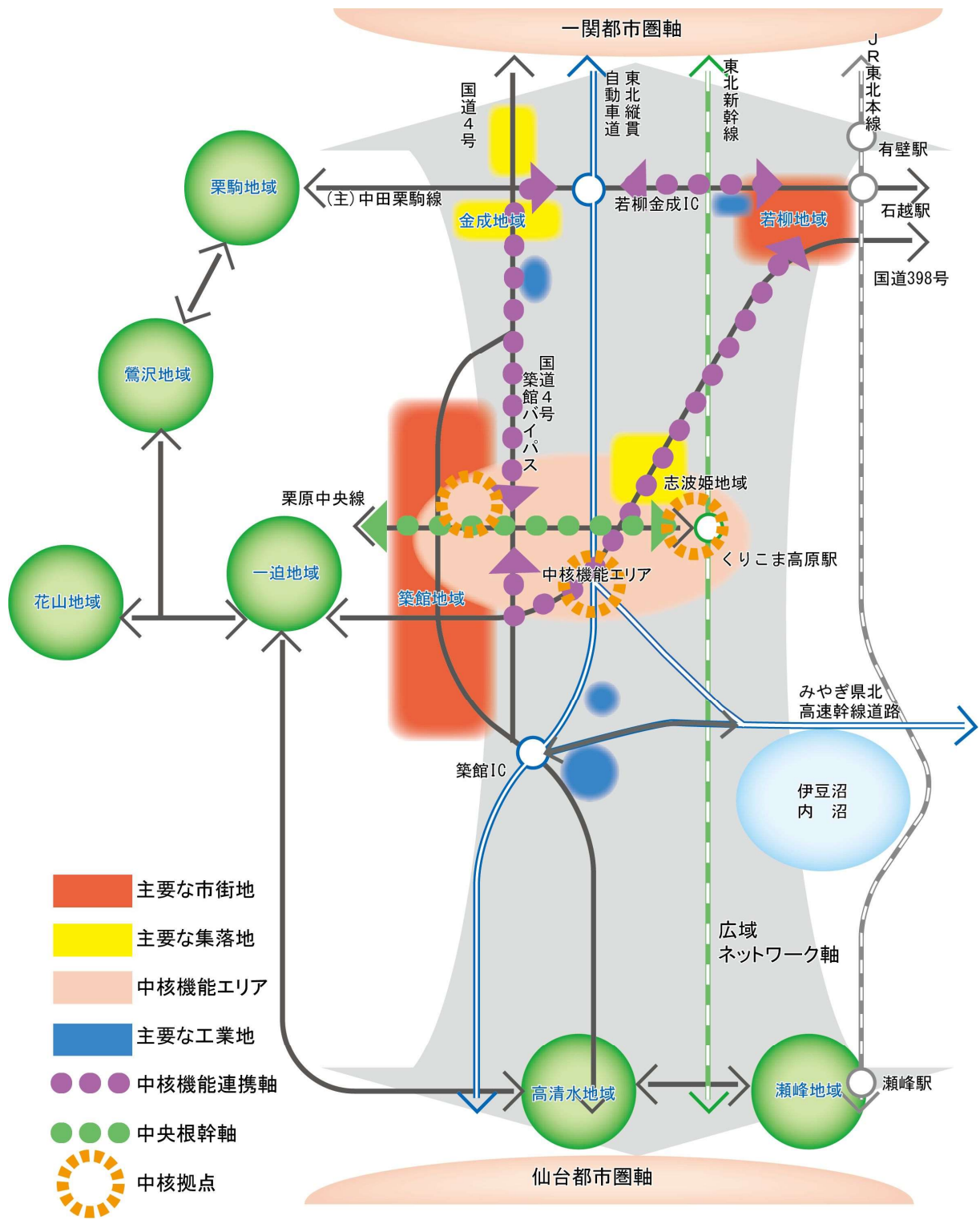


図5-5 将来地域構造図（中核機能地域）

5-2-4. 栗駒地域

《対象範囲》 都市計画区域内

(1) 地域の現況

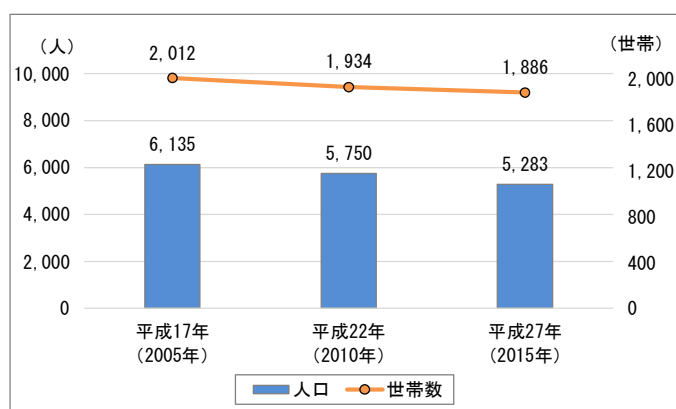
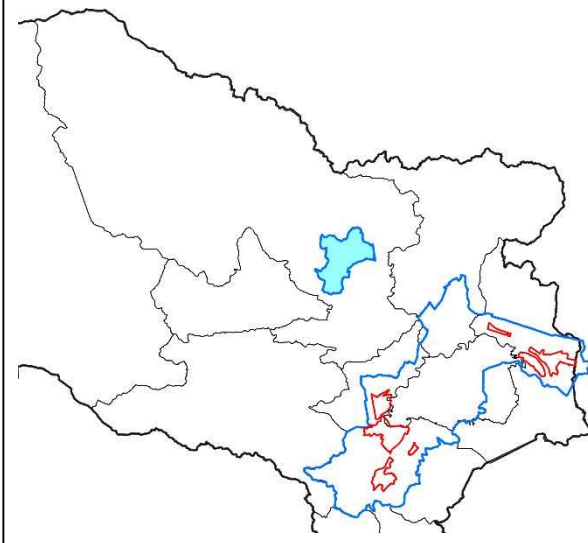
《位置、地勢・交通条件》

- 本市の中央部北側の中山間部、栗駒山の麓に位置する都市計画区域白地地域で、三迫川流域に広がる平坦地と栗駒山に連なる北側の傾斜地などの地形を形成しています。
- 東西方向に(主)中田栗駒線、南北方向に国道457号が通り、地域の骨格を形成しています。
- 旧くりでん栗駒駅周辺に本地域の中心地となる、まとまりのある主要な集落地(岩ヶ崎地区)が形成されています。
- 本地域の中心地の西及び北側隣接地は栗駒山の山々が連なり、栗駒山の麓の町となっています。

《人口増減の推移》

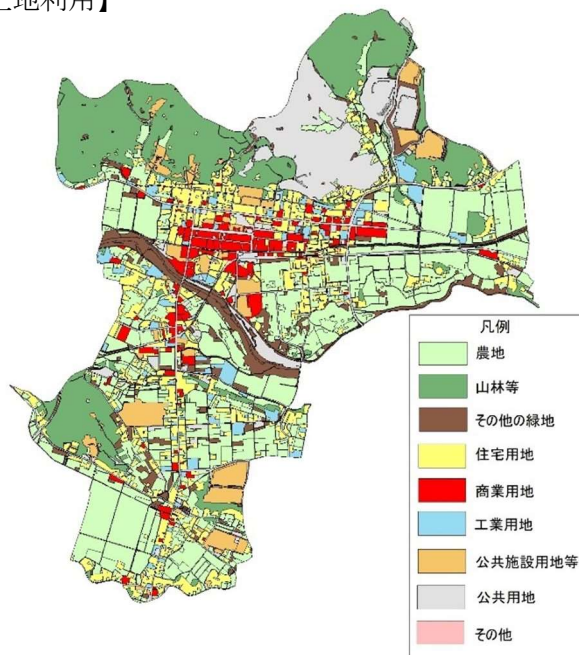
- 本地域の都市計画区域内の人口は減少傾向にあり、平成17年の約6,100人から平成27年では約5,300人となっています。
- 世帯数についても減少傾向にあり、平成17年の約2,000世帯から平成27年では約1,900世帯となっています。

【位置図】



※令和2年度県北地区都市計画基礎調査(宮城県)より

【土地利用】



《土地利用現況》

- 用途別の土地利用現況は、農地、山林等、その他の緑地を合わせた自然的な土地利用で約 57%を占めています。そのうち、地域の中央部から南側に広がる農地が約 31%、主に地域の北側などの山林等が約 18%となっています。
- 都市的な土地利用では住宅用地が最も多く地域の約 12%を占めています。その他、公共施設用地が約 5%、商業用地が約 4%、工業用地は約 3%となっています。
- 旧くりでん栗駒駅周辺の岩ヶ崎地区、南北方向に通る国道 457 号沿いなどに、都市的土地利用がなされています。

分類	農地	山林等	その他の緑地	住宅用地	商業用地	工業用地	公共施設用地等	公共用地	その他	全体
面積 (ha)	230.0	132.1	55.7	84.7	28.8	19.3	37.8	117.6	31.4	737.3
構成比	31.2%	17.9%	7.6%	11.5%	3.9%	2.6%	5.1%	15.9%	4.3%	100.0%

※令和 2 年度県北地区都市計画基礎調査(宮城県)より

《開発・農地転用の状況》

- 最近の 5 か年で 56 件の新築が行われています。そのうち約 73% (41 件) が住宅、約 21% (12 件) が商業施設となっています。
- 5 年間の農地転用の届出は 33 件となっています。

分類	住宅	商業	工業	公共	その他	総数
農地転用件数 (件)	15	0	0	0	18	33
新築着工件数 (件)	41	12	3	0	0	56

※令和 2 年度県北地区都市計画基礎調査(宮城県)より

【法規制】



※令和2年度県北地区都市計画基礎調査(宮城県)より

《法的な規制》

- 地域の中心地及び北側の山林地域を除く地域が農業振興地域に指定されています。
- 地域の東端、西端及び南端に位置する水田地帯が農業振興地域農用地区域に指定されています。

《主要な施設》

- 行政施設は、栗駒総合支所が旧くりでん栗駒駅の南側に立地しています。
- 教育施設は、中心地内に栗駒幼稚園、栗駒小学校、地域の南側に栗駒南小学校、栗駒中学校、また、国道457号沿いに岩ヶ崎高校が立地しています。
- 文化施設は、旧くりでん栗駒駅の西側にみちのく風土館、栗駒伝統文化の伝承館（みちのく伝創館）が立地しています。
- 医療施設は、市立栗駒病院が栗駒総合支所の近隣に立地しています。
- 公園は、都市計画公園である栗駒館山公園などが整備されています。また、地域の北東端にはサンスポーツランド栗駒、三迫川の河川敷には河川公園が配置されています。

《住民意見》

地域のまちづくりの状況についての満足度は、「山林、河川、農地など自然環境の豊かさ」「自動車を利用した買い物の利便性」が高く、「日常や休暇に遊ぶことのできる場所の充実」「路線バスや市民バス、鉄道など公共交通機関の利用しやすさ」が低くなっています。

地域の将来のイメージとしては、一般市民では「工業・産業の活力のあるまち」、中学生では「閑静な住環境のあるまち」のイメージが強くなっています。

(2) 地域づくりのテーマと目標

【地域づくりのテーマ】

豊かな自然に包まれ、コンパクトな生活空間と栗駒山の観光の玄関となる地域

地域づくり の目標①

自然環境と共生する地域の中心地づくり

- ・ 商店、日常生活に必要な施設など機能的に集積された、利便性の高い生活の中心地の形成
- ・ 中心地と近接する、歩いて暮らせる住宅地の環境の維持
- ・ 地域の中心地である岩ヶ崎地区への都市機能の集積と機能の向上

地域づくり の目標②

栗駒山の観光拠点づくり

- ・ 岩ヶ崎地区を中心とした観光・交流機能の充実
- ・ 栗駒山などへの観光を支援する街なか観光機能の強化

地域づくり の目標③

農地・山林の地域づくり

- ・ 水田、山林の保全
- ・ 農地と共生する集落地の居住環境の維持と向上

(3) 地域づくりの現況・課題と整備・保全の方針

①土地利用

現況特性及び課題	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・本地域の北西部の栗駒山周辺は、高原、温泉などの観光地となっており、本市を代表する観光拠点が位置する地域となっています。 ・岩ヶ崎地区に地域の生活を支える商業施設、生活利便施設及び住宅地などが集積しており、都市計画区域内に本地域の中心地がコンパクトに形成されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の中心地である岩ヶ崎地区は、地域の生活やコミュニティ形成の中心となる地域の拠点機能と栗駒山周辺の観光の拠点機能の維持・向上を図ります。また、魅力ある商店街の維持を図ります。 ◆岩ヶ崎地区のコンパクトにまとまりのある中心地の形態を維持するとともに、歩いて暮らせる街なか居住を促進し、身近な生活拠点の形成を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中心地の周辺には田園地帯が広がっており、優良な田園地帯の保全と集落地の住環境の維持、向上を図る必要があります。 ・国道 457 号沿いは建築物が連たんする集落地を形成しています。また、都市計画区域の南側には小学校、中学校、高等学校等の公益的施設が集積する集落地が形成されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆優良な農地の保全に努めるとともに、耕作放棄地の有効活用等による地域農業の振興を図ります。 ◆田園地帯に共生する集落地の田園居住の環境維持と向上を図り、地域コミュニティの維持と若い世代を中心とした定住促進に努めます。

②都市施設

現況特性及び課題	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の都市計画道路は整備済み、または概成となっています。 ・路線バスや市民バス、鉄道など公共交通機関の利用しやすさが望まれています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国道 457 号の安全安心な歩行及び自転車走行の空間を確保するため、歩道等の拡幅やバリアフリーに配慮した改良を関係機関との連携により進めます。 ◆地域の公共の移動手段となるバス交通の運行を維持するとともに、地域公共交通（乗合デマンド交通）の利便性の向上を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・岩ヶ崎地区内の道路は格子状に形成され、整備が完了しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者、障害者等にもやさしい、歩いて暮らせる市街地づくりを目指し、岩ヶ崎地区の歩道、生活道路のバリアフリーに配慮した改良を進めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・栗駒館山公園をはじめ、地域内の都市計画公園はすべて整備済みとなっています。 ・市民アンケートによると、日常や休暇に遊ぶことのできる場所の充実が望まれています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆岩ヶ崎地区においては、人口密度や誘致距離等に配慮し、生活の憩いの場、災害時の一時的な避難場所となる公園の確保に努めます。 ◆主要な集落地への公園、広場の確保に努めるとともに、地域住民との協働による公園、広場の維持管理を進めます。 ◆館山公園は、周辺の自然環境や歴史文化資源を活かした利用促進を図ります。

現況特性及び課題	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> 生活排水の汚水処理は、公共下水道及び合併処理浄化槽による整備を進めています。 三迫川の河川敷には、河川公園が整備されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共下水道または合併処理浄化槽の整備を継続して推進していきます。 ◆三迫川の治水機能の維持・強化と、河川公園の適切な管理による親水空間の維持を河川管理者と連携して進めます。
<ul style="list-style-type: none"> 岩ヶ崎地区の栗駒総合支所の周辺には、公益的施設の集積がみられ、機能集約型の生活利便性の高い中心地が形成されています。 中学校、高等学校などの教育施設が地域の南側に立地しています。 	◆岩ヶ崎地区への主要な都市機能の集約を進め、地域住民の日常生活の利便性の向上を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> 岩ヶ崎地区には活用されていない土地があります。 	◆未利用地の活用を検討します。

③都市環境

現況特性及び課題	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> 本地域の西側の大部分は、栗駒山の麓に位置する森林地帯が広がっています。 	◆森林地域は豊かな自然環境を保全するとともに、森林の持つ多様な機能の維持を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> 岩ヶ崎地区の商業地には、昔ながらの街並みが残されています。また、江戸時代から続く伝統行事が行われています。 岩ヶ崎地区は、栗駒山周辺の観光の拠点にふさわしい景観を形成していく必要があります。 本市を象徴する優良な田園地帯や森林の景観、栗駒山の眺望を次世代へ受け継ぐよう、保全を図る必要があります。 市民アンケートによる中学生意見では、「閑静な住環境があるまち」のイメージが強くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆岩ヶ崎地区の特性を踏まえた、個性ある街並みづくりを地域住民、事業者等と協働で進めます。 ◆栗駒山の観光の拠点となる岩ヶ崎地区の景観の維持、魅力の向上を図ります。 ◆田園地帯、森林の自然景観と農村景観の維持に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域外の丘陵地や山間部に集落が点在しています。 住民の自然災害等による防災意識が高まっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆山間部に位置する集落地等は、自然災害の防止対策を検討し、地域生活の安全の確保に努めます。 ◆自主防災組織の育成を進め、地域の防災力向上を図ります。

(4) 栗駒地域の整備方針図



図5-6 整備方針図（栗駒地域）

5-2-5. 金成地域

《対象範囲》 都市計画区域

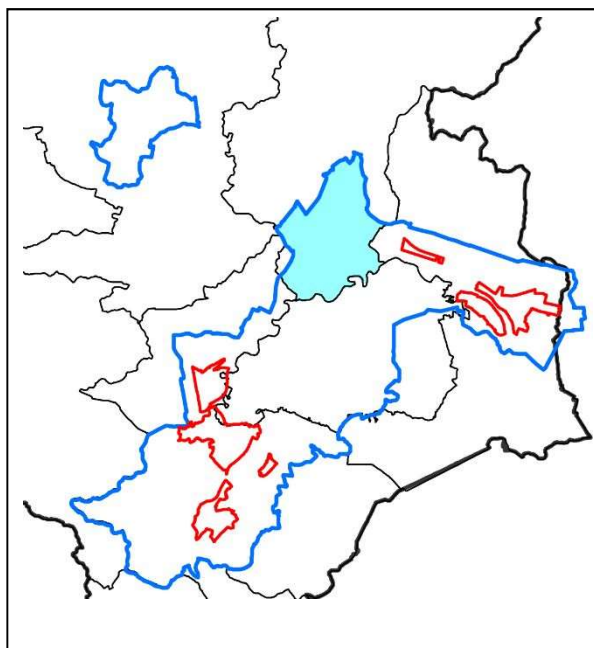
(1) 地域の現況

《位置、地勢・交通条件》

- 本地域は市北東側に位置しています。地域を南北に東北縦貫自動車道、国道4号、東西に(主)中田栗駒線が通り、地域の南側には東北縦貫自動車道の若柳金成 IC が設置されています。また、都市計画区域外の北側にはJR東北本線の有壁駅が設置されています。

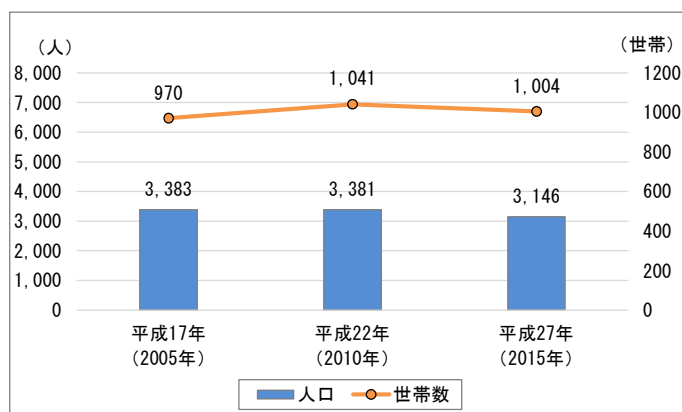
地域の南側には平坦地が広がり、東西に三迫川が流れています。

- 都市計画区域の北側の金成地域には東西方向に(主)中田栗駒線が通り、この(主)中田栗駒線と国道4号沿いを中心として、金成地域の主要な集落地(金成地区、沢辺地区)が形成されています。



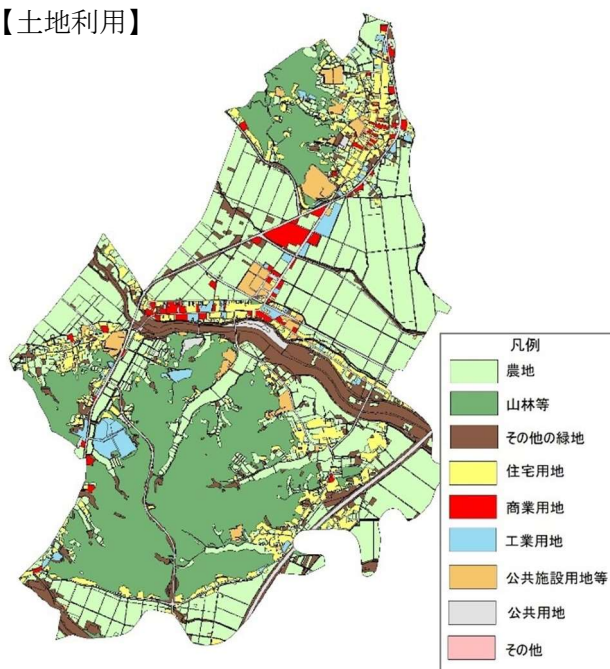
《人口増減の推移》

- 本地域の都市計画区域の人口は減少傾向にあり、平成17年の約3,400人から平成27年では約3,200人となっています。
- 世帯数は平成17年から平成27年で約1,000世帯と近年では横ばいの状況となっています。



※令和2年度県北地区都市計画基礎調査(宮城県)より

【土地利用】



《土地利用現況》

- 用途別の土地利用現況は、地域の約40%が農地で占められており、広大な田園地帯を形成しています。
- 農地のほか、山林等、その他の緑地を合わせた自然的な土地利用は約79%を占めています。山林等は地域の北側の丘陵地などにまとまって存在しています。
- 都市的な土地利用では住宅用地が最も多く地域の約8%を占めています。その他、公共施設用地が約3%、商業用地、工業用地が約2%となっています。

分類	農地	山林等	その他の緑地	住宅用地	商業用地	工業用地	公共施設用地等	公共用地	その他	全体
面積 (ha)	362.0	253.4	106.0	69.0	15.7	19.4	22.6	63.7	1.6	913.4
構成比	39.6%	27.7%	11.6%	7.5%	1.7%	2.1%	2.5%	7.0%	0.2%	100.0%

※令和2年度県北地区都市計画基礎調査(宮城県)より

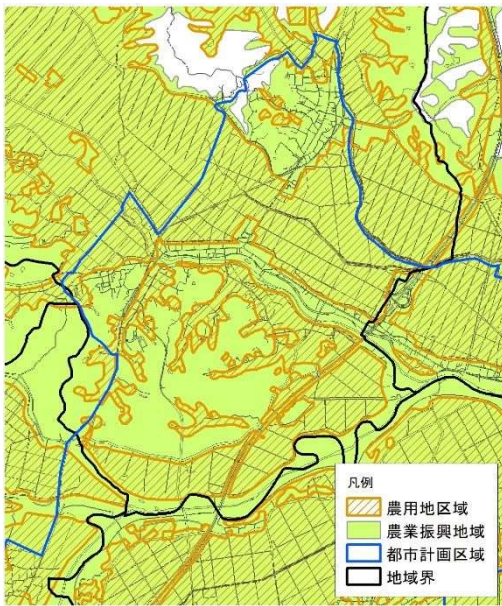
《開発・農地転用の状況》

- 最近の5か年で28件の新築が行われています。そのうち68% (19件) が住宅、約18% (5件) が工業となっています。
- 5年間の農地転用の届出は21件となっています。

分類	住宅	商業	工業	公共	その他	総数
農地転用件数 (件)	7	0	2	0	12	21
新築着工件数 (件)	19	4	5	0	0	28

※令和2年度県北地区都市計画基礎調査(宮城県)より

【法規制】



※令和2年度県北地区都市計画基礎調査(宮城県)より

《法的な規制》

- 地域のほぼ全域が農業振興地域に指定されています。
- 集落地や山林等を除いた区域が農業振興地域農用地区域に指定されており、ほ場整備された優良な田園地域が広がっています。

《主要な施設》

- 行政施設は、金成総合支所が地域の中心部に立地しています。
- 教育施設は、金成幼稚園、金成小中学校、栗原市教育研究センターが立地しています。
- 文化施設は、金成歴史民俗資料館、けやき会館が立地しています。
- 公園は、都市計画公園である金成けやき公園、金成沢辺臥牛館公園、金成三迫河川公園が整備されています。
- 金成地域の国道4号沿いに金成工業団地が整備されています。また、若柳金成IC隣接地には若柳金成インター工業団地が整備されています。

《住民意見》

地域のまちづくりの状況についての満足度は、「山林、河川、農地など自然環境の豊かさ」「新幹線や高速道路を利用することによる遠出への利便性」が高く、「日常や休暇に遊ぶことのできる場所の充実」「日常、徒歩や自転車での買い物の利便性」が低くなっています。

地域の将来のイメージとしては、一般市民では「健康・福祉が充実したまち」「道路や歩道が充実したまち」、中学生では「閑静な住環境のあるまち」「通勤通学に便利な公共交通が充実したまち」のイメージが強くなっています。

(2) 地域づくりのテーマと目標

【地域づくりのテーマ】

交通条件に恵まれた農業と産業の地域

地域づくり の目標①

生活に密着した中心地づくり

- ・金成地区、沢辺地区への生活に密着した地域の中心地の機能維持
- ・既存住宅地の住環境の向上
- ・金成地区住宅地の街並みの保全

地域づくり の目標②

地域の活性化を図る雇用の場づくり

- ・金成工業団地、若柳金成インター工業団地の機能維持
- ・若柳金成 IC など良好な交通条件を活かした新たな雇用の場の確保

地域づくり の目標③

農業の地域づくり

- ・優良な水田地帯の保全
- ・本市を印象づける田園景観の維持・保全

(3) 地域づくりの現況・課題と整備・保全の方針

①土地利用

現況特性及び課題	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・金成地区、沢辺地区に生活を支える商業施設の立地がみられ、まとまりのある中心的な商業地は存在していません。 ・地域における生活の中心地の明確化と生活に必要な商業施設・利便施設等の機能集約を図る必要があります。 ・市民アンケートによる意見では「日常、徒歩や自転車での買い物の利便性」が望まれています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆金成地区、沢辺地区には、各地区の生活やコミュニティ形成の中心となる拠点を配置し、適切な土地利用を誘導します。また、その他の地区への商業施設等の出店を抑制していきます。 ◆地域の中心地である金成総合支所、金成公民館周辺は、商業、医療をはじめとする日常生活に必要な都市機能の集積を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域には広大な田園地帯が広がっています。本市を象徴する田園環境であるとともに、食糧生産の基盤としての優良農地を維持、保全していく必要があります。 ・田園環境と共生する集落地が点在しています。 ・優良な田園地帯の保全と集落地の住環境の維持と向上を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆優良な農地の保全に努めます。 ◆田園地帯に共生する集落地の田園居住の環境維持と向上を図り、地域のコミュニティ維持と定住促進に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・金成地域に金成工業団地が整備されています。また、若柳金成 IC 隣接地では、若柳金成インター工業団地が整備されています。 ・働く場となる工場、事業所の確保が急務となっています。 ・IC 周辺の交通条件を活かし、本市及び地域の産業振興を図るため、優良な企業の誘致を進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆金成工業団地の機能を維持します。 ◆若柳金成インター工業団地（大林地区）の良好な交通条件を活かした企業誘致を推進します。 ◆IC 周辺の良好な交通条件を活かした産業系土地利用の拡大を検討していきます。

②都市施設

現況特性及び課題	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・都市基盤が未整備のまま形成された集落地には、生活道路の幅員やネットワークが不足している地区が一部にみられます。 ・地域の北側には JR 有壁駅が立地しています。 ・市民アンケートによる意見では「道路や歩道が充実したまち」、中学生意見では「通勤通学に便利な公共交通が充実したまち」のイメージが強くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者、障害者等にもやさしい、安全安心な歩行空間を確保するため、(主)中田栗駒線などの主要な幹線道路の歩道の改良を道路管理者と連携して進めます。 ◆集落地において、狭小幅員や行き止まりの解消など、身近な生活道路の改善を図ります。 ◆地域の公共の移動手段となるバス交通の運行を維持するとともに、地域公共交通（乗合デマンド交通）の利便性の向上を図ります。 ◆JR 有壁駅は市民バスとの交通結節機能の強化により、公共交通の利用促進を図ります。

現況特性及び課題	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全、公園や緑地が充実したまちづくりが望まれています。 ・市民アンケートによる意見では「日常や休暇に遊ぶことのできる場所の充実」が望まれています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆主要な集落地への憩いの空間となる公園、広場の確保に努めます。 ◆地域住民との協働による公園、広場の維持管理を進めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水の汚水処理は、公共下水道及び合併処理浄化槽による整備を進めています。 ・三迫川が本地域内を流れていますが、水辺及び河川敷は、有効に活用されていません。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共下水道または合併処理浄化槽の整備を継続して推進して行きます。 ◆三迫川の治水機能の維持・強化と、河川公園の適切な管理による親水空間の維持を河川管理者と連携して進めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・地区の日常の生活に必要な公益的施設、生活利便施設が主要集落地に立地しています。 ・若柳金成 IC など、将来の都市拠点の形成が見込まれる地区があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆主要な集落地における各種公益的施設の機能維持と、利便性の向上を図ります。 ◆若柳金成 IC 周辺への都市機能の配置について、住民及び関係機関との協働で検討し、適切な誘致を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・歴史や文化を発信する施設として、金成歴史民俗資料館、けやき会館があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆金成歴史民俗資料館、けやき会館の維持と利用促進を図ります。

③都市環境

現況特性及び課題	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・本市を象徴する広大で優良な田園地帯を次世代へ受け継ぐよう、保全を図る必要があります。 ・自然環境の保全を図るまちづくりが望まれています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆田園地域において、「都市化を図る区域」と「保全を図る区域」の明確化とともに、「保全を図る区域」の保全の徹底に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地及び商店街の街並みに対して、地域住民の関心が高くなっています。 ・金成地域には、一部、街道筋の街並みが残されています。 ・市民アンケートによる中学生意見では「閑静な住環境のあるまち」のイメージが強くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆主要集落地の住宅地及び商業地の街並み景観づくりを地域住民と協働で進めます。 ◆街道筋の街並み景観の維持に努めます。 ◆田園地帯の自然景観と農村景観の維持に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・中心地周辺の丘陵地などに集落が点在しています。 ・住民の自然災害等による防災意識が高まっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆丘陵地等に位置する集落地は、自然災害の防止対策を検討し、地域生活の安全の確保に努めます。 ◆自主防災組織の育成を進め、地域の防災力向上を図ります。

(4) 金成地域の整備方針図



図5-7 整備方針図（金成地域）

5-2-6. 西部地域

《対象範囲》 一迫地域／鶯沢地域／花山地域（都市計画区域外）

（１）地域の現況

《位置、地勢・交通条件》

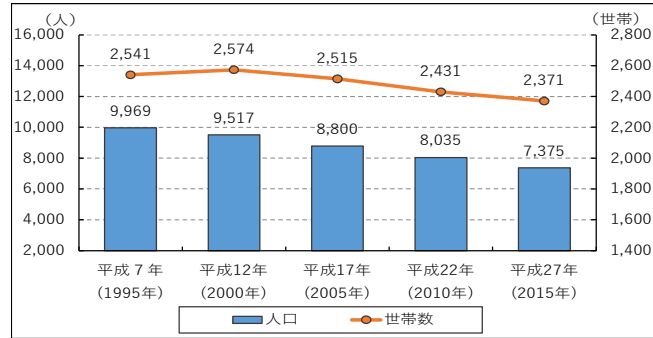
- 本市の西側に位置する都市計画区域外の地域で、一迫地域は、南北の山地に挟まれた築館地域から連なる迫川流域の平坦な地形で形成されています。また、鶯沢地域は、南側及び北側を山間地に挟まれた東西に細長い地域を形成しています。花山地域は、栗駒山から連なる起伏のある山間地となっています。
- 本地域の東西方向に国道 398 号が通り、築館地域の中心市街地から一迫地域及び花山地域の中心地を結んでいます。南北方向には国道 457 号が通り、鶯沢地域及び栗駒地域を結んでいます。
- 一迫地域の東側、国道 398 号と（主）栗駒岩出山線の交差点付近の真坂地区に一迫地域の中心となる主要な集落地が形成されています。
- 鶯沢地域では、東端の平坦地（鶯沢地区）と地域の西側の沢地（細倉地区）にまとまりのある集落地がみられます。
- 細倉地区は鉾山の町として栄えましたが、鉾山産業の低迷とともに町が衰退化している経緯があります。
- 花山地域の東側には花山湖があり、その湖畔に集落地や観光施設などの集積がみられます。

【位置図】

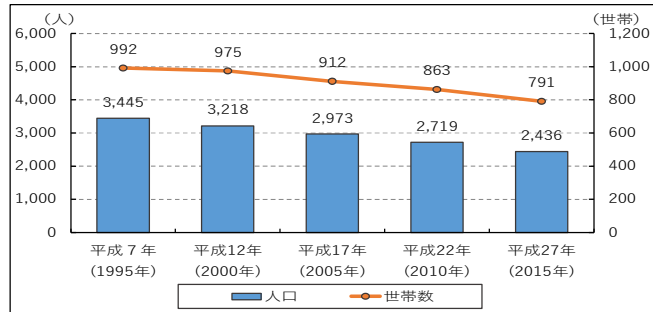


《人口増減の推移》

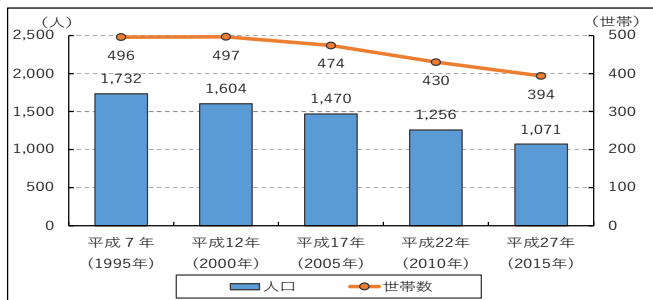
○ 一迫地域の人口は減少傾向にあり、平成7年の約10,000人から平成27年には約7,400人となっています。世帯数についても減少傾向にあり、平成7年の約2,500世帯から平成27年には約2,400世帯となっています。



○ 鶯沢地域の人口は減少傾向にあり、平成7年の約3,400人から平成27年には約2,400人となっています。世帯数についても減少傾向にあり、平成7年の約1,000世帯から平成27年には約800世帯となっています。



○ 花山地域の人口は減少傾向にあり、平成7年の約1,700人から平成27年には約1,100人となっています。世帯数についても減少傾向にあり、平成7年の約500世帯から平成27年には約400世帯となっています。



※令和2年度県北地区都市計画基礎調査(宮城県)より

《主要な施設》

- 行政施設は、一迫総合支所が真坂地区に、鶯沢総合支所が地域の東端の旧くりでん鶯沢駅前、花山総合支所が花山湖の北側の主要な集落地にそれぞれに立地しています。
- 教育施設は、一迫地域には一迫幼稚園、一迫小学校、栗原西中学校、一迫商業高校が真坂地区に立地しています。鶯沢地域には鶯沢幼稚園、鶯沢小学校が鶯沢地区に立地しています。花山地域には花山幼稚園が花山湖の北側の主要な集落地に、花山小学校が花山湖の南側に隣接して立地しています。
- 文化施設は、一迫地域真坂地区にふれあいホール、一迫埋蔵文化財センター、山王史跡公園などが立地しています。仙台藩花山村寒湯御番所跡や千葉周作ゆかりの家などの施設が地域内各地に分布しています。
- 鶯沢地区には、鉾山の町として栄えた経緯から、細倉マインパークなど、数々の産業に関連する遺産や文化が継承されています。閉山となった細倉鉾山は、近代化産業遺産として認定されており、また、近年では、鉾山の技術を活かしてエコ・リサイクル関連施設、企業の立地もみられます。

- 鶯沢地域には旧くりでんの軌道敷跡が地域の中心部を東西方向に通り、本地域内には3つの駅跡地があります。
- 花山地域の観光・交流施設として、道の駅「路田里はなやま」が花山湖の北側の主要な集落地内国道398号沿いに立地しています。また、地域西側の山間地は有数の温泉地であり、温湯温泉郷などが分布しています。
- 一迫地域真坂地区の迫川沿いには一迫中央公園が整備されており、スポーツ・レクリエーション、親水の場となっています。
- 鶯沢地域西側の山林には金田森公園が整備されています。

《住民意見》

一迫地域のまちづくりの状況についての満足度は、「山林、河川、農地など自然環境の豊かさ」「下水道の整備」が高く、「日常や休暇に遊ぶことのできる場所の充実」「商店街のまち並みのきれいさ」が低くなっています。

地域の将来のイメージとしては、一般市民「道路や歩道が充実したまち」「工業・産業の活力のあるまち」、中学生では「公園や緑地が充実したまち」のイメージが強くなっています。

鶯沢地域のまちづくりの状況についての満足度は、「山林、河川、農地など自然環境の豊かさ」「下水道の整備」が高く、「日常、徒歩や自転車での買い物の利便性」「日常や休暇に遊ぶことのできる場所の充実」が低くなっています。

地域の将来のイメージとしては、一般市民では「道路や歩道が充実したまち」、中学生では「健康・福祉が充実したまち」「公園や緑地が充実したまち」「閑静な住環境のあるまち」のイメージが強くなっています。

花山地域のまちづくりの状況についての満足度は、「山林、河川、農地など自然環境の豊かさ」「下水道の整備」が高く、「日常、徒歩や自転車での買い物の利便性」「十分な働く場所（工場・事業所など）」が低くなっています。

地域の将来のイメージとしては、一般市民では「工業・産業の活力のあるまち」のイメージが強くなっています。

(2) 地域づくりのテーマと目標

【地域づくりのテーマ】

歴史・文化・自然を活かした観光と産業の田園居住地域

地域づくり の目標①

自然環境と共生する地域の中心地づくり

- ・真坂地区への地域の生活における中心機能の維持と歩いて暮らせる住宅地の環境維持
- ・築館地域の中心市街地やくりこま高原駅へのアクセス道路の整備促進
- ・鶯沢地区への地域の生活における中心機能の維持
- ・花山地区への生活利便施設が集積する生活拠点の機能強化
- ・自然、農地と共生する集落地の居住環境維持と向上
- ・既存集落地の居住環境の向上と静寂な集落環境の維持

地域づくり の目標②

豊かな自然・緑、地域資源を活かした観光・産業の地域づくり

- ・森林・水辺・温泉・地域固有の歴史・文化資源・花などの地域資源を活かした観光の振興
- ・細倉メインパークの観光拠点機能の強化と鉱山関連資源などを活用した新たな観光資源の開発
- ・一迫地域と花山地域の観光ネットワークの強化
- ・地域内外の交流を促進する公園や道の駅の有効活用
- ・地域の特性を活かした環境負荷のない新たな産業の振興

地域づくり の目標③

農地・山林の地域づくり

- ・水田、山林の保全
- ・本市を印象づける田園、森林の自然景観の維持、保全
- ・農地と共生する集落地の居住環境の維持と向上
- ・田園居住を促進する居住地の創出
- ・自然環境とふれあう金田森公園の維持・活用

(3) 地域づくりの現況課題と整備・保全の方針

①土地利用

現況特性及び課題	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・真坂地区に一迫地域の中心地が形成され、地域の生活を支える商業地が形成されています。 ・鶯沢地区、細倉地区にそれぞれにおける生活を支える商業施設の立地がみられますが、まとまりのある中心的な商業地は存在していません。 ・行政施設や鶯沢小学校が、鶯沢地区に立地しています。 ・花山湖の北側に主要な施設が集積する集落地が形成されています。 ・地域における生活の中心地の明確化と生活に必要な商業施設・便利施設等の機能集約を図る必要があります。 ・市民アンケートによる意見では一迫・花山地域とも「工業・産業の活力のあるまち」の将来イメージが強くなっています。 ・鶯沢地域の市民アンケートによる意見では「日常、徒歩や自転車での買い物の利便性」が望まれています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆真坂地区は、地域の生活やコミュニティ形成の中心となる中心地として、適切な土地利用を誘導します。 ◆鶯沢地区には、地域の生活やコミュニティ形成の中心となる中心地として、適切な土地利用を誘導します。 ◆花山湖の北側には、日常生活に必要な都市機能の集約を図る土地利用を誘導します。
<ul style="list-style-type: none"> ・花山地域の山間地帯の森林、一迫地域の北側及び南側の丘陵地の緑など、本地域は、豊かな自然環境に包まれています。 ・一迫地域の中央部、北側及び南側の丘陵地に挟まれた区域に平坦な田園地帯が広がっています。本市を象徴する田園環境であるとともに、食糧生産の基盤としての優良農地を維持、保全していく必要があります。 ・田園地帯及び丘陵地に集落地が点在し、自然環境と共生した居住地となっています。 ・鶯沢地区、細倉地区に市営住宅団地や、まとまりある集落などの居住地がみられます。 ・鶯沢地域には佐野住宅団地や森下住宅団地など、一定の住環境の水準を備えた市営住宅が供給されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆豊かな自然環境と優良な農地の保全に努めます。 ◆森林地帯、田園地帯に共生する集落地の居住の環境維持と向上を図り、地域のコミュニティ維持と定住促進に努めます。 ◆農地保全と定住促進を図るため、農地を活かした新たな生活スタイルの住宅地(農地付住宅・別荘地など)の提供を検討します。 ◆鶯沢地区と細倉地区における自然環境が感じられる住環境の維持と向上を図り、人口減少の抑制と地域のコミュニティの維持に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・鶯沢地域には鉱山遺産や文化が息づいており、新たな産業、研究への展開が進められています。 ・働く場所となる工場・事業所の確保が急務となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆細倉地区において、鉱山技術やエコ・リサイクル産業分野など、本地域の特性を活かした企業、研究機関等の誘致と、その受け皿となる産業基盤づくりを誘導します。

現況特性及び課題	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・西部地域の東側にはまとまりのある水田地帯が広がっています。本市を象徴する田園環境であるとともに、食糧生産の基盤としての優良農地を維持、保全していく必要があります。 ・鶯沢地域の中央部より西側は、鉛川の沢地沿いを除いて森林地帯に覆われています。 ・西部地域の将来像として「豊かな自然環境や田園環境が保全されるまち」「観光・交流が盛んなまち」「スポーツ・レクリエーション施設が充実したまち」が望まれています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆優良な農地、豊かな森林の保全に努めます。 ◆森林等の自然環境は、環境への負荷に配慮しつつ、観光・交流・レクリエーション活動等の振興に活用します。

②都市施設

現況特性及び課題	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路は、国道398号、457号、(主)栗駒岩出山線、(主)古川一迫線、(主)花山一迫線が通り、地域の骨格を形成しています。 ・市民アンケートによる意見では両地域とも「道路や歩道が充実したまち」、中学生意見では「通勤通学に便利な公共交通が充実したまち」の将来イメージが強くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆集落地を通る主要な幹線道路には、安全安心な歩行及び自転車走行の空間を確保するため、歩道等の拡幅やバリアフリーに配慮した改良を関係機関との連携により進めます。 ◆地域の公共の移動手段となるバス交通の運行を維持するとともに、地域公共交通（乗合デマンド交通）の利便性の向上を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・一迫地域には、山王史跡公園・牛淵公園などの特色ある公園が整備されています。 ・自然環境の保全が望まれています。 ・鶯沢地域には、金田森公園、千刈田公園が整備されています。 ・市民アンケートによる中学生意見では、西部地域で「日常や休暇に遊ぶことのできる場所の充実」や「公園や緑地が充実したまち」の将来イメージが強くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆主要な集落地への憩いの空間となる公園、広場の確保に努めます。 ◆地域住民との協働による公園、広場の維持管理を進めます。 ◆既存公園については、地域のニーズに見合った公園となるよう必要に応じて改良を行い、利用促進を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水の汚水処理は、公共下水道及び合併処理浄化槽による整備を進めています。 ・迫川、花山湖などの水辺があり、一部、水辺及び河川敷が有効活用されています。 ・二迫川、鉛川が鶯沢地域内を流れていますが、水辺及び河川敷は、有効に活用されていません。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共下水道または合併処理浄化槽の整備を継続して推進していきます。 ◆迫川の治水機能の維持・強化と、公園等の適切な管理による親水空間の維持を管理者と連携して進めます。 ◆二迫川、鉛川の治水機能の維持・強化と、河川公園の適切な管理による親水空間の維持を河川管理者と連携して進めます。

現況特性及び課題	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・真坂地区に地域の生活を支える商業施設、生活利便施設及び住宅地などが集積する本地域の中心地が形成されています。 ・花山湖の北側に、公益的な施設の集積が図られています。また、道の駅「路田里はなやま」が設置されており、地域の情報発信、地域内外の交流促進の施設として活用されています。 ・鶯沢地域では、地域の日常の生活に必要な公益的施設、生活利便施設が鶯沢地区に立地しています。 ・細倉マインパーク、近代化産業遺産である細倉鉦山などの歴史文化を活かした観光資源があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の生活に必要な公益的施設の機能の維持、向上に努めます。 ◆自然環境や固有の歴史文化資源や既存施設を活かした観光振興、広域的な交流促進に努めます。

③都市環境

現況特性及び課題	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境、広大な農地、歴史文化資源が地域に多数分布しています。これらの地域資源を活かした地域振興を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆遺跡などの歴史文化資源や森林・農地などを活かした体験・学習型観光、温泉温浴施設による保養・滞在型観光など、本市の奥座敷となる観光・交流による地域の活性化を地域住民、関係機関との協働で進めます。 ◆農地、丘陵地などの豊かな自然環境や既存の集落環境を保全します。
<ul style="list-style-type: none"> ・本市を象徴する優良な田園地帯や森林の景観、眺望を次世代へ受け継ぐよう、保全を図る必要があります。 ・自然環境の保全を図るまちづくりが望まれています。 ・細倉地区は、歴史文化の観光の拠点にふさわしい景観を形成していく必要があります。 ・市民アンケートによる意見では、主に一迫地域で「商店街のまち並みのきれいさ」が望まれています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆森林地帯の自然環境を維持し、平地部から望む眺望景観の確保に努めます。 ◆田園地帯、森林の自然景観と農村景観の維持に努めます。 ◆中心地の商業地及び住宅地の街並み景観づくりを地域住民と協働で進めます。 ◆細倉地区は、“歴史文化の町”にふさわしい景観づくり、魅力の向上を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・西部地域には丘陵地などに集落が点在しています。 ・住民の自然災害等による防災意識が高まっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆丘陵地等に位置する集落地は、自然災害の防止対策を検討し、地域生活の安全の確保に努めます。 ◆自主防災組織の育成を進め、地域の防災力向上を図ります。

(4) 西部地域（一迫地域・鷺沢地域・花山地域）の整備方針図

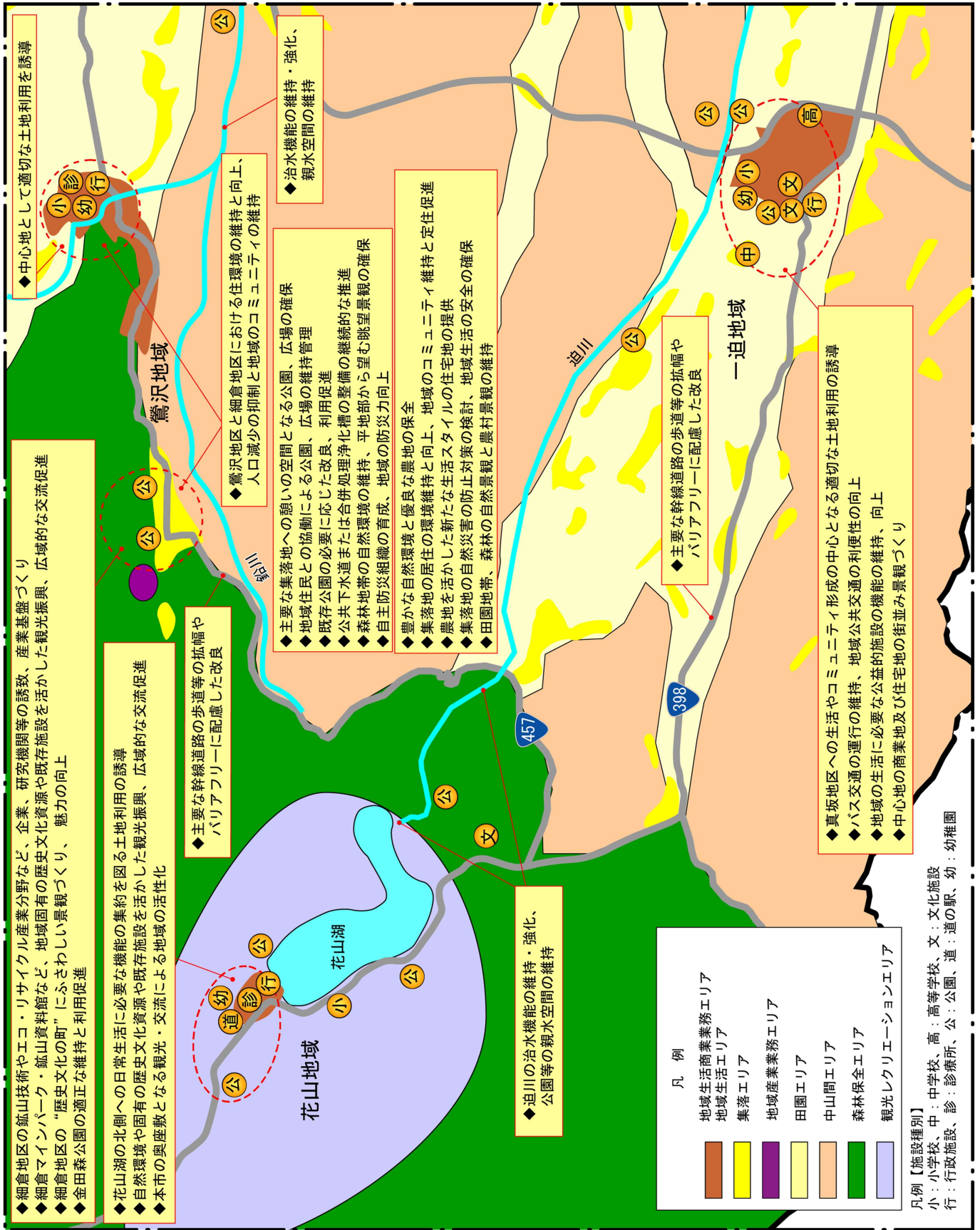


図5-8 整備方針図（西部地域（一迫地域・鷺沢地域・花山地域））

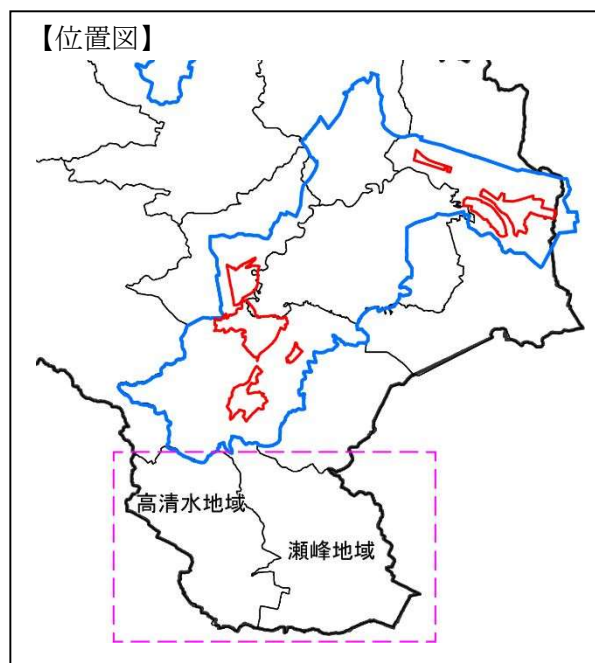
5-2-7. 南部地域

《対象範囲》 高清水地域／瀬峰地域 （都市計画区域外）

（１）地域の現況

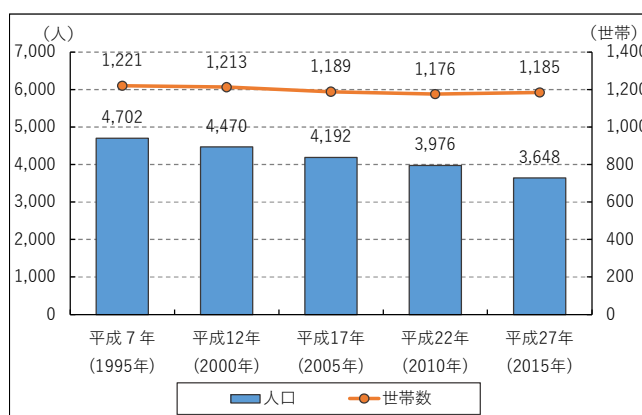
《位置、地勢・交通条件》

- 本市の南側に位置する都市計画区域外の地域で、中央部を東西方向に形成される水田地帯と、南側及び北側の台地・丘陵地の地形で形成されています。
- 高清水地域には南北方向に国道4号が通り、バイパスが整備されています。その旧道沿いを中心に地域の中心地が形成されています。
- 瀬峰地域東側には南北方向に JR 東北本線が通り瀬峰駅が設置されています。瀬峰駅の西側に地域の中心地が形成されています。
- 地域の中央部東西方向に(主)古川佐沼線が通り、高清水地域と瀬峰地域の中心地を結ぶ、地域の骨格を形成しています。

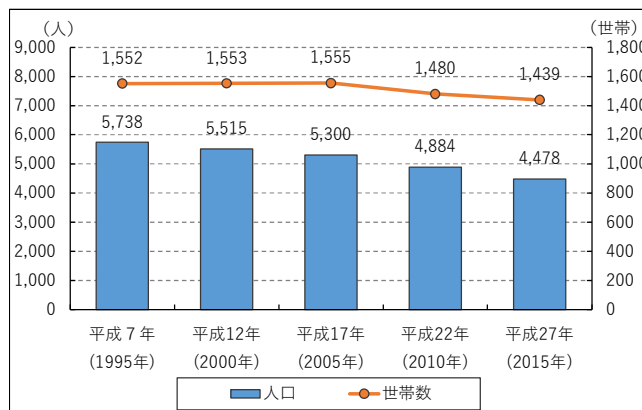


《人口増減の推移》

○ 高清水地域：本地域の人口は減少傾向にあり、平成7年の約4,700人から平成27年では約3,600人となっています。一方、世帯数は平成7年から平成27年で約1,200世帯と近年では横ばいの状況となっています。



○ 瀬峰地域：本地域の人口は減少傾向にあり、平成7年の約5,700人から平成27年では約4,500人となっています。世帯数についても減少傾向にあり、平成7年の約1,600世帯から平成27年では約1,400世帯となっています。



※令和2年度県北地区都市計画基礎調査(宮城県)より

《主要な施設》

- 行政施設は、高清水総合支所、瀬峰総合支所がそれぞれの地域の中心地に立地しています。
- 教育施設は、高清水地域には高清水幼稚園、高清水小学校が、瀬峰地域には瀬峰幼稚園、瀬峰小学校、栗原南中学校が、それぞれの地域の中心地に立地しています。
- 文化施設は、高清水生涯学習館、瀬峰テアリホールが立地しています。
- 医療施設は、両地域の中心部に市立診療所が立地しています。
- 主要な公園は、高清水地域に外濠公園、桂葉清水公園、瀬峰地域に五輪堂山公園などが整備されています。
- 新田沢工業団地をはじめ、地域内には工業系の土地利用が散在しています。

《住民意見》

高清水地域については、地域のまちづくりの状況についての満足度は、「山林、河川、農地など自然環境の豊かさ」「新幹線や高速道路を利用することによる遠出への利便性」が高く、「日常、徒歩や自転車での買い物の利便性」「日常や休暇に遊ぶことのできる場所の充実」が低くなっています。

地域の将来のイメージとしては、一般市民では「健康・福祉が充実したまち」、中学生では「公園や緑地が充実したまち」「閑静な住環境のあるまち」のイメージが強くなっています。

瀬峰地域については、地域のまちづくりの状況についての満足度は、「山林、河川、農地など自然環境の豊かさ」「避難所などの災害への備え」が高く、「日常、徒歩や自転車での買い物の利便性」「日常や休暇に遊ぶことのできる場所の充実」が低くなっています。

地域の将来のイメージとしては、一般市民では「農林・畜産業が盛んなまち」「健康・福祉が充実したまち」「道路や歩道が充実したまち」、中学生では「工業・産業の活力のあるまち」のイメージが強くなっています。

(2) 地域づくりのテーマと目標

【地域づくりのテーマ】

南の玄関口に位置する、生活利便な居住の地域

地域づくり の目標①

南の玄関口となる交流拠点づくり

- ・ JR 瀬峰駅の交通結節機能、交流機能の強化と駅周辺への適正な都市機能の誘導
- ・ 国道4号沿道への交流機能の導入と適正な土地利用誘導

地域づくり の目標②

仙台都市圏の通勤にも対応する生活・居住の環境づくり

- ・ 瀬峰地区、高清水地区への生活に密着した地域の中心地の機能維持
- ・ 既存住宅地、集落地における住環境の向上
- ・ 安全で安心な歩行者空間の確保

地域づくり の目標③

地域に密着した雇用の場づくり

- ・ 地域特性を活かした新たな企業の誘致

(3) 地域づくりの現況・課題と整備・保全の方針

①土地利用

現況特性及び課題	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・両地区の中央を通る（主）古川佐沼線の沿道を中心に地域の生活を支える商業地や住宅地、公益的施設が集積し、本地域の中心地が形成されています。 ・地域の中心地内には、建築物等が密集した地区がみられるなど、生活環境のさらなる向上を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高清水地区及び瀬峰地区には、地域の生活やコミュニティ形成の中心となる中心地に適切な土地利用を誘導し、本地域の身近な生活拠点の形成を図ります。 ◆住宅地の住環境の向上を図り、地域のコミュニティ維持と定住促進に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・新田沢工業団地などの工業地が地域内に分布しています。 ・国道4号沿いには、物流関係企業の進出が見られます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の雇用と活力を創出する企業誘致に努めます。 ◆国道4号沿いは、本市の南の玄関口にふさわしい適切な土地利用を誘導します。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の北側と南側の丘陵地の緑、丘陵地に挟まれた区域に広がる田園地帯など、本地域は、豊かな自然環境に包まれています。 ・田園地帯は、食糧生産の基盤としての優良農地を維持、保全していく必要があります。 ・田園地帯及び丘陵地に集落地が点在し、自然環境と共生した居住地となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆丘陵地の山林や優良な農地の保全に努めます。 ◆森林地帯、田園地帯に共生する集落地の居住の環境維持と向上を図り、地域のコミュニティ維持と定住促進に努めます。

②都市施設

現況特性及び課題	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路は、国道4号、（主）古川佐沼線、（主）鹿島台高清水線、（主）田尻瀬峰線が通り、地域の骨格を形成しています。 ・（主）古川佐沼線は、高清水地区と瀬峰地区の中心地及びJR瀬峰駅を機能的につないでいます。 ・JR瀬峰駅が地域の東側にあり、仙台への通勤圏になっています。 ・中心地内の住宅地には、幅員の狭い不整形な道路があり、また、安全な歩行者空間が不足しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆主要な幹線道路には、安全安心な歩行及び自転車走行の空間を確保するため、歩道等の拡幅やバリアフリーに配慮した改良を関係機関との連携により進めます。 ◆集落地において、狭小幅員や行き止まりの解消など、身近な生活道路の改善を図ります。 ◆鉄道利用の利便性の向上を図るため、駅周辺への駐車場確保と維持を関係機関、駅周辺住民と連携して進めます。 ◆地域の公共の移動手段となるバス交通の運行を維持するとともに、地域公共交通（乗合デマンド交通）の利便性の向上を図ります。

現況特性及び課題	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・外濠公園、桂葉清水公園、五輪堂山公園などの特色ある公園が整備されています。 ・市民アンケートによる高清水地域の意見では、「公園や緑地が充実したまち」のイメージが強くなっています。 ・市民アンケートによる瀬峰地域の意見では「日常や休暇に遊ぶことのできる場所の充実」が望まれています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の中心地及び主要な集落地への公園、広場の確保に努めます。 ◆地域住民との協働による公園、広場の維持管理を進めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水の汚水処理は、公共下水道及び合併処理浄化槽による整備を進めています。 	◆公共下水道または合併処理浄化槽の整備を継続して推進していきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・高清水地区、瀬峰地区には、地域の生活を支える商業施設、生活利便施設及び住宅地などが集約されています。 	◆地域の生活に必要な公益的施設の機能の維持、向上に努めます。

③都市環境

現況特性及び課題	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・両地域の中心地の周辺は、丘陵地の緑、田園地帯など、豊かな自然環境に包まれています。 	◆農地、丘陵地の豊かな自然環境や既存の集落環境を保全します。
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地及び商店街の街並みに対して、地域住民の関心が高くなっています。 ・JR瀬峰駅周辺及び国道4号沿いは、本市の玄関口にふさわしい景観を形成していく必要があります。 ・本市を象徴する優良な田園地帯や森林の景観、眺望を次世代へ受け継ぐよう、保全を図る必要があります。 ・市民アンケートによる意見では、主に高清水地域で「閑静な住環境づくり」が望まれています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆中心地の商業地及び住宅地の街並み景観づくりを地域住民と協働で進めます。 ◆国道4号沿いの景観づくり、魅力の向上に努めます。 ◆田園地帯、森林地帯の自然景観と農村景観の維持に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・瀬峰地域では中心地周辺の丘陵地などに集落が点在しています。 ・住民の自然災害等による防災意識が高まっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆丘陵地等に位置する集落地は、自然災害の防止対策を検討し、地域生活の安全の確保に努めます。 ◆自主防災組織の育成を進め、地域の防災力向上を図ります。

(4) 南部地域（高清水地域・瀬峰地域）の整備方針図

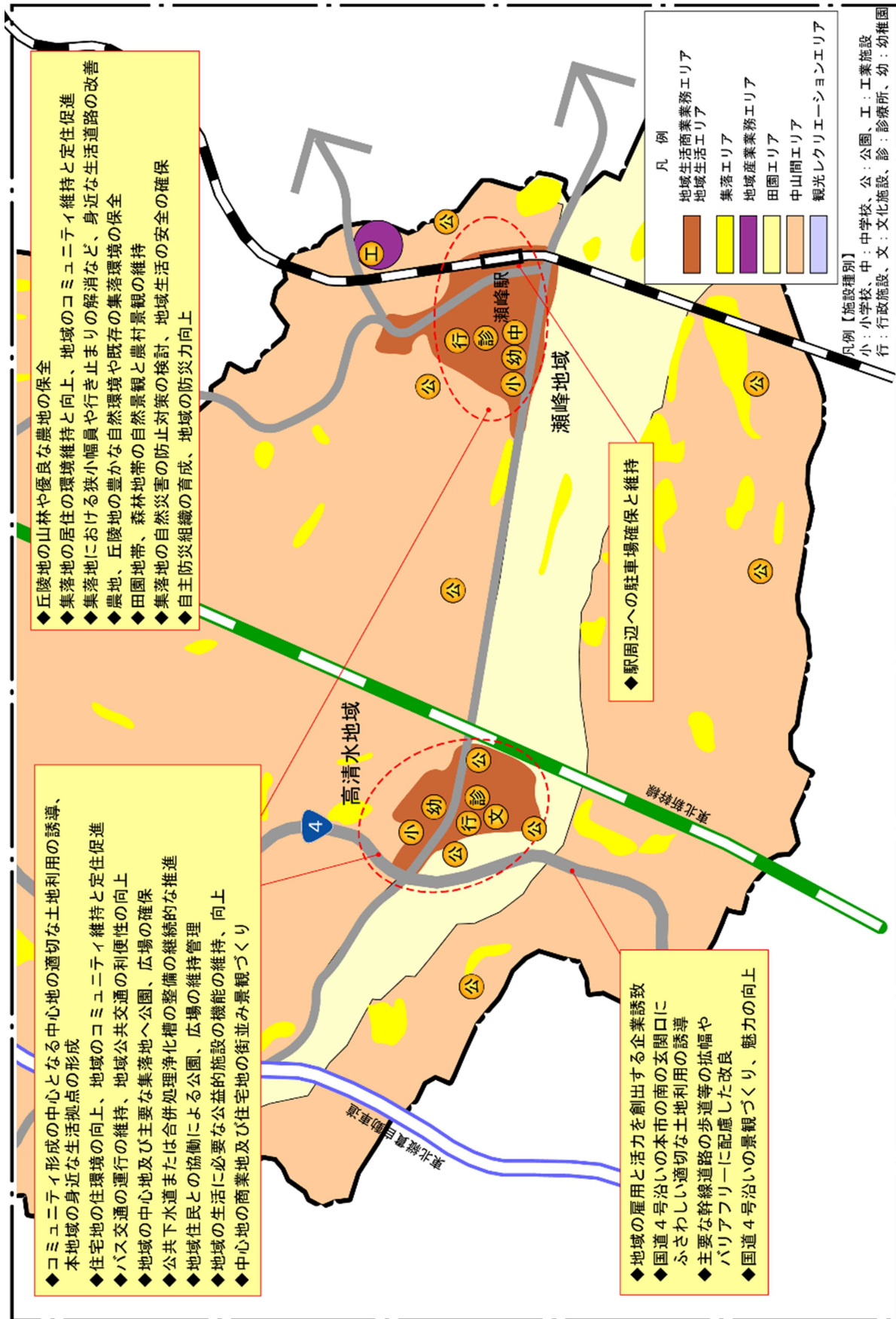


図5-9 整備方針図（南部地域（高清水地域・瀬峰地域））

第6章 実現化方策の検討

6-1. 実現化の基本方針

6-1-1. 土地利用の実現化方針

(1) 中心市街地の活性化

《対象》商業業務市街地エリア

実現化に向けた考え方	想定される事業・取り組み	目標
○中心市街地の活性化に向けてハード・ソフトの事業を展開していきます。		目標 ①
(ハード事業の展開) ・道路、広場等の公共施設等の整備、改善 ・電線地中化、歩道の景観形成・ユニバーサルデザイン化 ・観光、集客施設の整備 ・共同店舗、街なか住宅等の建築物の建設 等	◆土地区画整理事業、市街地再開発事業などの都市基盤や建築物の整備 ◆街路事業、各種道路事業及び各種活性化事業の助成等による道路・歩道・広場等の整備	
(ソフト事業の展開) ・商店街の街並み景観づくりに向けた土地利用用途や建築物等の建て方等の規制、誘導 ・空き店舗の有効活用 等	◆地区計画、建築協定などによる誘導 ◆ビジネスチャレンジサポート事業による空き店舗の活用促進 ◆空家総合対策事業、移住定住支援事業による空き家の活用	

(2) 中心地の商業環境の向上

《対象》商業業務市街地エリア、地域商業業務エリア

実現化に向けた考え方	想定される事業・取り組み	目標
○商業環境、街並みづくりに向けて、土地利用用途や建築物等の建て方等の規制、誘導を定めます。 ○建築物の建て替え時期等に合わせて、商業環境・街並み景観づくりを誘導します。	◆ビジネスチャレンジサポート事業による商業環境の整備 ◆地区計画、建築協定などによる誘導	目標 ③

【都市づくりの目標】

- 目標①：中心地や各地域が利便性の高い公共交通で結ばれた都市構造の形成
- 目標②：豊かな自然環境と歴史文化の保全活用
- 目標③：商工業の振興に向けた基盤整備
- 目標④：新たな中核機能地域の形成
- 目標⑤：災害に強いまちづくりの推進

(3) 幹線道路沿道への商業・業務施設の誘導

《対象》沿道型商業業務エリア

実現化に向けた考え方	想定される事業・取り組み	目標
<p>○幹線道路沿道や郊外部への商業・業務系土地利用に関する地域の特性に応じた規制、誘導の内容を定めます。</p> <p>○土地利用や建築の方針に見合った店舗・事業所等の建築の計画的誘導、出店企業、事業者の誘致を図ります。</p>	<p>◆用途地域及び特別用途地域の指定による規制、誘導</p> <p>◆条例、協定等の制定</p> <p>◆企業誘致等への支援</p>	<p>目標 ③</p>

(4) 地域特性を活かした地域の商業空間の形成

《対象》地域生活商業業務エリア

実現化に向けた考え方	想定される事業・取り組み	目標
<p>○商業地の道路や歩道、商業施設・公益的施設などの各種施設のバリアフリー化等の整備、改善に取り組みます。</p> <p>○地域の個性を活かした商業空間、街並みづくりに向けた土地利用、建物等の建て方などの規制、誘導を行います。</p>	<p>◆道路事業による道路・歩道等の整備</p> <p>◆地区計画、建築協定などによる誘導</p>	<p>目標 ③</p>

(5) 都市基盤が整備された良好な住環境の維持と向上

《対象》住環境保全エリア

実現化に向けた考え方	想定される事業・取り組み	目標
<p>○地域住民や民間団体などによる街路樹、公園・緑地などの維持管理を行います。</p>	<p>◆地域住民、ボランティア、NPOなどの活動支援</p> <p>◆住民自治活動推進・活動助成事業による地域活動の支援</p>	<p>目標 ③</p>
<p>○街並み景観づくりに向けて、土地利用用途や建築物等の建て方等の地域のルール(規制、誘導)を定めます。</p> <p>○建築物の建て替え時期等に合わせて、街並み景観づくりを誘導します。</p>	<p>◆地区計画、建築協定などによる誘導</p>	

【都市づくりの目標】

- 目標①：中心地や各地域が利便性の高い公共交通で結ばれた都市構造の形成
- 目標②：豊かな自然環境と歴史文化の保全活用
- 目標③：商工業の振興に向けた基盤整備
- 目標④：新たな中核機能地域の形成
- 目標⑤：災害に強いまちづくりの推進

(6) 都市基盤が不足している地区の住環境の改善

《対象》住宅地誘導エリアの一部、環境共生住宅地の一部

実現化に向けた考え方	想定される事業・取り組み	目標
<p>○必要な公共施設の位置、地区における土地利用用途や建築物等の建て方等の地域のルール(規制、誘導)を定めます。</p> <p>○確保された公共施設用地において、道路・公園等を整備します。</p>	<p>◆地区計画、建築協定などによる誘導</p> <p>◆道路事業、公園事業などによる道路・公園等の整備</p>	<p>目標 ①</p>

(7) 新たな住宅市街地の整備

《対象》住宅地誘導エリアの一部

実現化に向けた考え方	想定される事業・取り組み	目標
<p>○権利者、関係者との合意形成と、協働による地域の整備計画の策定を行います。</p> <p>○宅地及び都市基盤整備等を実施します。</p>	<p>◆開発行為</p> <p>◆土地区画整理事業</p>	<p>目標 ①</p>
<p>○街並み景観づくりに向けて、土地利用用途や建築物等の建て方等の地域のルール(規制、誘導)を定めます。</p>	<p>◆地区計画、建築協定などによる誘導</p>	

<p>【都市づくりの目標】 目標①：中心地や各地域が利便性の高い公共交通で結ばれた都市構造の形成 目標②：豊かな自然環境と歴史文化の保全活用 目標③：商工業の振興に向けた基盤整備 目標④：新たな中核機能地域の形成 目標⑤：災害に強いまちづくりの推進</p>
--

(8) 集落地の住環境の向上

《対象》 集落エリア

実現化に向けた考え方	想定される事業・取り組み	目標
○生活道路や歩道、汚水処理施設等の整備、改善を進めます。	◆道路事業による道路・歩道等の整備 ◆合併処理浄化槽の設置	目標 ②
○集落の景観維持、創出に向けた土地利用用途や建築物等の建て方等地域のルール(規制、誘導)を定めます。	◆集落地区計画、地区計画、建築協定などによる誘導	
○水田、畑地等の農地、森林等の自然環境の維持保全を図ります。	◆各種の農業基盤整備事業 ◆農林業振興に資する事業、助成制度の活用 ◆都市計画法、農業振興地域整備法、森林法等に基づく、農地及び自然環境保全に関する地域、地区の指定による規制・誘導	

(9) 工業系土地利用の促進

《対象》 産業業務市街地エリア、地域産業業務エリア

実現化に向けた考え方	想定される事業・取り組み	目標
○工業団地など、都市基盤が整備された工業地の土地利用を促進するため、企業の誘致を図ります。	◆企業誘致等への支援	目標 ③
○住宅地などに隣接する工業地は、周辺環境と調和を図るよう、工業系土地利用の規制・誘導の方策を定めます。	◆地区計画、建築協定、緑地協定などによる規制誘導	
○工業施設周辺への緑化等を促進します。		

【都市づくりの目標】

- 目標①：中心地や各地域が利便性の高い公共交通で結ばれた都市構造の形成
- 目標②：豊かな自然環境と歴史文化の保全活用
- 目標③：商工業の振興に向けた基盤整備
- 目標④：新たな中核機能地域の形成
- 目標⑤：災害に強いまちづくりの推進

(10) 新たな都市拠点の形成

《対象》 中核機能エリア

実現化に向けた考え方	想定される事業・取り組み	目標
<p>○栗原市中核機能地域の整備の基本構想に基づき、面的な基盤整備事業の実施を検討します。</p> <p>○基盤整備後の宅地の建築活動を促進します。また、建築活動と一体となった都市の拠点にふさわしい街並みづくりを誘導します。</p>	<p>◆土地区画整理事業、市街地開発事業などの都市基盤や建築物の整備</p> <p>◆街路事業、道路事業及び各種活性化事業の助成等による道路・歩道・広場等の整備</p> <p>◆地区計画、建築協定などによる規制誘導</p> <p>◆地権者や住民などの関係権利者の合意形成</p> <p>◆都市計画の見直しの検討</p>	<p>目標 ④</p>

(11) 都市的土地利用の抑制

《対象》 田園エリア、中山間エリア、森林保全エリア、観光レクリエーションエリア

実現化に向けた考え方	想定される事業・取り組み	目標
<p>○農地、山林などの自然的環境の維持保全を図る各種の法律に基づき、都市的土地利用への転換や開発の抑制を行います。</p>	<p>◆各種の自然環境、森林、農地等の保全に関する地域、地区の指定による規制</p>	<p>目標 ②</p>
<p>○自然環境及び農地等の維持保全を住民や関連団体等との協働により取り組みます。</p>	<p>◆地域住民、ボランティア、NPOなどの組織づくりや活動等への支援</p>	

【都市づくりの目標】

- 目標①：中心地や各地域が利便性の高い公共交通で結ばれた都市構造の形成
- 目標②：豊かな自然環境と歴史文化の保全活用
- 目標③：商工業の振興に向けた基盤整備
- 目標④：新たな中核機能地域の形成
- 目標⑤：災害に強いまちづくりの推進

6-1-2. 都市施設整備の実現化方針

(1) 交通体系 目標①：中心地や各地域が利便性の高い公共交通で結ばれた都市構造の形成

①幹線道路

- 国道及び県道は、各々の問題点を解消するため、幅員の拡幅、歩道の設置及び改善、右折レーン設置などの交差点改良等を必要に応じて行うよう、関係機関に要望します。
- 国道4号築館バイパスは、終点付近の史跡入の沢遺跡の保存活用計画などとの調整を図りつつ、線形の見直し検討を関係機関と協議し、必要に応じて都市計画決定の見直しを行います。
- 整備された都市計画道路は、適正な維持管理に努めます。
- 未整備の都市計画道路及び新たな幹線道路は、道路事業や面的な整備事業に伴って整備を進めます。また、長期未着手の都市計画道路については、関係機関と協議しながら、計画的な整備を検討します。

②生活道路、歩行者系道路

- 生活道路は、適正な維持管理に努めるとともに、問題箇所について、必要な整備、改修を進め、道路交通の安全確保に努めます。
- 新たに形成される市街地においては、面的な整備事業に伴って生活道路を整備します。
- 道路管理者との協議の上、幹線道路や河川の整備・改修に合わせて、歩道及び歩行者自転車専用道路、河川沿いなどの緑道の整備・改修を一体的に進めます。

③公共交通

- 新幹線、在来線の鉄道利用の促進、利便性の向上を図るため、施設の整備、改善を鉄道事業者に要望します。
- 駅周辺への駐車場・駐輪場は、地域住民の協力のもと確保に努めます。
- 高速バスの利用促進と利便性の向上を図るため、運行の維持と運行本数・ルート拡充、バス利用者のための駐車場確保や停留所施設の改善などをバス事業者と協働で進めます。
- 市民バス等の運行の維持と利用促進に努めます。また、栗原市地域公共交通網形成計画や栗原市地域公共交通再編実施計画に基づき、必要に応じて、運行本数・ルートの見直しを検討し、行政、事業者、地域住民で支え合う、利用しやすく持続可能な公共交通を確立します。

(2) 公園・緑地 **目標②：豊かな自然環境と歴史文化の保全活用**

- 既設の公園は、今後、地域住民やボランティアなどとの協働による維持管理を進めます。
- 市街地における新たな都市公園は、公園整備事業や面的な整備事業に伴って整備を進めます。
- 集落地域における農山村公園は、空地等を活用するなど、地域住民の協力を得て確保に努めます。
- 河川管理者との協議の上、水と緑に親しむことのできる公園の確保と適正な維持管理に努めます。
- 公共施設等総合管理計画に基づき、公園のあり方について検討を進めます。

(3) 河川・下水道 **目標②：豊かな自然環境と歴史文化の保全活用**

目標⑤：災害に強いまちづくりの推進

- 河川管理者との協議の上、河川の治水機能の維持と強化、さらに親水性の高い空間の整備に努めます。
- 生活排水は、地区の状況に応じて、公共下水道事業または合併処理浄化槽設置による整備を推進します。

(4) 公益的施設 **目標①：中心地や各地域が利便性の高い公共交通で結ばれた都市構造の形成**

- 既存施設の維持管理に努めるとともに、栗原市公共施設等総合管理計画、栗原市公共施設最適化計画に基づき、市民ニーズや周辺の類似施設の状況などを踏まえ、改修、統廃合、廃止の検討を進めます。
- 新たに必要となる施設は、施設整備計画や維持管理方針の立案を住民との協働により進めます。また、施設整備にあたっては、民間活力やPFI事業などの導入を検討します。
- 今後の施設の維持管理については、指定管理者制度の活用を積極的に進めます。

6-1-3. 都市環境の実現化方針

(1) 自然環境の保全・活用 **目標②：豊かな自然環境と歴史文化の保全活用**

- 森林や河川・湖沼の水辺、農地などの自然環境は、国定公園・保安林・ラムサール条約・農業振興地域など、各種土地利用の規制及び環境を保全する法律等を遵守して保全を図ります。
- 森林は、土地所有者及び地域住民等の合意に基づき、間伐などの自然環境の維持保全活動を支援します。
- 遊休農地、耕作放棄地は、農地所有者や農政関係機関等との協働により、農地の有効活用を促進します。
- 公園・緑地等の維持管理により河川の水辺環境の保全と水辺の有効活用を図ります。

(2) 景観形成 目標②：豊かな自然環境と歴史文化の保全活用

①自然景観

- 市街地から栗駒山などの山々の眺望景観を維持するため、眺望を遮る建築物等の高さの制限や景観を阻害する土地利用転換の抑制を都市計画法、建築基準法などの法律により、適切な規制・誘導を行います。
- 田園地帯・農村集落の景観は、農業振興地域農用地区域による優良農地の維持と集落地区計画、地区計画、建築協定など、住民合意に基づく集落地の土地利用の規制誘導を図ります。
- 農林部局の施策との整合を図り、森林、水田、畑地の保全や農林業の振興に資する事業、助成等を有効に活用します。

②市街地の景観

- 中心市街地においては、各種事業の導入や助成制度を活用した商業地の景観づくりを進めていくことを検討します。
- 住宅地の景観は、地区計画、建築協定、景観法など、住民合意に基づく規制誘導によって景観づくりを進めます。
- 工業施設は、企業等との協働により施設周辺の緑化を促進します。また、緑地協定等に基づく、工業施設内の緑化の誘導についても併せて検討します。
- 東北新幹線くりこま高原駅周辺は、地区計画、建築協定、景観法など、住民合意に基づく規制誘導によって本市の玄関口にふさわしい景観づくりを進めます。
- JR 瀬峰駅、石越駅(登米市)、有壁駅は、駅舎、駅前広場の建て替えや改修時等において、景観形成への配慮を鉄道事業者に要望します。また、駅周辺の建築物は、地区計画、建築協定など、関係権利者等の合意に基づく規制・誘導を検討します。

③道路の景観

- 街路事業等による道路整備に伴い、植樹帯の設置、舗装等の工夫を施します。
- 幹線道路沿道街区においては、地区計画、建築協定など、関係権利者等の合意に基づいて沿道土地利用用途や建築物の形態意匠等の規制・誘導を検討します。
- 各地域の中心地においては、シンボルロード整備や商店街の道路整備等を検討していきます。また、電線、電柱の地中化についても関係機関との調整を図りながら進めます。

(3) 生活環境の向上 目標⑤：災害に強いまちづくりの推進

- 福祉、環境保全、防災等に関連する各関係機関との連携を図り、実現化に努めます。
- 地震や水害など様々な災害のリスクに対し、より安全・安心なまちづくりを進めるため、地域防災計画と整合を図ります。
- 大規模な自然災害に備えた防災機能の強化に取り組むとともに、河川空間の整備に向けた国や県への働きかけを進めます。

6-2. 都市計画決定へ向けた考え方

6-2-1. 土地利用の規制誘導

(1) 都市計画区域、準都市計画区域の検討

本市の都市計画区域は、区域が連続していない4つの都市計画区域が存在していましたが、平成21年度の再編により新たに栗原都市計画区域を設定しました。都市機能を整備充実するため、今後も栗原都市計画区域を維持します。

また、都市計画区域外に位置する主要な集落地において、土地利用の規制誘導が必要な状況が生じた場合には、「準都市計画区域」の指定について、県との調整・検討を必要に応じて行います。

(2) 用途地域

用途地域は、本マスタープランに位置づけた土地利用の方向性や現況土地利用の状況などに配慮し、見直し検討を必要に応じて行います。

なお、見直しを行う場合に当たっては、土地利用フレームで算出した用途地域内に必要な都市的土地利用の面積の範囲内で用途地域を設定します。また、用途地域を拡大する場合には、農林水産の関係部署との調整を図ることに留意します。

(3) 特別用途地区

幹線道路沿道街区、築館地域及び若柳地域の中心地、中核機能エリア、東北新幹線くりこま高原駅周辺など、地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境保護等を図るため、特別用途地区による土地利用の規制誘導を必要に応じて検討します。

※特別用途地区：用途地域の土地利用の規制に加えて、その地区の特有の目的に応じた規制の緩和や強化を行うことにより、土地利用の向上や環境保護などを図るため定めるもの。
栗原市では将来的に用途地域の指定が見込まれる地域を含めて検討するもの。

(4) 立地適正化計画

本市が策定を進めている立地適正化計画において、都市のコンパクト化と公共交通のネットワーク化（コンパクトシティ・プラス・ネットワーク）のまちづくりを目的に、都市機能を誘導すべき区域の設定、居住を誘導すべき区域の設定等の施策により、市内それぞれの生活拠点で安心できる質の高い暮らしを維持できるように、マネジメントの視点をもって都市経営に取り組みます。

6-2-2. 都市施設

(1) 道路

既決定の都市計画道路は、本マスタープランにおける道路機能の位置づけを踏まえ、既決定の整備を促進します。

都市計画決定されているものの、計画決定後、整備が進展していない路線については、今後の整備の必要性、妥当性について再検討し、都市計画の廃止も視野に入れた見直しを適宜行います。

地域間連絡ネットワークを構成する幹線道路のうち、整備を促進するため必要な道路については、新たな都市計画決定を検討します。

(2) 公園・緑地

新市街地においては、面的な整備事業の動向などを踏まえ、必要に応じて住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）の計画決定を検討します。

既成市街地においては、既存の公園の位置、規模及び誘致圏を考慮の上、新たな住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）及び都市基幹公園の計画決定を検討します。

※街区公園：街区に居住する者（誘致距離 250m の範囲内・規模概ね 0.25ha）の利用を目的とした公園

近隣公園：近隣に居住する者（誘致距離 500m の範囲内・規模概ね 2ha）の利用を目的とした公園

地区公園：徒歩圏内に居住する者（誘致距離 1 km の範囲内・規模概ね 4ha）の利用を目的とした公園

都市基幹公園：市民全般の利用を目的とした公園（規模概ね 10～50ha の総合公園）

（国土交通省 HP より）

(3) 下水道

公共下水道事業は、令和 7 年度の概成を目指し、事業を推進します。また、新たな市街地の整備や人口集中等の変化に応じ、公共下水道区域の見直しと合併処理浄化槽による汚水処理事業を検討します。

(4) その他の公益的施設

終末処理場、ごみ焼却場などは、生活に必要な公益的施設の機能を確保するため、都市計画決定の必要性について検討します。

6-2-3. 市街地開発事業

新市街地の開発・整備を行う地区は、土地区画整理事業の施行を検討します。

中心市街地の改善を行う区域は、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの手法を用いて都市基盤施設の整備と中心市街地活性化を目的とした建物の建築を併せて行うことを検討します。

6-2-4. 地区計画

市街地環境の保全または改善が必要な地区、地域特性を活かしたまちづくりを行う地区などには、地区計画制度を活用した土地、建物利用の規制誘導を行います。

本市において、導入が考えられる地区計画のタイプは次のとおり想定されます。

(1) 拠点形成型

都市拠点にふさわしい機能、施設の維持や集積、景観形成を図る地区

(2) 商店街改善型

既存の商業地・商店街の景観づくり、活性化を図る地区

(3) 沿道商業業務地整序型

幹線道路沿道に商業・業務系の施設の適切な誘導を図る地区

(4) 住環境整備改善型

道路等の基盤施設の整備が不十分なままに形成された主に密集市街地であり、住環境・機能の確保・向上を図る地区

(5) 住環境保全型

計画的な開発・整備が行われ、既存の良好な住環境の保全を図る地区

(6) 宅地計画開発型

土地地区画整理事業などの面的整備を行う市街地において、良好な土地利用、建築誘導等を一体的に行い、良好な環境の形成を図る地区

(7) 集落環境整備保全型（集落地区計画）

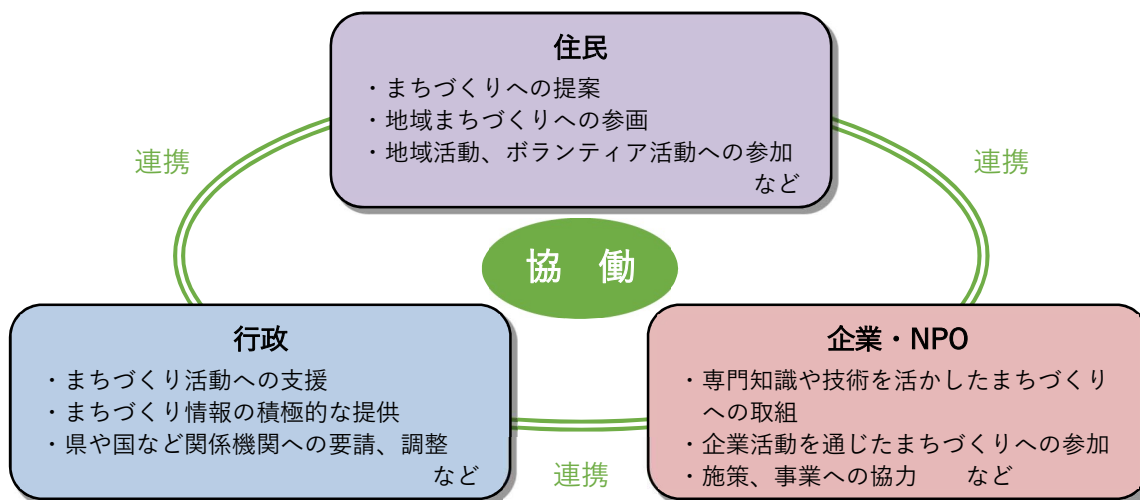
田園地域、森林地域に位置する集落地で、居住環境の維持及び向上を図る地区

6-3. 住民主体のまちづくりの実現化

本マスタープランに示された将来像の実現、計画的なまちづくりの推進にあたっては、住民とともに協働で進めることが重要です。

6-3-1. 協働によるまちづくり

本市のまちづくりは、社会経済情勢の変化や住民ニーズに対応しつつ、住民、企業・NPO、行政が適切な役割と責任を果たしながら、互いに協力し、力をあわせて進めていく、協働によるまちづくりを進めます。



6-3-2. まちづくり意識の啓発

まちづくりへの参加に対する住民の意識の向上を図るため、まちづくりに関する情報提供や意見収集の機会の創出などの啓発活動を進めます。また、都市計画制度の運用、まちづくりの進め方などについて、わかりやすく解説していくことに努めます。

6-3-3. 住民のまちづくり活動への支援

住民発意のまちづくり、計画策定段階からの住民参加を促進するため、地域住民やまちづくり市民団体、NPOなどの組織づくり、人材育成などの活動を支援します。

6-4. 国・県等との連携

まちづくりは長い時間をかけて進めていくとともに、実現までには多額な費用を要することから、本市の限られた人員・財源だけでは将来像の実現に向けた対応が困難なものと考えられます。

そのため、国や宮城県等の関係行政機関に対して、各種の補助・助成による支援や事業主体となって関与することなどの要望を適宜行っていきます。また、必要に応じて、既存の制度の拡充や創設などの要望も併せて行っていくこととします。